

AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS

著作権テキスト

～ 初めて学ぶ人のために ～

平成 28 年度

目 次

1. 知的財産権について	1
2. 著作権制度の沿革	2
3. 著作権制度の概要	3
(1) 作者の権利（著作権）	3
(2) 著作隣接権	4
(3) 「伝達的な行為」をする者の権利	6
4. 作者の権利	7
(1) 著作物	7
(2) 作者	10
(3) 権利の内容	12
〔参考〕プロバイダ責任制限法について	20
(4) 保護期間	21
〔参考〕旧著作権法下における著作権の保護期間について	23
〔参考〕映画の著作物の著作権の保護期間に関するこれまでの裁判例について	24
5. 著作隣接権	27
(1) 実演家の権利	28
(2) レコード製作者の権利	34
(3) 放送事業者の権利	37
(4) 有線放送事業者の権利	39
(5) 保護期間	40
6. 外国の著作物等の保護	42
(1) 著作権関係条約の原則	42
(2) 著作権及び著作隣接権関係条約の内容	43
〔参考〕©マークについて	48
(3) 近年採択された，又は現在検討中の条約	49
(4) 海賊版対策について	50
7. 他人の著作物を「利用」する方法	53
(1) 原則として権利者の「了解」を得る（「契約」する）	53
〔参考〕「自由利用マーク」について	54
(2) 「了解」を得なくてよい場合	55

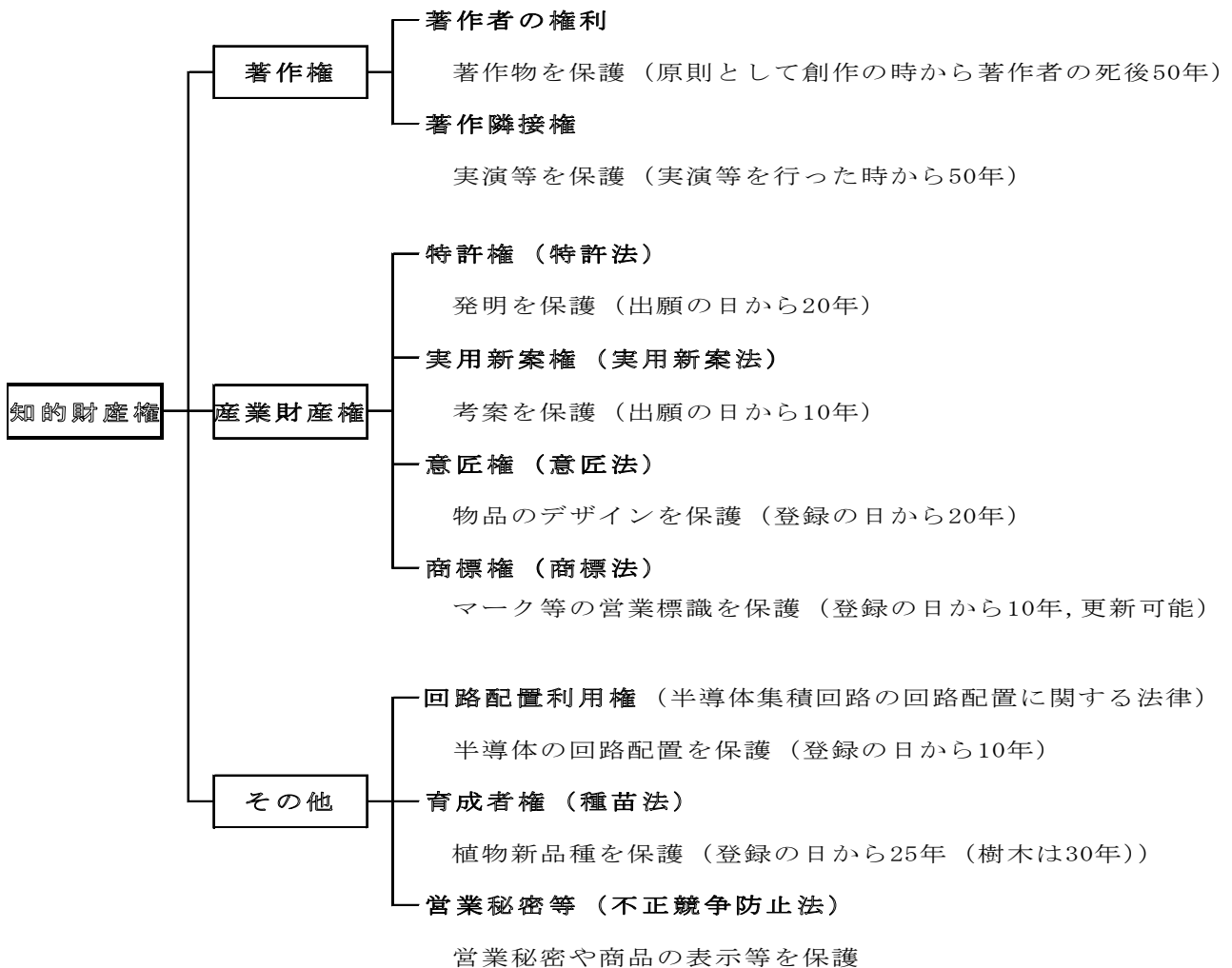
(3) ビジネスとして利用する場合のその他の仕組み	56
(4) 著作権関係団体	59
8. 著作物等の「例外的な無断利用」ができる場合	60
① 「私的使用」, 「付随対象著作物の利用」等	61
〔参考〕 私的録音録画補償金制度について	61
〔参考〕 映画の盗撮の防止に関する法律について	62
〔参考〕 違法配信からの私的使用目的のダウンロードについて	63
② 「教育」関係	67
③ 「図書館・美術館・博物館等」関係	70
④ 「福祉」関係	72
⑤ 「報道」関係等	74
⑥ 「立法」「司法」「行政」関係	76
⑦ 「非営利・無料」の場合の「上演」「演奏」「上映」「口述」「貸与」等関係	77
⑧ 「引用」「転載」関係	79
⑨ 「美術品」「写真」「建築」関係	81
⑩ 「コンピュータ・ネットワーク」関係	83
⑪ 「放送局」「有線放送局」関係	86
9. 著作権が「侵害」された場合の対抗措置	87
(1) 「刑事」の対抗措置	87
(2) 「民事」の対抗措置	89
(3) 著作権の侵害とみなされる行為	90
(4) 紛争解決あっせん制度	91
10. 登録制度について	92
(1) 登録の種類と効果	92
(2) 登録の手続	93
索引	
I 用語	95
II 略語	99
著作権法・著作権法施行令（抄）	巻末より

本テキストの構成と条文参照について

1. 本書は「著作権テキスト（目次）（本文）（索引）」「著作権法・著作権法施行令（抄）」の2編で構成されています。
2. 「著作権法条文及び施行令（抄）」は巻末からご利用ください。

1 知的財産権について

「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される、「他人に無断で利用されない」といった権利であり、これには以下のようなものが含まれます。なお、同じものを意味する用語として、「知的所有権」や「無体財産権」という用語が使われることもあります。



近年、知的財産権の対象は拡大される傾向にあり、今後、上記以外にもさまざまなものが保護の対象となる可能性があります。

なお、これらの権利のうち産業財産権等は、権利を取得するために「申請」「登録」などの手続きが必要ですが、著作権は、こうした手続きを一切必要とせず、著作物が創られた時点で「自動的に」付与するのが、国際的なルールとされています（権利取得のための「登録制度」などは禁止）。これを「無方式主義」といいます。

2 著作権制度の沿革

著作権の保護の歴史は非常に古く、15世紀中頃の印刷術の発明に始まるといわれ、ヨーロッパ諸国では18世紀から19世紀にかけて、著作権の保護に関する法律が作られました。

また、多くの国々が陸続きで接し合うヨーロッパでは、著作権は国を越えて保護しなければ意味がないため、19世紀後半から、ヨーロッパ各国の間で、二国間条約による相互保護が行われてきましたが、明治19(1886)年9月9日、10カ国がスイスのベルヌに集まり、いわゆる「ベルヌ条約（文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約）」が作成されました。

一方、我が国の著作権法制は、江戸時代まで遡ることができるとする説もありますが、「図書を出版する者」を保護する規定を持つ「出版条例」（明治2(1869)年）が、その先駆と考えられています。

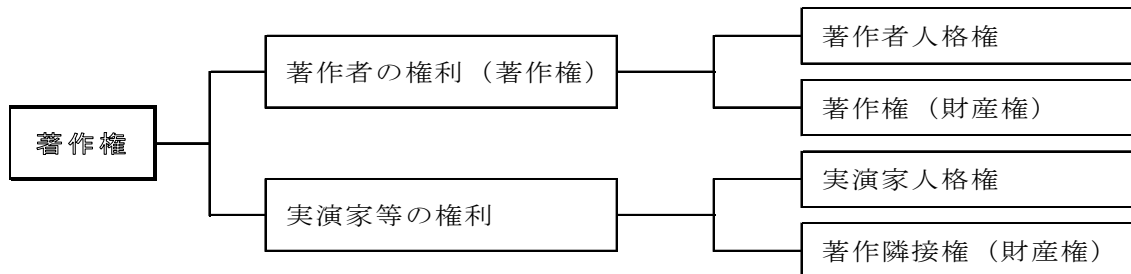
我が国が近代的な著作権法を備えたのは、明治32(1899)年に「著作権法」（いわゆる「旧著作権法」。以下「旧法」）を制定したときであり、この年同時に、著作権保護の基本条約である「ベルヌ条約」を締結しました。なお、アメリカが「ベルヌ条約」を締結したのは、平成元(1989)年のことです。

この法律は、数度の改正がなされましたが、昭和45(1970)年に至って全面改正が行われ、現在の著作権法が制定されました。

なお、新しい技術の開発・普及に迅速・適切に対応するとともに、国際ルール（条約）により定められた保護水準に適合させるため、さらに最近では、いわゆる「知的財産戦略」の確立・推進など、国全体として著作物等の知的財産を重視していく動きを踏まえた制度の見直しが行われており、著作権法は毎年のように改正されています。

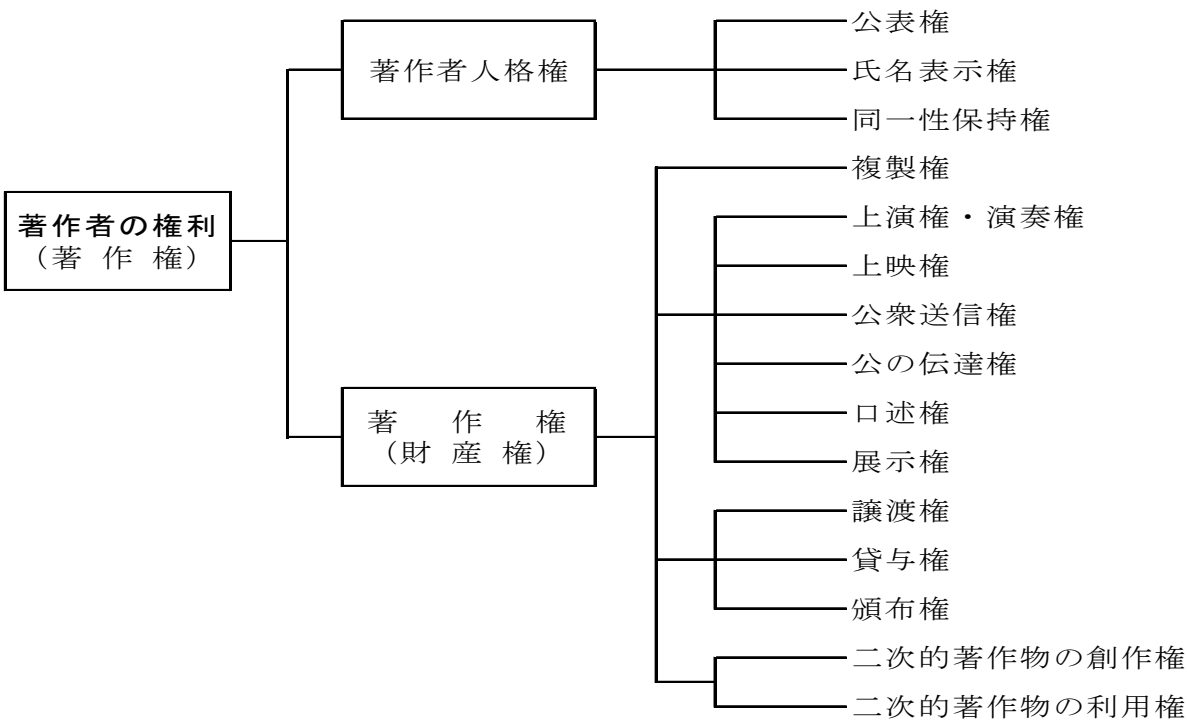
3 著作権制度の概要

知的財産権のうち「著作権」は、国際的なルール（条約）に従い、次のような権利によって構成されていますが、「著作権」という用語が広狭さまざまな意味に用いられているため、注意を要します。



(1) 作者の権利（著作権）

- 著作物……………小説，講演，音楽，美術，映画，コンピュータ・プログラム，データベースなど
- 作者……………著作物を創作した者
- 「作者の権利」の付与 ……「作者の権利」は，著作物を創作した時点で「自動的」に付与されるので，登録等は不要（無方式主義）
- 「作者の権利」の内容



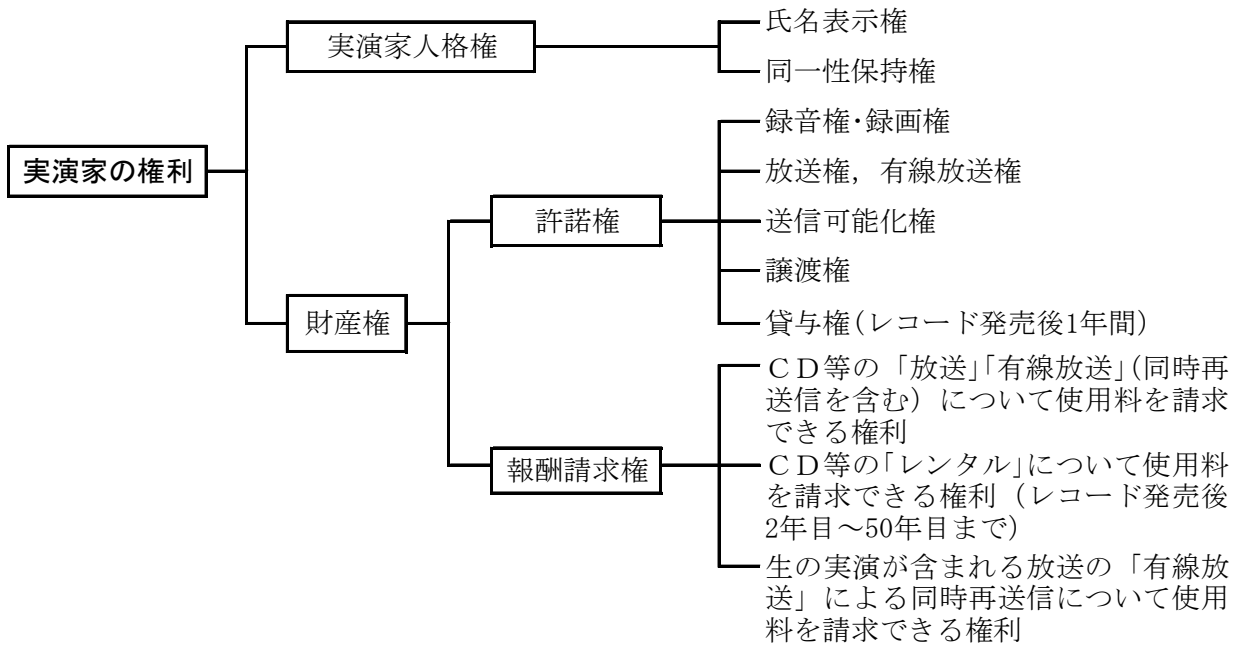
- 財産権における「〇〇権」の意味……他人が「無断で〇〇すること」を止めることができる（使用料などの条件を付けて、他人が〇〇することを認める）権利（許諾権）
- 「著作権（財産権）」の保護期間……原則として、創作のときから著作者の死後50年間まで（例外として、無名・変名の著作物及び団体名義の著作物については公表後50年。映画の著作物については公表後70年）
- 「著作者人格権」の保護期間 ……著作者の生存中（ただし、著作者の死後においても、原則として、著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない）

（2）著作隣接権

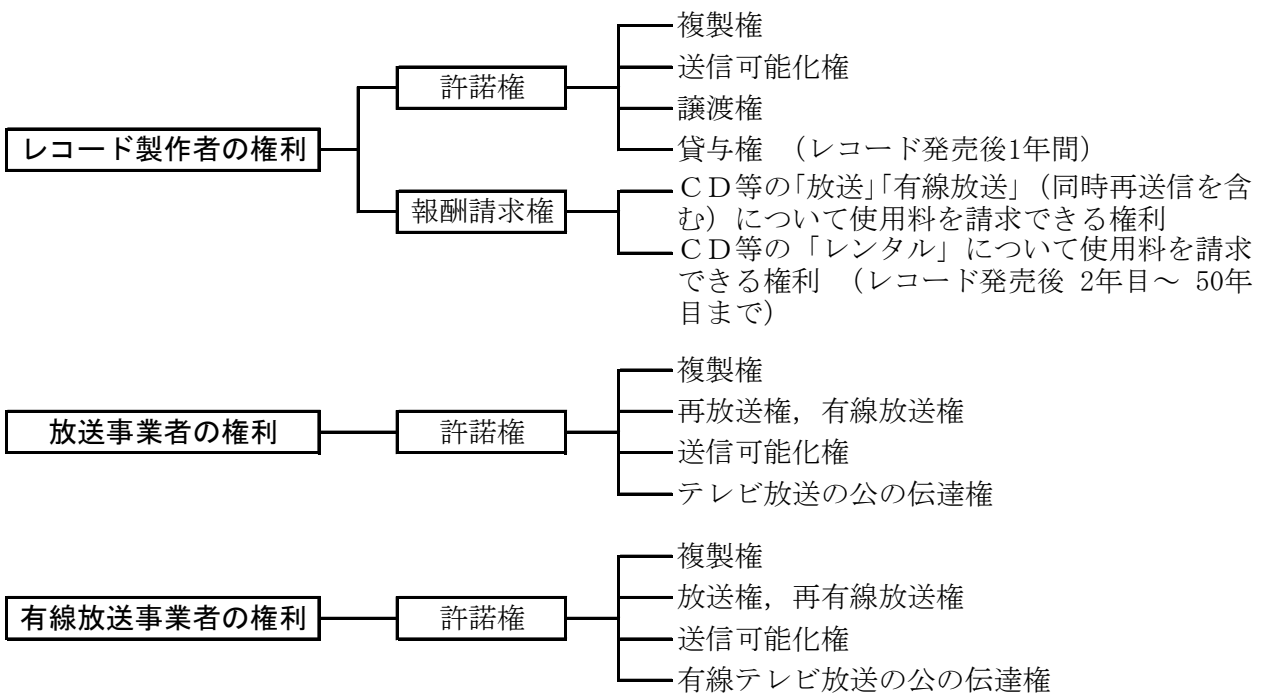
- 著作隣接権……著作物等を「伝達する者」（実演家，レコード製作者，放送事業者，有線放送事業者）に付与される権利
- 「著作隣接権」の付与 ……著作隣接権は，実演等を行った時点で「自動的」に付与されるので，登録等は不要（無方式主義）
- 著作隣接権者
 - ・ 実演家……著作物を演じる「歌手」「俳優」など（アマチュアがカラオケで歌っているような場合も含まれる）
 - ・ レコード製作者……音を最初に固定（録音）した人（アマチュアが鳥の鳴き声などを録音したような場合も含まれる）
 - ・ 放送事業者……同じ内容を受信者の手元まで無線で同時に送信する事業者（各国ごとの規制行政とは無関係であり，キャンパスFMなど，「放送法」等に基づく免許を得ていない場合も含まれる）
 - ・ 有線放送事業者……同じ内容を受信者の手元まで有線で同時に送信する事業者（各国ごとの規制行政とは無関係）

- (注)
- ・ 「放送法」上の放送 : 「不特定の人」向けの同時無線送信
 - ・ 「著作権法」上の放送 : 「不特定の人」又は「特定多数の人」向けの同時無線送信（「特定多数の人」向けの場合，「放送法」では「通信」に当たります）
 - ・ 著作権法には「通信」という概念は存在しません。

○ 著作隣接権の内容



(注) 実演家の了解を得て「映画の著作物」に「録音」「録画」された実演については、その後の利用について、実演家に財産権がありません。



※レコード製作者, 放送・有線放送事業者には「人格権」はなく, 「財産権」のみ認められています。

(注) ・許諾権…………… 他人が「無断で〇〇すること」を止めることができる (使用料などの条件を付けて他人が〇〇することを認める) 権利
 ・報酬請求権……… 他人が「〇〇した」ときに使用料を請求できる権利

○ 「著作隣接権」(財産権)の保護期間

	保護の始まり	保護の終わり
実 演	その実演を行ったとき	実演後50年
レコード	その音を最初に固定(録音)したとき	発行(発売)後50年(発行されなかったときは、固定〔録音〕後50年)
放 送	その放送を行ったとき	放送後50年
有線放送	その有線放送を行ったとき	有線放送後50年

- 「実演家人格権」の保護期間……………実演家の生存中(ただし、実演家の死後においても、原則として、実演家人格権の侵害となるべき行為をしてはならない)

(3) 「伝達的な行為」をする者の権利

国際的なルール(条約)では、著作隣接権は、「実演家」「レコード製作者」「放送事業者」に付与することとされていますが、我が国はこれよりも保護が厚く、「有線放送事業者」にも著作隣接権を付与しています。

また、「映画の製作・上映」や「本の出版・販売」も、ある意味で「原作」等の「伝達」を行っている(「レコード製作者」と似た行為をしている)ともいえますが、著作権に関する条約や多くの国々の著作権法は、次のような考え方を採っています(ただし、「レコード製作者」を著作者として保護したり、「出版者」に著作隣接権を付与している国も、一部には存在しています)。

○ 映画の創作者 = 著作者

映画の創作はある意味で「原作」や「脚本」を「伝達している」ともいえますが、映画を創る行為は、「著作物の創作」であるという考え方により、映画の創作者には「著作者の権利」が付与されています。

○ レコード製作者 = 著作隣接権者

レコードの製作(「音」の録音)は、「著作物の創作」ほどの創造性はないが、「著作物の創作に準ずる行為」であるという考え方により、レコード製作者には「著作隣接権」が付与されています。

○ 出版者 = 権利なし

本の製作(「文章」や「写真」などの印刷)は、現行の条約や多くの国の著作権法では、権利の対象となる行為とはされておらず、出版者には、著作者の権利も著作隣接権も与えられていません。(ただし、当事者間の契約により出版者に「出版権」を設定することは可能です。)

4 著作者の権利

(1) 著作物

「著作者の権利」によって「保護」されている（著作者に無断でコピーなどをしてはならないこととされている）ものは「著作物」といわれています。「著作物」は、著作権法の規定では、

**著作物 = 「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、
文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」**

と定義されています(第2条第1項第1号)。

具体的にどのようなものが著作物であるのかは、8頁の表に例示されています。しかし、これらはいくまでも例示であつて、著作物はこれだけに限りません。先に述べた定義にあてはまるもの、すなわち、以下の条件をすべて満たすものは、表に掲げられていないものであつても、著作物に該当することになります。

- (a) 「思想又は感情」を
- (b) 「創作的」に
- (c) 「表現したもの」であつて、
- (d) 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するもの

(a)の条件によって、「東京タワーの高さ：333メートル」といった「単なるデータ」など（人の思想や感情を伴わないもの）が著作物から除かれます。

(b)の条件によって、他人の作品の「模倣品」など（創作が加わっていないもの）が著作物から除かれます。また、「ありふれたもの」（誰が表現しても同じようなものになるもの）も創作性があるとはいえません。

(c)の条件によって、「アイデア」など（表現されていないもの）が著作物から除かれます（ただし、アイデアを解説した「文章」は表現されているため著作物になり得ます）。

(d)の条件によって、「工業製品」などが著作物から除かれます。

(注) 「特許権」は「アイデア」を保護し、「著作権」は「表現」を保護しています。このため、例えば、ある「薬」の製法について特許権が付与されている場合、1) その製法に従って、その薬を「製造・販売」すること(アイデアの利用)は、特許権の侵害となり、2) その製法を書いた「論文をコピー」すること(表現の利用)は、「著作権」の侵害になります。

① 保護を受ける著作物

我が国の著作権法によって保護を受ける著作物(無断で利用してはいけない著作物)は、次のいずれかに該当するものです(第6条)。

- (a) 日本国民が創作した著作物(国籍の条件)
- (b) 最初に日本国内で発行(相当数のコピーの頒布)された著作物(外国で最初に発行されたが発行後30日以内に国内で発行されたものを含む)(発行地の条件)
- (c) 条約により我が国が保護の義務を負う著作物(条約の条件)

なお、次のような著作物については、著作権の目的とはならないこととされています(第13条)。

- (イ) 憲法その他の法令(地方公共団体の条例, 規則を含む。)
- (ロ) 国, 地方公共団体又は独立行政法人・地方独立行政法人の告示, 訓令, 通達など
- (ハ) 裁判所の判決, 決定, 命令など
- (ニ) (イ)から(ハ)の翻訳物や編集物(国, 地方公共団体又は独立行政法人・地方独立行政法人が作成するもの)

② 著作物の種類

ア 一般の著作物

著作物の定義については、(1)で説明しましたが、この定義をさらに明確にするため、著作権法では、次の表に掲げられているように、著作物の種類を例示しています(第10条)。

言語の著作物	講演, 論文, レポート, 作文, 小説, 脚本, 詩歌, 俳句など
音楽の著作物	楽曲, 楽曲を伴う歌詞など
舞踊, 無言劇の著作物	日本舞踊, バレエ, ダンス, 舞踏, パントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画, 版画, 彫刻, マンガ, 書, 舞台装置など。 茶碗, 壺, 刀剣等の美術工芸品も含む。
建築の著作物	芸術的な建築物
地図, 図形の著作物	地図, 学術的な図面, 図表, 設計図, 立体模型, 地球儀など
映画の著作物	劇場用映画, アニメ, ビデオ, ゲームソフトの映像部分などの「録画されている動く影像」
写真の著作物	肖像写真, 風景写真, 記録写真など
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

なお、「映画の著作物」を除き、著作物として保護されるためには、「固定」(録音, 録画, 印刷など)されている必要はありませんので、「原稿なしの講演」や「即興の歌」なども保護の対象となります。

イ 「創作的な加工」によって創られる「二次的著作物」

ある外国の小説を日本語に「翻訳」した場合のように、一つの著作物を「原作」とし、新たな創作性を加えて創られたものは、原作となった著作物とは別の著作物として保護されます（「翻訳」などをした人が著作者）。このような著作物は、「二次的著作物」と呼ばれています。小説を「映画化」したもの、既存の楽曲を「編曲」したものなども、このような二次的著作物です（**第2条第1項第11号、第11条**）。

なお、二次的著作物を「創る」場合には、原作の著作者の了解が必要です（3頁、18頁の「二次的著作物の創作権」参照）。また、第三者が二次的著作物を「利用」する（コピーや送信などをする）にあたっては、「二次的著作物の著作者」の了解のほかに、「原作の著作者」の了解も得ることが必要です（3頁、18頁の「二次的著作物の利用権」参照）。

ウ 「創作的な組合せ」によって創られる「編集著作物」と「データベースの著作物」

詩集、百科事典、新聞、雑誌のような「編集物」は、そこに「部品」として収録されている個々の著作物などとは別に、「全体」としても「編集著作物」として保護されます（**第12条**）。

したがって、こうしたものの「全体」をコピーするような場合には、「部品」である個々の著作物すべての著作者の了解を得るとともに、全体（編集著作物）の著作者の了解も得なければなりません。

また、収録されているもの（部品）は「著作物」である必要はなく、データや英語の単語のようなものでもかまいません。

このように、編集物が著作物として保護されるためには、そこにどのようなものを収録するか、又は、その順序をどのようにするかということ（「選択」又は「配列」）について、「創作性」がなければなりません。

したがって、「ある作家が、生まれてから死ぬまでに書いたすべての小説」を「書かれた順」に収録したような全集は、「選択」についても「配列」についても何らの工夫・創作も行っていないため、「編集著作物」にはなりません（個々の部品（作品）は著作物です）。

このような編集物のうち、コンピュータで検索できるものを「データベースの著作物」といい（**第2条第1項第10号の3、第12条の2**）、コンピュータで検索できないもの（紙に書かれたものなど）を「編集著作物」といいます。データベースの著作物の場合も、部品が「著作物」である場合と「データ」等である場合がありますが、編集著作物と同様に、収録されている「部品」とは別に、「全体」が保護されます。

③ 共同著作物

2人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与分を分離して個別に利用できないものを「共同著作物」と呼びます(第2条第1項第12号)。具体的には、誰がどこを分担すると決めずに共同で書いた場合など、それぞれの人が書いた(創作した)部分を明確に区別できない場合のことです。ただし、第1章はAさん、第2章はBさんと分担するところを定めて書いた場合はこれに当てはまりません。

なお、共同著作物の場合は、原則として、全員が共同で(全員一致の意思により)その権利を行使することとされています(第64条第1項、第65条第2項)。また、その著作権の保護期間は、最後に死亡した著作者の死亡時から起算されます(第51条第2項)。

(2) 著作者

① 「著作者」とは

著作者とは、「著作物を創作する人」のことです(第2条第1項第2号)。一般には、小説家や画家や作曲家などの「創作活動を職業とする人」だけが著作者になると考えられがちですが、創作活動を職業としていなくても、作文・レポートなどを書いたり、絵を描いたりすれば、それを創作した人が著作者になります。つまり、小学生や幼稚園児などであっても、絵を描けばその絵の著作者となり、作文を書けばその作文の著作者となります。うまいか下手かということや、芸術的な価値などといったことは、一切関係ありません。

また、私たちが手紙を書けば、多くの場合、その手紙が著作物となります。私たちは、日常生活を送る中で、多くの著作物を創作しています。ただ、そうした著作物が出版されたり、放送されたりして経済的に意味のある形で利用されることがほとんどないため、著作者であることや著作権を持っていることを意識することが少ないだけのことです。

なお、著作者とは「著作物を創作する人」のことであるため、著作物の創作を他人や他社に委託(発注)した場合は、料金を支払ったかどうか等にかかわらず、実際に著作物を創作した「受注者側」が著作者となります。このため、発注者側が納品後にその著作物を利用(例:自社のコピー機による増刷など)するためには、そのための契約をあらかじめ交わしておくことが必要になりますので、注意を要します。

② 法人著作（職務著作）

著作者になり得るのは、通常、実際の創作活動を行う自然人たる個人ですが、創作活動を行う個人以外が著作者となる場合が法律により定められています。例えば、新聞記者によって書かれた新聞記事や、公務員によって作成された各種の報告書などのように、会社や国の職員などによって著作物が創作された場合などは、その職員が著作者となるのではなく、会社や国が著作者となる場合があります（第15条）。

しかし、会社や国の職員などが創作した著作物のすべてについて、会社や国などが著作者になるわけではありません。

次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、会社や国などが著作者になります（なお、プログラムの著作物については、公表されない場合も多いため、(d)の要件を満たす必要はありません）。

法人著作の要件

- (a) その著作物をつくる「企画」を立てるのが法人^(注)その他の「使用者」（例えば、国や会社など。以下「法人等」という）であること
- (b) 法人等の「業務に従事する者」が創作すること
- (c) 「職務上」の行為として創作されること
- (d) 「公表」する場合に「法人等の著作名義」で公表されるものであること
- (e) 「契約や就業規則」に「職員を著作者とする」という定めがないこと

(注) 著作権法上の「法人」について

著作権法上の「法人」には、「法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」を含むこととされています(第2条第6項)。このため、自治会、PTAのような団体も著作者となる場合があります。

③ 「映画の著作物」の著作者

「映画の著作物」については、「プロデューサー」、「監督」、「撮影監督」、「美術監督」など、映画の著作物の「全体的形成に創作的に寄与した者」が著作者となります。原作、脚本、映画音楽など、映画の中に「部品」などとして取り込まれている著作物の著作者は、全体としての「映画」の著作者ではありません（映画をコピーするときには、これらの「部品」なども同時にコピーされるため、これらの人々の了解も得ることが必要）（第16条）。

(3) 権利の内容

「著作者の権利」には、人格的利益（精神的に「傷つけられない」こと）を保護するための「著作者人格権」と、財産的利益（経済的に「損をしない」こと）を保護する「著作権（財産権）」の2つがあります。

① 「著作者人格権」と「著作権（財産権）」

「著作者人格権」と「著作権（財産権）」は、著作物が創作された時点で「自動的に付与されます。したがって、権利を得るための手続きは、一切必要ありません（無方式主義（第17条第2項））。

「著作者人格権」は、著作者が精神的に傷つけられないようにするための権利であり、創作者としての感情を守るためのものであることから、これを譲渡したり、相続したりすることはできないこととされています（第59条）。

一方、財産的利益を守るための「著作権（財産権）」は、土地の所有権などと同様に、その一部又は全部を譲渡したり相続したりすることができます。したがって、通常、著作物が創作された時点では、「著作者」（創作者）と「著作権者」（「著作権（財産権）」を持つ人）は同一ですが、「著作権（財産権）」が譲渡されたり相続されたりすると、著作者と著作権者は異なることとなります（第61条）。

また、「著作権（財産権）」が譲渡されても、「著作者人格権」は引き続き「著作者」に残っていますので、「著作権（財産権）」を持っている人と契約する場合には、その人は「著作者」なのか、又は「著作権（財産権）」を譲り受けた人なのかを、よく確認することが必要です。それによって、著作者人格権を持つ人の了解を得なければならぬ利用について、「誰の了解を得るか」が違って来るからです。

なお、映画の著作物については、「著作者の権利」のうち「財産権」の部分が、自動的に監督等の著作者から映画会社に移ることとされています（第29条）。

映画の著作物の場合、「著作者人格権」と「財産権」がどのように帰属するかについては、創作の実態によって以下ようになります。

- (a) 個人が自分だけで「映画の著作物」を創った場合、その人が著作者となり、「著作者の権利」の全部（「著作者人格権」「財産権」）を持つこととなります。
- (b) 映画会社が、社員だけで「映画の著作物」を創った場合、「法人著作」（11 頁参照）となり、映画会社が「著作者の権利」の全部（「著作者人格権」「財産権」）を持つこととなります。
- (c) 映画会社が、外部の監督等に依頼して「映画の著作物」を創った場合、映画の著作物については、「著作者の権利」のうち「財産権」の部分が、自動的に監督等の著作者から映画会社に移ることとされており（第29条）、このため、映画会社が「財産権」を持ち、監督等は「著作者人格権」のみを持つこととなります。

② 「著作者人格権」の具体的な内容

ア 公表権（無断で公表されない権利）

まだ公表されていない自分の著作物について、それを「公表するかしないかを決定できる権利」（無断で公表されない権利）です（第18条第1項）。

ただし、「未公表の著作物」の「著作権（財産権）」を譲渡した場合や、「美術の著作物の原作品」や「写真の著作物で未公表のもの原作品」を譲渡した場合などには、著作物の公表に同意したものと推定されます（第18条第2項）。

イ 氏名表示権（名前の表示を求める権利）

自分の著作物を公表する時に、「著作者名」を「表示するかしないか」、表示するとすれば「実名」（本名）か「変名」（ペンネーム等）かなどを決定できる権利です（第19条第1項）。

ただし、著作物の利用目的や態様に照らして、著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、著作者名の表示を省略することができます。例えば、ホテルのロビーでBGMを流している場合に、いちいち作曲者名をアナウンスする必要はありません（第19条第3項）。

ウ 同一性保持権（無断で改変されない権利）

自分の著作物の内容や題号を、自分の意に反して無断で「改変」（変更・切除等）されない権利です（第20条第1項）。

ただし、著作物の性質やその利用の目的・態様に照らしてやむを得ないと認められる場合は除かれます（第20条第2項）。例えば、印刷機の性能の問題で色がうまく出ないとか、「歌手の歌が下手」などという場合が、これに当たります。

③ 「著作権（財産権）」の具体的な内容

我が国の著作権法では、以下のすべての「利用行為」について、「アナログ方式」の場合も「デジタル方式」の場合も、すべてカバーされています。

<コピーを作ることに関する権利>

複製権（無断で複製されない権利）

手書き，印刷，写真撮影，複写，録音，録画，パソコンのハードディスクやサーバーへの蓄積など，どのような方法であれ，著作物を「形のある物に再製する」（コピーすることに関する権利）で，すべての著作物を対象とする最も基本的な権利です。「生」のものを録音・録画・筆記するようなことも含まれます（第21条）。

なお，脚本等の演劇用の著作物の場合は，それが上演・放送されたものを録音・録画することも，複製に当たります。

また，建築の著作物に関しては，その「図面」に従って建築物を作ること，複製に当たります（建築に関する図面自体は，「図形の著作物」として保護されます）。

<直接又はコピーを使って公衆に伝えること（提示）に関する権利>

ア 上演権・演奏権（無断で公衆に上演・演奏されない権利）

著作物を公衆向けに「上演」（演劇等の場合）したり，「演奏」（音楽の場合）したりすることに関する権利です（第22条）（「公衆」の定義については，19頁の「（注）「公衆」とは？」を参照）。

上演・演奏には，CDやDVDなどの「録音物・録画物を再生すること」や，著作物の上演・演奏を離れた場所にあるスピーカーやディスプレイに伝達して見せたり，聞かせたりすることも含まれます。

イ 上映権（無断で公衆に上映されない権利）

著作物を，機器（映写機等）を用いて，公衆向けに「上映」する（スクリーンやディスプレイに映し出す）ことに関する権利です（第22条の2）。

この権利は，映画の著作物に限らず，すべての著作物が対象となりますが，「機器」を用いた場合に限定されているので，「現物を直接見せる」という場合は含まれません（16頁の「展示権」を参照）。

なお，インターネットを通じて入手し，いったんパソコン内に固定されている「動画」や「静止画」を，ディスプレイ上に映し出して公衆に見せる行為も，上映に当たります。

ウ 公衆送信権（無断で公衆に送信されない権利）

公衆送信権は，著作物を公衆向けに「送信」することに関する権利（第23条）であり，公衆向けであれば，無線・有線を問わず，あらゆる送信形態が対象となります。具体的には，次のような場合が含まれます。

(a) テレビ、ラジオなどの「放送」や「有線放送」

(著作物が、常に受信者の手元まで送信されているような送信形態)

(b) インターネットなどを通じた「自動公衆送信」

受信者がアクセスした（選択した）著作物だけが、手元に送信されるような送信形態。受信者が選択した著作物を送信する装置（自動公衆送信装置＝サーバーなど）の内部に著作物が蓄積される「ホームページ」のような場合と、蓄積されない「ウェブキャスト」などの場合がある

(c) 電話などでの申込みを受けてその都度手動で送信すること

ファックスやメールを用いるもの。サーバー等の機器によってこれを自動化したものが(b)の場合。

上記(b)の場合、この権利は、サーバー等の「自動公衆送信装置」からの「送信」だけでなく、その前段階の行為である、「自動公衆送信装置」への「蓄積」（いわゆるアップロード）や「入力」（ウェブキャストなど蓄積を伴わない場合）などにも及びます。こうした行為により、蓄積・入力された著作物は、「受信者からのアクセス（選択）があり次第『送信』され得る」という状態に置かれるため、これらの行為は「**送信可能化**」と総称されています。

つまり、無断で「送信可能化」すると、まだ、受信者への送信が行われていなくても、権利侵害となるわけです。

なお、この公衆送信権は、学校内などの「同一の構内」においてのみ行われる「送信」の場合は対象となりません（校内放送で音楽を流すことは「演奏」にあたりません）。校内LAN（ローカル・エリア・ネットワーク）を使う場合も同様です（ただし、プログラムの著作物は、この例外となります）。

エ 公の伝達権（無断で受信機による公の伝達をされない権利）

公衆送信された著作物を、テレビなどの受信装置を使って公衆向けに伝達する（公衆に見せたり聞かせたりする） ことに関する権利です（**第23条**）。

この権利については、後に述べる大幅な「例外」（78 頁エ. 参照）が設けられていますが、テレビ受信機などによって番組を公衆に見せる行為は、原則としては無断で行ってはならないこととされています。

オ 口述権（無断で公衆に口述されない権利）

「言語の著作物」を、朗読などの方法により口頭で公衆に伝達することに関する権利です（**第24条**）。

「口述」には、CDなどに録音された著作物を再生することや、著作物の口述を離れた場所にあるスピーカー等に伝達して聞かせることも含まれます。

カ 展示権（無断で公衆に展示されない権利）

「美術の著作物の原作品」と「未発行の写真の著作物の原作品」のみを対象として付与されている権利で、これらを公衆向けに「展示」することに関する権利です（第25条）。

原作品とは、美術の著作物にあつては画家が描いた絵そのもののことです。また、写真の著作物については、ネガは原作品ではなく、印画紙にプリントされたものが原作品となります。

なお、通常、絵画が売買されても、売主から買主へ移転するのは、物としての絵画の「所有権」だけで、「著作権」は、著作権を譲渡するという契約が行われていなければ、著作権者が引き続き持っています。

したがって、物としての絵画を購入しても、著作権者に無断で「複製」や「展示」は原則としてできないこととなりますが、「美術の著作物等の原作品の所有者による展示」については、後に述べる例外があります（81頁⑨ア.参照）。

<コピーを使って公衆に伝えること（提供）に関する権利>

ア 譲渡権（無断で公衆に譲渡されない権利）

著作物を公衆向けに譲渡することに関する権利です（第26条の2）。

この権利が設けられたのは、主として、無断で海賊版を大量に作った侵害者が、これを全部第三者に一括して転売してしまった場合に、その第三者（海賊版作成者ではない）による販売を差し止められるようにするためです。したがって、次のような限定がかけられています。

第一に、「いったん適法に譲渡されたもの」については、譲渡権がなくなります（**第26条の2第2項第1号**）。例えば、店頭で売られている本や音楽CDを買った場合、譲渡権はすでに消滅していますので、転売は自由です。

第二に、この権利が働くのは「公衆」向けに譲渡する場合のみですので、「特定少数の人」へのプレゼントのような場合には、この権利は働きません。

第三に、後に解説する「例外」（60頁以降参照）によって「例外的に無断で複製できる場合」で、公衆への譲渡が当然想定されているような場合（例：教員による教材のコピー）には、譲渡についても例外とされ、無断でできることとされています（**第47条の10**）。

イ 貸与権（無断で公衆に貸与されない権利）

著作物を公衆に「貸与」することに関する権利です（第26条の3）。

貸与には、どのような名義・方法であるかを問わず、貸与と同様の使用の権原を取得させる行為、例えば買戻特約付譲渡等も含まれます。なお、図書館などでの館

内貸出しは、著作権法上は、「貸与」には該当しません。

公共図書館からの館外貸出しの場合など、「非営利目的で無料」の貸与については、後に解説する例外があります（77 頁参照）。

「貸与権」は昭和 59(1984)年の著作権法改正により導入された権利ですが、当時の貸本業は零細な事業者が多く、事業者数もそう多くなかったことから、書籍・雑誌の貸与は、（主として楽譜により構成されているものを除いて）当分の間は貸与権が働かないこととされました。しかしながら、平成 15(2003)年ごろから大手の事業者が貸本業に参入してきたことなどから、平成 16(2004)年に著作権法が改正され、平成 17(2005)年 1 月 1 日からは、他の著作物と同様、書籍等の貸与についても原則として権利者に無断でできないことになりました。

ウ 頒布権（無断で公衆に頒布されない権利）

「映画の著作物」（映画、アニメ、ビデオなどの「録画されている動く影像」）の場合に限り、「譲渡」と「貸与」の両方を対象とする「頒布権」という権利が付与されています（第26条）。

「頒布」とは、公衆向けに「譲渡」したり「貸与」したりすることですが、「映画の著作物」の「頒布権」は、譲渡・貸与する相手が公衆でない場合（特定少数である場合）であっても、公衆向けの上映を目的としている場合には、権利が及ぶ「頒布」に該当するとされています。

この「頒布権」のうち譲渡に関する部分については、「譲渡権」の場合とは異なり、「いったん適法に譲渡された後には消滅する」という明文上の規定がありませんので、適法に譲渡された後の再譲渡にも権利が及ぶこととなります。

しかし、この強力な権利は、市販用のビデオなどが出現する前の「劇場用映画」の配給形態を前提としたものであり、公衆に提示することを目的としない映画の著作物のコピー（市販用ビデオ・DVDやゲームソフトなど）を譲渡することについては、いったん適法に譲渡された後には、この「頒布権」も（公衆に再譲渡することについては）消滅するという判断が示されました（平成 14(2002)年 4 月 25 日の最高裁判決「中古ゲームソフト差止請求」事件参照）。

<二次的著作物の創作・利用に関する権利>

ア 二次的著作物の創作権（無断で二次的著作物を「創作」されない権利）

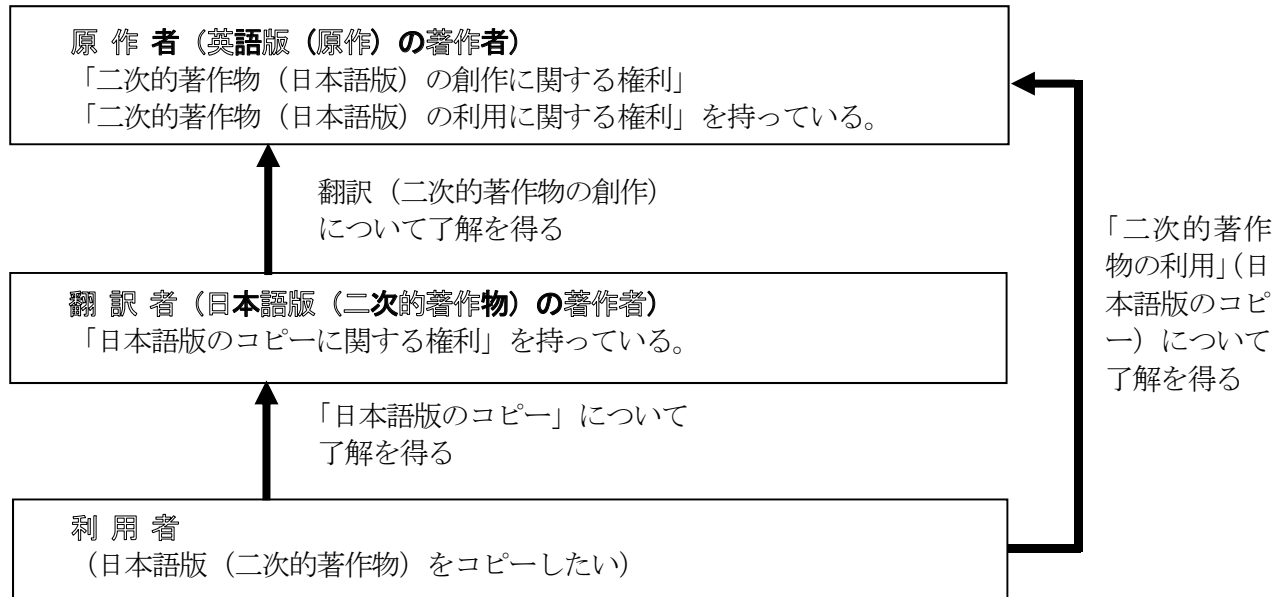
著作物（原作）を、翻訳、編曲、変形、脚色、映画化などにより、創作的に「加工」することによって、「二次的著作物」を創作することに関する権利です（第27条）。

これらのことを行うためには、「原作」の著作者の了解を得ることが必要です。したがって、例えば、Aさんの原作をBさんが翻訳して出版したい場合、BさんはAさんの了解を得なければなりません。

イ 二次的著作物の利用権（無断で二次的著作物を「利用」されない権利）

自分の著作物（原作）から創られた「二次的著作物」をさらに第三者が利用すること（「二次的著作物」を利用すること）に関する原作者の権利です（第28条）。

例えば、Aさんの原作をBさんが（Aさんの了解を得て）翻訳した場合で、この翻訳物（二次的著作物）を、さらに第三者であるCさんがコピーするとします。この場合、この翻訳物の著作者はBさんですので、CさんはBさんの了解を得る必要があります。さらに、原作者であるAさんが、この「(自分の著作物の) 二次的著作物の利用に関する権利」を持つため、Cさんは、Aさんの了解も得なければならぬわけでは



(注) 「公衆」とは？

「公衆」とは、「不特定の人」又は「特定多数の人」を意味します。相手が「一人」であっても、「誰でも対象となる」ような場合は、「不特定の人」に当たりますので、公衆向けになります。

例えば、「上映」についていうと、一人しか入れない電話ボックス程度の大きさの箱の中でビデオを上映している場合、「1回に入れるのは一人だが、順番を待って100円払えば誰でも入れる」というときは、「公衆向けに上映した」ことになります。また、「送信」についていえば、ファックス送信などの場合、1回の送信は「一人向け」ですが、「申込みがあれば『誰にでも』送信する」というサービスを行うと「公衆向けに送信した」ことになります（これを自動的に行っているのがサーバーなどの自動公衆送信装置）。

さらに、一つしかない複製物を「譲渡」「貸与」するような場合、「特定の一人」に対して、「あなたに見て（聞いて）欲しいのです」と言って渡す場合は「公衆」向けとはなりません。また、「誰か欲しい人はいませんか？」と言って希望した人に渡した場合は、「不特定の人」＝「公衆」向けということになります。

「特定多数の人」を「公衆」に含めているのは、「会員のみが対象なので、不特定の人向けではない」という脱法行為を防ぐためです。なお、何人以上が「多数」かについては、著作物の種類や利用態様によって異なり、一概に何人とはいえません。

「不特定」でも「特定多数」でもない人は「特定少数の人」ですが、例えば「電話で話しているときに歌を歌う」とか「子どもたちが両親の前で劇をする」といった場合がこれに当たり、こうした場合には著作権は働きません。

【参考】プロバイダ責任制限法について

他人の著作物の「放送」「有線放送」「インターネットでの送信」などは、権利者に無断で行ってはならない行為です。これらのうち「放送」などの場合は、「誰が無断で放送しているのか」ということの確認が比較的容易ですが、インターネットが使われた場合は、「誰がサーバー等への蓄積・入力をしているのか」ということを確認するのが極めて困難です。

このような場合、権利者は、特定が可能な「サーバー管理者（プロバイダ）」の所へ行って、「私の権利が侵害されているので、サーバーから削除してくれ」とか、「自分で相手を訴えるので、誰が蓄積・入力しているのか教えてくれ」などと要求することになります。

しかしプロバイダの側は、「利用者（蓄積・入力する人）との契約」に基づいてサーバーを貸しているため、利用者に無断で削除すると、利用者の側から契約違反で訴えられる可能性があります。また、利用者の名前を教えてしまうと、逆にプライバシー侵害や通信の秘密の漏洩に問われる可能性があります。

このような事態に対応するため、「プロバイダの責任の範囲」（どのような行動をとれば、利用者・権利者の双方から訴えられずにすむかということ）を定めたのが、いわゆる「プロバイダ責任制限法」です（平成14(2002)年5月施行。正式名称「特定電気通信役務提供者の賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」）。

インターネットを通じた権利侵害は、「著作権侵害」だけではなく、「プライバシー侵害」「肖像権侵害」「名誉毀損」など、さまざまな場合があり得るため、この法律は、これらすべてを対象とするものとして定められました。

その内容としては、第一に、「私の権利が侵害されているので、サーバーから削除してくれ」という要望が権利者からあった場合については、「権利侵害が明らかである場合」と「明らかでない場合」を分けています。前者の場合には、プロバイダは、その情報を直ちに削除しても利用者から訴えられることはなく、逆に削除しないと権利者から訴えられる立場に立つこととなります。また、後者の場合には、いったん利用者に通知するなどの手続きが定められています。

第二に、「自分で相手を訴えるので、誰が蓄積・入力しているのか教えてくれ」という要望については、この法律で新たに「発信者情報開示請求権」というものが権利者に与えられました。これまでは、このような要望をプロバイダや裁判所に対して行っても、通信の秘密等との関係で「門前払い」になることが多かったようですが、現在はこうした請求を堂々に行えるようになってきました。実際に「開示」がなされるかどうかは、最終的には裁判所の判断によりますが、迅速な決定が行われることが期待されます。

(4) 保護期間

① 保護期間とは

著作権や著作隣接権などの著作権法上の権利には一定の存続期間が定められており、この期間を「保護期間」といいます。

これは、著作者等に権利を認め保護することが大切である一方、一定期間が経過した著作物等については、その権利を消滅させることにより、社会全体の共有財産として自由に利用できるようにすべきであると考えられたためです。

② 「著作者人格権」の保護期間

「著作者人格権」は一身専属の権利とされているため(第59条)、著作者が死亡(法人の場合は解散)すれば権利も消滅することとなります。つまり、保護期間は著作者の「生存している期間」です。

しかし、著作者の死後(法人の解散後)においても、原則として、著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならないこととされています(第60条)。

③ 「著作権(財産権)」の保護期間

ア 原則

「著作権(財産権)」の保護期間は、著作者が著作物を「創作したとき」に始まり、原則として著作者の「生存している期間」+「死後50年間」です(第51条)。

イ 例外

著作物の種類	保護期間
○無名・変名の著作物 (周知の変名は除く) (第52条)	公表後50年 (死後50年経過が明らかであれば、その時点まで)
○団体名義の著作物 (著作者が法人か個人かは問わない) (第53条)	公表後50年 (創作後50年以内に公表されなかったときは、創作後50年)
○映画の著作物 (第54条)	公表後70年 (創作後70年以内に公表されなかったときは、創作後70年)

なお、新聞・雑誌等の継続的刊行物(定期刊行物など)に掲載された著作物についても、原則として保護期間は「死後50年」までですが、上記の「無名・変名」の著作物など、保護期間が「公表後50年」とされるものについては、公表時点をいつにするか問題が生じます。これについては、以下のようになります(第56条)。

区 分	保 護 期 間
○著作物の一部分ずつが発行され、一定期間内に完成されるもの（連載小説など）	最終部分が公表されたときから50年 継続すべき部分が直近の公表の時から3年を経過しても公表されないときは、すでに公表されたもののうち最終の部分が公表された時から50年
○上記以外のもの	各号・各冊の公表の時から50年

また、「公表された著作物」とは別に、新聞・雑誌等の全体も「編集著作物」として保護されますが、こうした定期刊行物（編集著作物）であって、その保護期間が「公表後 50 年」とされるものについても、同じ規定が適用されます。具体的には、「公表」の時点は、次のようになります。

- (a) 百科事典や文学全集のように「全巻を合わせて1つの編集著作物」となるものであって、定期刊行によって最後に全巻がそろうもの
→ 最終部分が公表されたとき
- (b) 上記「(a)」以外の一般の定期刊行物
→ 各号・各冊が公表されたとき

ウ 保護期間の計算方法

計算方法を簡単にするため、すべての期間は、死亡、公表、創作した年の「翌年の1月1日」から起算します(第57条)。例えば、手塚治虫さんの著作物は、手塚さんが平成元(1989)年に亡くなりましたから、平成2(1990)年1月1日から起算して、50年後の、平成51(2039)年12月31日まで保護されます。

【参考1】旧著作権法下における著作権の保護期間について

旧著作権法（明治32(1899)年制定，以下「旧法」）と現行著作権法（昭和46(1971)年1月1日施行）では著作物の保護期間が異なっていますので，旧法の時代に公表又は創作された著作物の著作権が存続しているか否かを考える際には，旧法及び現行著作権法の保護期間の規定を調べる必要があります。※1

旧法及び現行著作権法における著作物の保護期間は，数次にわたる改正の結果，次の表のようになっています。

著作物の種類	公表名義の別	旧法による保護期間	昭和45年(1970)年法(昭和46年(1971)年1月1日施行)制定後の保護期間	平成8年(1996)年著作権法(平成9年(1997)年3月25日施行)改正後の保護期間	平成15年(2003)年著作権法改正(平成16年(2004)年1月1日施行)後の保護期間
映画・写真以外の著作物(小説, 美術, 音楽, 建築, コンピュータ・プログラムなど)	実名(生前公表)	死後38年間	死後50年間		
	実名(死後公表)	公表後38年間	死後50年間		
	無名・変名	公表後38年間 ^{※2}	公表後50年間 ^{※3}		
	団体名義	公表後33年間	公表後50年間 ^{※4}		
写真の著作物	—	発行又は創作後13年間	公表後50年間	死後50年間	
映画の著作物(獨創性のあるもの(劇場用映画など))	実名(生前公表)	死後38年間	公表後50年間		公表後70年間
	実名(死後公表)	公表後38年間	公表後50年間		公表後70年間
	無名・変名	公表後38年間	公表後50年間		公表後70年間
	団体名義	公表後33年間	公表後50年間		公表後70年間
映画の著作物(獨創性のないもの(ニュース映画, 記録映画など))	—	発行又は創作後13年間	公表後50年間		公表後70年間

※1 法改正により保護期間の長さを変更される場合は，それぞれの改正法の施行の際，現に著作権が消滅していないもののみが，変更された保護期間の適用を受けます(附則第2条，平成8年改正法附則第1条第2項，平成15年改正法附則第2条)。なお，旧法の時代の著作物の保護期間については，変更後の保護期間と比べて，旧法に定められた保護期間のほうが長い場合は，その長い保護期間が適用されます(附則第7条，平成8年改正法附則第1条第3項，平成15年改正法附則第3条)。また，次の「【参考2】映画の著作物の著作権の保護期間に関するこれまでの裁判例について」もご参照ください。

※2 無名・変名により公表された後，昭和45(1970)年12月31日までの間に実名登録を受けたものについては，保護期間は，著作者の死後38年間となります。

※3 旧法の時代の著作物のうち，昭和46(1971)年1月1日以降において，かつ，公表後50年が経過するまでの間に，実名登録を受けたもの又は実名・周知の変名により公表されたものについては，保護期間は，著作者の死後50年間となります。

※4 旧法の時代の著作物のうち，昭和46(1971)年1月1日以降において，かつ，公表後50年が経過するまでの間に，実名・周知の変名により公表されたものについては，保護期間は，著作者の死後50年間となります。

【参考2】映画の著作物の著作権の保護期間に関するこれまでの裁判例について

○「シェーン事件」（平成19(2007)年12月18日，最高裁判所判決）

- ・「シェーン事件」訴訟は，昭和28(1953)年に公開された映画『シェーン』の著作権を侵害されたとして，米国の映画会社と，国内で同作品に関する権利を譲り受けた会社（原告）が，『シェーン』のいわゆる廉価版DVDを製造・販売した会社（被告）に対し，その製造・販売の差止めと損害賠償の請求等を行ったものです。
- ・この訴訟では，映画『シェーン』の著作権の保護期間は，平成15(2003)年の著作権法改正（平成16(2004)年1月1日施行）により公表後70年に延長され，平成35(2023)年まで存続するのか，それとも，同法改正の規定は適用されず，改正前の公表後50年の保護期間のまま平成15(2003)年12月31日をもって終了するのか，という点について争われました。
- ・この点について，最高裁は，映画『シェーン』は昭和28(1953)年に団体の著作名義をもって公表された（独創性を有する）映画であるとの認定の下，そのような映画の著作物は，平成15(2003)年改正による保護期間の延長措置の対象とはならず，その著作権は平成15(2003)年12月31日で消滅した，という旨の判断を下し，原告の請求は認められませんでした。

○「チャップリン作品事件」（平成21(2009)年10月8日，最高裁判所判決）

- ・「チャップリン作品事件」訴訟は，故チャップリン氏が監督した映画のいわゆる廉価版DVDを，複製・販売している会社（被告）を相手に，チャップリンの著作権管理会社（原告）が，著作権侵害を理由として，その複製・販売の差止め等を求めたものです。
- ・この訴訟では，大正8(1919)年から昭和27(1952)年に公開されたチャップリンの映画9作品の著作権がすでに消滅しているか否かが問題となったため，①それらの映画の著作者はだれか（団体なのかチャップリンか），及び②団体名義の公表なのか著作者の実名の公表なのかという点が中心の争点となりました。
- ・知財高裁は，①映画の著作物の著作者は，旧法下においても，現行著作権法第16条と同様，「映画著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」がその著作者に当たるものと解すべきであり，各映画の著作者は，（団体ではなく）チャップリンであると判示しました。また，②各映画の著作権の保護期間については，チャップリンが監督である旨映画中に表示されていることなどから，各映画の公表は団体名義ではなく著作者の実名により行われたものであり，旧法第3条に定められる「著作者の死後38年間」の保護期間の適用がある旨判断しました。そして，これらの判断の結果，各映画の著作権の保護期間は満了していないとの判断がなされました。
- ・この判断を不服として廉価版DVD販売会社が上告しましたが，最高裁は，知財高裁の判決を支持して上告を棄却し，原告の請求が認められました。

④ 条約により保護すべき著作物の保護期間について

ア 原則

ベルヌ条約上及び万国著作権条約上の保護は、外国人の著作物についても自国民と同等以上の保護を与える内国民待遇の原則によっています。

したがって、原則として、条約上保護義務を負う著作物の保護期間は、我が国の著作権法の仕組みによることとなります。

イ 外国人の著作物の保護期間の特例

(a) 保護期間の相互主義

我が国より保護期間が短い国の著作物は、その相手国の保護期間だけ保護されます。例えば、ある国で著作権の保護期間が著作者の死後 25 年間であれば、我が国の著作物は当該国では 25 年間保護される一方、我が国でも当該国の著作物は 25 年間保護すれば足りることとなります(第58条)。

(b) 保護期間の戦時加算

平和条約に基づき、条約関係にある連合国及び連合国の国民が第二次世界大戦前又は大戦中に取得した著作権については、通常の保護期間に戦争期間（昭和16(1941)年12月8日又は著作権を取得した日から平和条約の発効する日の前日までの実日数（アメリカ・イギリス・オーストラリア・カナダ・フランス：3794日、ブラジル：3816日、オランダ：3844日、ノルウェー：3846日、ベルギー：3910日、南アフリカ：3929日、ギリシャ：4180日等）を加算することとなっています(連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律第4条)。

(c) 翻訳権の保護期間

(イ) 翻訳権10年留保

我が国はかつて、著作物が最初に発行された年から10年以内に翻訳物が発行されなかった場合翻訳権が消滅し、自由に翻訳することができる制度（翻訳権不行使による10年消滅制度）を適用することを、ベルヌ条約上、宣言していました。

しかし、現行法制度制定当時に、同宣言を撤回したことから、現行著作権法施行前に発行された著作物についてのみ、翻訳権不行使による10年消滅制度が適用されます(附則第8条)。

(ロ) 翻訳権の7年強制許諾

著作物が最初に発行された年から7年以内に翻訳物が発行されない場合で、翻訳権者から翻訳の了解が得られない時、文化庁長官の許可を受け、所定の補償金を払って翻訳することができる制度があります。なお、この制度は、万国著作権条約に基づく保護のみを受ける国の著作物について適用されます（万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律第5条）。

5 著作隣接権

広い意味の「著作権」は、「著作者の権利（著作権）」と「著作隣接権」に分かれていますが、「著作者の権利（著作権）」が著作物を「創作した者」に付与されるものであるのに対して、「著作隣接権」は、著作物などを人々に「伝達した者」に与えられる権利です。

こうした「伝達」は、さまざまな形態で行われていますが、条約の規定や諸外国の著作権法では、多くの場合「実演家」「レコード製作者」「放送事業者」の三者が、著作隣接権を持つ主体とされています。しかし、日本の著作権法はこれよりも保護が厚く、「有線放送事業者」にも著作隣接権を付与しています。

例えば「放送」の場合、音楽番組であっても通常は「既存の音楽」を放送するだけで、「音楽の著作物の創作」は行われていません。しかし、放送局がその番組を制作する（放送によって音楽を人々に伝達する）過程で、どの曲を選ぶか、誰に歌わせるか、伴奏はどうするか、背景やライトをどうするか、カメラはどこに置くか、などといったことについて、準創作的な工夫がなされています。こうしたことを評価して、「著作者の権利」よりは少し弱い「著作隣接権」という権利を付与しているわけです。

なお、著作権の世界でいう「放送」とは、「無線放送」（番組が常に受信者の手元まで届いているような送信形態）のことを意味しており、「レコード」とは、磁気テープ、レコード盤、CD、DVD、ハードディスクなどの媒体を問わず、「音が固定されたもの」を意味します。

これらの方法で「伝達」されるものは、音楽などの「著作物」である場合と、「著作物以外のもの」である場合があります。例えば、著作物以外のものが「実演」される場合とは、手品や曲芸などが演じられる場合であり、「レコード」になる場合とは、鳥の鳴き声や虫の音などが録音される場合であり、「放送」される場合とは、自然の風景やスポーツの試合などが生中継される場合です。

また、「著作者の権利」と同様に「著作隣接権」は、「実演」「レコード製作（音の最初の録音）」「放送」「有線放送」などの行為が行われた瞬間に自動的に付与されるのが国際的なルールですので、申請や登録などの手続きは一切必要ありません。権利を持つ者も、「著作者の権利」の場合と同様に「プロ」とは限らず、例えば、一般の人々がカラオケで歌った（実演した）場合や、SLの音を録音した（レコードを製作した）場合、キャンパスFMなどで番組を送信した（放送した）場合などにも、権利が与えられます。

なお、放送などを行う場合には、「放送法」等による「規制」を受ける場合（国から「免許」を得なければならない場合など）がありますが、これは、各国が国内的な必要によってそれぞれ独自に定めている「規制」であって、国際的な「私権」のルールに従って付与される著作隣接権の有無とは全く無関係です。

さらに、「著作者の権利」の場合とは異なり、「著作隣接権」の場合は、関係する行為を

するだけで権利が付与され、「創作性」は権利付与の要件ではないということにも、注意する必要があります。

なお、「著作者の権利」には、「著作者人格権」と「財産権（著作権）」がありますが、「著作隣接権」の場合は、実演家についてのみ、「実演家人格権」が付与されています。

（1）実演家の権利

① 実演

「著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演じること」や、「著作物以外のものを演じる場合で芸術的な性質を有するもの」です（第2条第1項第3号）。

著作物以外のものを演じる場合で芸術的な性質を有するものとは、具体的には、奇術、曲芸、手品、ものまねなどのことです。アクロバットショーやアイススケートショーのように「観客向けのショー」として行われるものは実演になります。

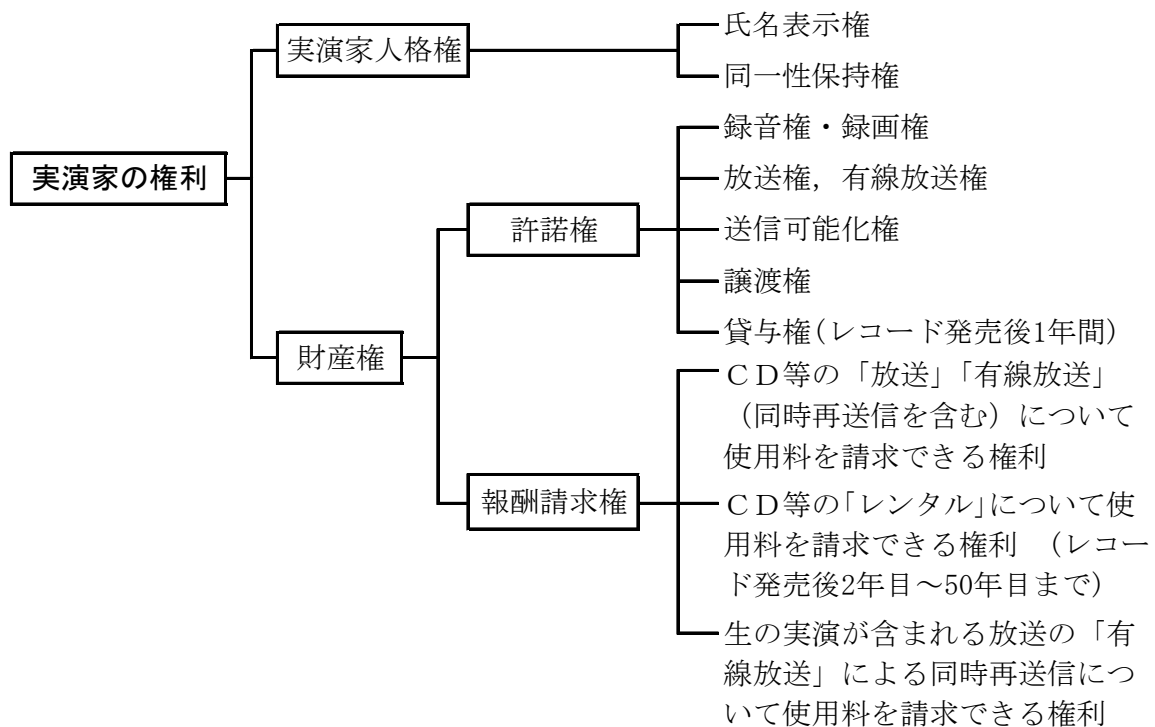
② 実演家

実演を行った者（俳優、舞踊家、歌手など）、実演を指揮した者、実演を演出した者です（第2条第1項第4号）。

③ 保護を受ける実演（第7条）

- ア 日本国内で行われた実演
- イ 保護を受けるレコードに固定された実演
- ウ 保護を受ける放送で送信された実演
- エ 保護を受ける有線放送で送信された実演
- オ 「実演家等保護条約」「実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約」「TRIPS協定」「視聴覚的実演に関する北京条約」により我が国が保護の義務を負う実演

④ 権利の種類（第89条第1項 第90条の2～第95条の3）



⑤ 権利の内容

<「実演家人格権」と「財産権」>

実演家には、実演家の人格的利益（精神的に「傷つけられない」こと）を保護するための「実演家人格権」と、財産的利益（経済的に「損をしない」こと）を保護するための「財産権」の2つがあります。

これらのうち、「実演家人格権」はすべての実演が対象となります。

また、財産権については、「生の実演」と「レコードに録音された実演」と映画、放送番組、ビデオなどの「映画の著作物に録音・録画された実演」について分けて考えると理解しやすいでしょう。例えば、「映画の著作物に録音・録画された実演」の場合、俳優などの実演家の了解を得て録音・録画された実演を利用しようとするときに、原則として、改めて実演家の了解を得る必要はありません（第91条第2項 第92条第2項 第92条の2第2項）。

音楽CDなどをコピーするような場合には、「作詞・作曲家」「レコード製作者」だけでなく、「歌手」や「演奏家」などの「実演家」の了解も得ることが必要です。これに対して、ビデオやDVDをコピーする場合には、映画製作者や脚本家等の了解を得ることは必要ですが、出演している「俳優」などの「実演家」の了解を得る必要はありません。

＜「実演家人格権」の具体的な内容＞

著作者人格権には、「公表権」「氏名表示権」「同一性保持権」の3つの権利がありますが、実演家人格権は、「氏名表示権」「同一性保持権」の2つの権利となっており、実演家には「公表権」が付与されていません。これは、実演が行われる際には、公表を前提として行われることが多いことによるものです。

ア 氏名表示権

自分の実演について、「実演家名」を「表示するかしないか」、表示するとすればその「実名か変名か」などを決定できる権利です(第90条の2)。

ただし、実演の利用の目的及び態様に照らして、「実演家の利益を害するおそれがないとき」又は「公正な慣行に反しないとき」は、実演家名を省略することができます。例えば、BGMとして音楽を利用する場合に氏名表示を省略することが、これに当たります。

イ 同一性保持権

自分の実演について、無断で「名誉声望を害するような改変」をされない権利です(第90条の3)。

「著作者」の「同一性保持権」の場合は、「意に反する改変」のすべてについて権利が及びますが、「実演家」の「同一性保持権」は「名誉声望を害するような改変」のみに権利が及んでおり、侵害があった場合には、権利者である「実演家」が「名誉声望を害された」ということを立証しなければなりません。

また、実演の性質やその利用の目的・態様に照らして、「やむを得ない」と認められる場合や、「公正な慣行に反しない」場合は、除かれます。例えば、ある映画を放送する場合に、放送時間枠に適合するように再編集するようなことが、これに当たります。

＜実演家の「財産権」の具体的な内容＞

著作者の「財産権」は基本的にすべて「許諾権」ですが、実演家の「財産権」には、「許諾権」と「報酬請求権」があります。

「許諾権」は、他人が無断で利用（録音・録画やインターネット送信など）することを止めることができる権利です。

また、使用料などの条件を付けて他人が利用（録音・録画やインターネット送信など）することを認めることもできる権利です。

これに対して、「報酬請求権」は、他人が利用することを止めることはできませんが、利用（放送・有線放送、レンタル）した際に使用料（報酬）を請求できる権利であり、

つまり、「許諾権」よりも弱い権利です。

<「許諾権」>

ア 録音権・録画権（無断で録音・録画されない権利）

(ア) 生の実演

自分の「生の実演」を、ディスク、テープ、フィルムなどに録音・録画することに関する権利です(第91条第1項)。

(イ) レコードに録音された実演

この権利は、自分の実演が「録音」されたCDなどをコピー(複製)することにも及びます(第91条第1項)。

したがって、音楽CDなどをコピーする場合には、「著作者」である作詞家、作曲家だけでなく、歌手や演奏家などの「実演家」の了解も必要となります。

(ウ) 映画の著作物に録音・録画された実演

〈「実演家人格権」と「財産権」〉の項で述べたように、いったん実演家が(自らの実演が映画の著作物に録音・録画されることを)了解した場合には、原則として、その実演を改めて録音・録画、放送・有線放送又は送信可能化する(二次利用する)際に、改めて実演家の了解を得る必要はなくなります(第91条第2項 第92条第2項 第92条の2第2項)(ただし、サントラ盤のように映画の著作物から録音物を作成する場合は、例外的に権利が働きます)。このため、通常の実務では、実演家は、多くの場合、出演契約時において「録音・録画の了解」をするのと同時に、映画の二次利用を考慮した対価の条件を交渉しています。劇場用映画、Vシネマその他の映像作品については、おおむねこれに該当しますが、放送事業者が製作した放送番組については、実演家が録音・録画を了解せずに放送されている場合があります(この場合、実演家は放送につき了解し、出演料は放送の対価のみとなります)、その場合には、実演家には二次利用につき改めて実演家の了解を得る必要があります。

これは、実演を放送することについて実演家の了解を得た放送事業者等は、その実演を放送等するために技術的に必要である場合、録音・録画についての了解を得なくても、その実演を固定(録音・録画)することができるという特別の規定が存在するからです。すなわち、放送局がこの特別規定を用いて放送番組に「録音・録画」した実演については、実演家から未だ「録音・録画の了解」を得ていないために、その後の利用について、改めて実演家の了解を得ることが必要になります。

このように「映画」と「放送番組」(局製作番組)とでは、「録音・録画の了解」の有無の違いから、その後の二次利用手続きにおける実演家の権利処理に違いがあります。「放送番組」においては、あらためて実演家の了解を得て二次利用を行い、二次利用で得た収益から実演家への対価を支払うのが通常の実務です。

特別規定を用いて固定された実演が円滑に二次利用されるためには、実演家がまとめて許諾を付与し使用料を受領する仕組みが必要です。このため、一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(aRma)が、実演家に関する権利処理の窓口を一元化する取組を実施しています。

イ 放送権・有線放送権（無断で放送・有線放送されない権利）

(ア) 生の実演

自分の「生の実演」を、テレビやラジオなどにより放送・有線放送することに
関する権利です(第92条)。

(イ) レコードに録音された実演

実演家の了解を得ないで作成されたレコードを用いて放送・有線放送する場合に権利が働きます(第92条第1項)。

(ウ) 映画の著作物に録音・録画された実演

実演家の了解を得ないで映画の著作物に録音・録画された実演を用いて放送・有線放送する場合に権利が働きます(第92条第1項)。なお、サントラ盤等を用いて放送・有線放送する場合についても、例外的に権利が働きます。

ウ 送信可能化権（無断で送信可能化されない権利）

(ア) 生の実演

自分の「生の実演」を、サーバー等の「自動公衆送信装置」に「蓄積」「入力」
することにより、「受信者からのアクセスがあり次第『送信』され得る」状態に置
くことに関する権利です(第92条の2第1項)。

「入力」による送信可能化とは「自動公衆送信装置への蓄積（複製）」を伴わない場合であり、「生の実演」について、いわゆる「ウェブキャスト」「インターネット放送」などによって（サーバー等を通じて）そのまま流す場合です。

(イ) レコードに録音された実演

レコードに録音された実演を送信可能化する場合にも権利が働きます(第92条の2)。

(ウ) 映画の著作物に録音・録画された実演

実演家の了解を得ないで映画の著作物に録音・録画された実演を用いて送信可能化する場合に権利が働きます(第92条の2第1項)。なお、サントラ盤等を用いて送信可能化する場合については、実演家の了解の有無に関わらず権利が働きます(第92条の2第2項第2号)。

エ 譲渡権（無断で公衆に譲渡されない権利）**(ア) レコードに録音された実演**

自分の実演が「録音」されたCDなどを公衆向けに譲渡することに関する権利です(第95条の2第1項)。

この権利は、著作者の譲渡権の場合と同様に、いったん適法に譲渡されたCDなどについてはなくなりますので、購入したCDなどの転売は自由です。

(イ) 映画の著作物に録音・録画された実演

実演家の了解を得ないで映画の著作物に録音・録画された実演の複製物を譲渡する場合は、権利が働きます(第95条の2第1項)。なお、サントラ盤等を用いて譲渡する場合については、実演家の了解の有無に関わらず権利が働きます(第95条の2第2項第2号)。

オ 貸与権（無断で公衆に貸与されない権利）**(ア) レコードに録音された実演**

自分の実演が「録音」されたCDなど（市販用に限る）を公衆向けに貸与することに関する権利です(第95条の3)。

この権利については、立法時の経緯から、特別の扱いがなされており、発売後「1年間は許諾権」「残りの49年間は報酬請求権」とされています。

<「報酬請求権」>（レコードに録音された実演のみ）**ア CD等の「放送」「有線放送」(同時再送信を含む)について使用料を請求できる権利**

自分の実演が「録音」されたCDなど（市販用に限る）が、放送や有線放送（同時再送信を含む）で使われた場合、非営利・無料で放送を受信して同時に「有線放送」をする場合を除き、放送事業者や有線放送事業者に対して使用料（報酬）を請求できる権利です(第95条)。

「著作者」の場合には、「公衆への送信」（放送，有線放送，インターネットでの送信（送信可能化を含む）など）は、すべて「許諾権」の対象とされています。これに対して、実演家の著作隣接権の場合は、「生の実演」については「許諾権」の対象ですが、「録音された実演」については「送信可能化権」だけが「許諾権」の対象で、放送・有線放送については、「報酬請求権」とされています。

なお、この権利の行使は、文化庁が指定する団体（公益社団法人日本芸能実演家団体協議会）を通じて行われます。

イ CD等の「レンタル」について使用料を請求できる権利

自分の実演が「録音」されたCDなど（市販用に限る）の公衆向けレンタルにつ

いては、発売後1年間は「許諾権」が付与されていますが、2年目から50年目までの49年間については「報酬請求権」とされています。このため、実演家はレンタル店に対して、使用料（報酬）の請求のみができることとなります（**第95条の3第3項**）。

なお、この権利の行使は、文化庁が指定する団体（公益社団法人日本芸能実演家団体協議会）を通じて行われます。

ウ 生の実演が含まれる放送の「有線放送」による同時再送信について使用料を請求できる権利

生の実演が含まれる放送を受信して同時に「有線放送」する場合については、報酬請求権が付与されています。ただし、非営利・無料で行われる場合はこの権利は及びません（**第94条の2**）。

（2）レコード製作者の権利

① レコード

音（著作物に限られない）を最初に固定（録音）したもの（いわゆる「原盤」のこと）で、媒体は問われませんので、CD、テープ、パソコンのハードディスクなどに録音された場合でも、レコードとなります（第2条第1項第5号）。

なお、レコード（原盤）をコピーして市販されているCDなどのことを「商業用レコード」といいます（**第2条第1項第7号**）。

② レコード製作者

ある音を最初に固定（録音）して原盤（レコード）を作った者です（第2条第1項第6号）。

③ 保護を受けるレコード（第8条）

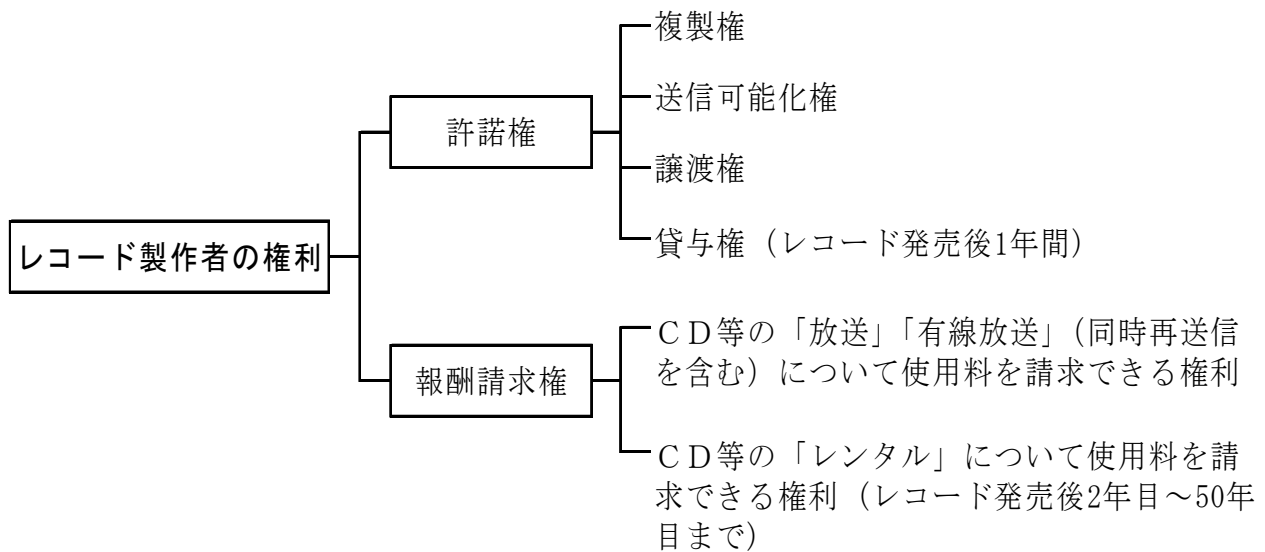
ア 日本国民が作ったレコード

イ 日本国内で作られた（音が最初に日本国内で固定された）レコード

ウ 「実演家等保護条約」「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」

「TRIPS協定」「レコード保護条約」により我が国が保護の義務を負うレコード

④ 権利の種類（第89条第2項 第96条～第97条の3）



⑤ 権利の内容

レコード製作者の権利にも、実演家の「財産権」と同様に、「許諾権」と「報酬請求権」があります。

「許諾権」は、他人が無断で利用（録音・録画やインターネット送信など）することを止めることができる権利です。

また、使用料などの条件を付けて他人が利用（録音・録画やインターネット送信など）することを認めることもできる権利です。

これに対して「報酬請求権」は、他人が利用することを止めることはできませんが、利用（放送・有線放送、レンタル）した際に使用料（報酬）を請求できる権利です。

<許諾権>

ア 複製権（無断で複製されない権利）

レコードをコピー（複製）することに関する権利です（第96条）。

音楽CDなどをコピーする場合には、「著作者」である作詞家，作曲家，実演家だけでなく，原盤を作成した「レコード製作者」の了解も必要となります。

また，CDなどによる放送などを受信して，その音を録音することも含まれます。

イ 送信可能化権（無断で送信可能化されない権利）

レコードを，サーバー等の「自動公衆送信装置」に「蓄積」「入力」することにより，「受信者からのアクセスがあり次第『送信』され得る」状態に置くことに関する権利です（第96条の2）。

「入力」による送信可能化とは「自動公衆送信装置への蓄積（複製）」を伴わない場合であり、レコードを、いわゆる「ウェブキャスト」「インターネット放送」などによって（サーバー等を通じて）そのまま流す場合です。

ウ 譲渡権（無断で公衆に譲渡されない権利）

CDなどを公衆向けに譲渡することに関する権利です（第97条の2）。

この権利は、著作者の譲渡権の場合と同様に、いったん適法に譲渡されたCDなどについてはなくなりますので、購入したCDなどの転売は自由です。

エ 貸与権（無断で公衆に貸与されない権利）

CDなど（市販用に限る）を公衆向けに貸与することに関する権利です（第97条の3第1項）。

この権利については、実演家の「貸与権」と同様、立法時の経緯から、特別の扱いがされており、発売後1年間は「許諾権」、残りの49年間は「報酬請求権」とされています。

<報酬請求権>

ア CD等の「放送」「有線放送」（同時再送信を含む）について使用料を請求できる権利

CDなど（市販用に限る）が、放送や有線放送（同時再送信を含む）で使われた場合、非営利・無料で放送を受信して同時に「有線放送」をする場合を除き、放送事業者や有線放送事業者に対して使用料（報酬）を請求できる権利です（第97条）。

「著作者」の場合には、公衆への送信（放送、有線放送、インターネットでの送信（送信可能化を含む）など）は、すべて「許諾権」の対象とされています。これに対して、レコード製作者の著作隣接権の場合は、「送信可能化権」のみが「許諾権」の対象で、放送・有線放送は、「報酬請求権」とされています。

なお、この権利の行使は、文化庁が指定する団体（一般社団法人日本レコード協会：R I A J）を通じて行われます。

イ CD等の「レンタル」について使用料を請求できる権利

CDなど（市販用に限る）の公衆向けレンタルについては、発売後1年間は「許諾権」が付与されていますが、2年目から50年目までの49年間については「報酬請求権」とされています。このため、実演家と同様、レコード製作者はレンタル店に対して、使用料（報酬）の請求のみができることとされています（第97条の3第3項）。

なお、この権利の行使は、文化庁の指定する団体（一般社団法人日本レコード協会：R I A J）を通じて行われます。

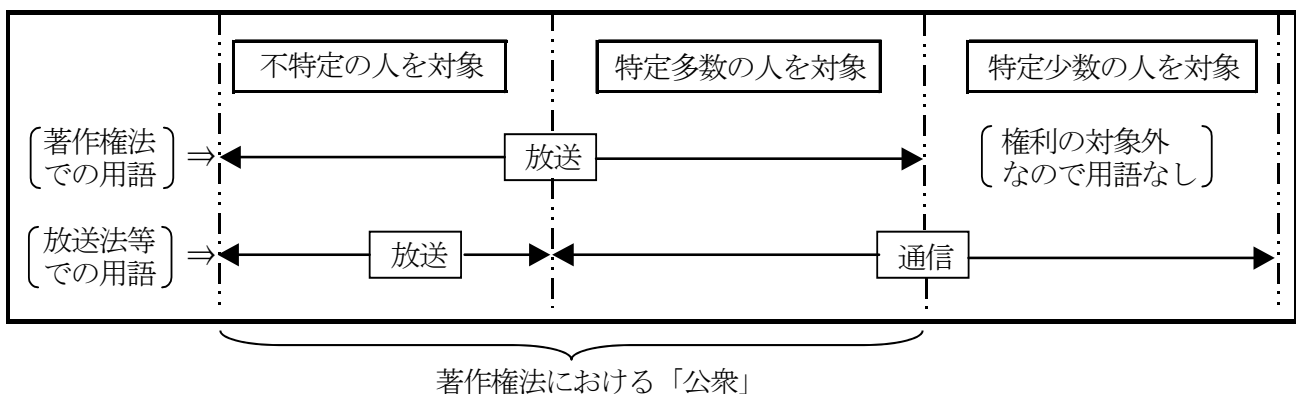
(3) 放送事業者の権利

① 放送

「公衆送信」のうち、公衆（「不特定の人」又は「特定多数の人」）によって同一の内容（著作物に限らない）が同時に受信されることを目的として行う無線の送信であり、具体的には、テレビ放送のように、番組が「常に受信者の手元まで届いている」ような送信形態のものであります（第2条第1項第8号）。

サーバー等の自動公衆送信装置を介する場合は、「インターネット放送」「ウェブキャスト」など、装置内での「蓄積」を伴わずに送信される場合であっても、「番組が常に受信者の手元まで送信される」ものではないため、放送には該当しません。

（注） 国際的な「著作権」のルールに基づく「著作権法」と、日本国内だけの「規制」のルールにすぎない「放送法」では、同じ「放送」という用語が用いられていても、その間には次のような差異があります。なお、著作権法には「通信」という概念は存在しません。



② 放送事業者

放送を業として行う者です（第2条第1項第9号）。

なお、放送などを行う場合には、「放送法」等による「規制」を受ける場合（国から「免許」を得なければならない場合など）がありますが、これは、各国が国内的な必要によってそれぞれ独自に定めている「規制」であって、国際的な「私権」のルールに従って付与される著作隣接権の有無とは全く無関係です。ですから、キャンパスFMなどで番組を送信（放送）した者なども対象となります。

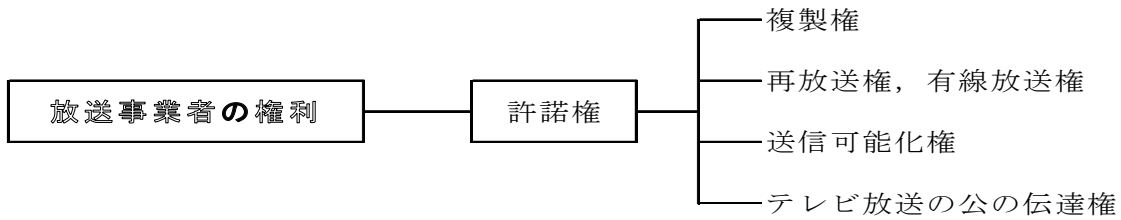
③ 保護を受ける放送（第9条）

ア 日本国民が業として行う放送

イ 国内にある放送設備から行われる放送

ウ 「実演家等保護条約」「TRIPS協定」により我が国が保護の義務を負う放送

④ 権利の種類（第89条第3項 第98条～第100条）



⑤ 権利の内容

<許諾権>

ア 複製権（無断で複製されない権利）

テレビ・ラジオの放送（放送を受信して行われた有線放送の場合を含む）を、「録音・録画」したり，テレビの画像などを「写真などの方法により複製すること」に関する権利です（第98条）。

録音・録画したものをさらに複製することにも権利が及びます。

イ 再放送権・有線放送権（無断で再放送・有線放送されない権利）

放送を受信して，それをさらに放送・有線放送することに関する権利です（第99条）。

著作権法では，放送を受信してそのまま直ちに放送することを「再放送」といいます（同じ放送事業者がある番組を繰り返し放送することではありません）。

ウ 送信可能化権（無断で送信可能化されない権利）

放送（放送を受信して行う有線放送の場合を含む）を受信して，インターネット等で送信するために，サーバー等の自動公衆送信装置に「蓄積」「入力」することにより，「受信者からのアクセスがあり次第『送信』され得る」状態に置くことに関する権利です（第99条の2）。

この権利は，いわゆる「ウェブキャスト」のように，受信した番組を録音・録画せず，（サーバー等を通じて）そのまま流す場合が対象です。

エ テレビ放送の公の伝達権（無断で受信機による公の伝達をされない権利）

テレビ放送を受信して，超大型テレビやオーロラビジョンなど，画面を拡大する特別の装置を用いて，公衆向けに伝達する（公衆に見せる）ことに関する権利です（第100条）。

(4) 有線放送事業者の権利

① 有線放送

「公衆送信」のうち、公衆によって同一の内容（著作物に限らない）が同時に受信されることを目的として行う有線の送信であり、具体的には、ケーブルテレビの有線放送のように、番組が「常に受信者の手元まで届いている」ような送信形態のものです（第2条第1項第9号の2）。

サーバー等の自動公衆送信装置を介する場合は、「インターネット放送」「ウェブキャスト」など、装置内での「蓄積」を伴わずに送信される場合であっても、「番組が常に受信者の手元まで送信される」ものではないため、有線放送には該当しません。

② 有線放送事業者

有線放送を業として行う者です（第2条第1項第9号の3）。

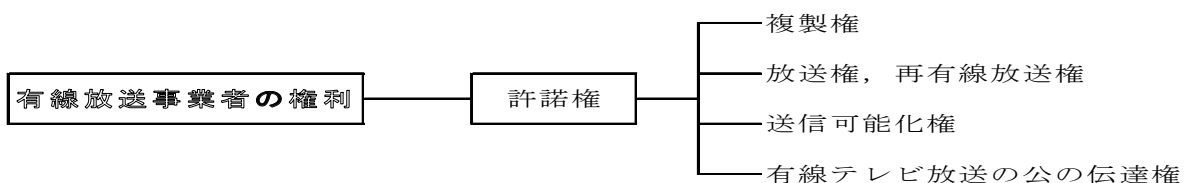
なお、国際的なルールとしては、「実演家」「レコード製作者」「放送事業者」の3者に「著作隣接権」を付与することとされていますが、日本では、国内的な政策判断の結果として、これらに加えて、「有線放送事業者」にも独自に著作隣接権を付与しています。

③ 保護を受ける有線放送（第9条の2）

ア 日本国民が業として行う有線放送（放送を受信して行うものを除く）

イ 国内にある有線放送設備から行われる有線放送（放送を受信して行うものを除く）

④ 権利の種類（第89条第4項 第100条の2～第100条の5）



⑤ 権利の内容

<許諾権>

ア 複製権（無断で複製されない権利）

有線放送を録音・録画したり、テレビの画像などを「写真などの方法により複製すること」に関する権利です（第100条の2）。

録音・録画したものをさらに複製することにも権利が及びます。

イ 放送権・再有線放送権（無断で放送・再有線放送されない権利）

有線放送を受信して、それをさらに放送したり、有線放送することに関する権利です（第100条の3）。

著作権法では、放送の場合と同様に、有線放送を受信して別の有線放送事業者が有線放送することを「再有線放送」といいます（同じ有線放送事業者が、ある番組を繰り返し放送することではありません）。

ウ 送信可能化権（無断で送信可能化されない権利）

有線放送を受信して、インターネット等で送信するために、サーバー等の自動公衆送信装置に「蓄積」「入力」することにより、「受信者からのアクセスがあり次第『送信』され得る」状態に置くことに関する権利です（第100条の4）。

この権利は、いわゆる「ウェブキャスト」のように、受信した番組を録音・録画せず、（サーバー等を通じて）そのまま流す場合が対象です。

エ 有線テレビ放送の公の伝達権（無断で受信機による公の伝達をされない権利）

有線テレビ放送を受信して、超大型テレビやオーロラビジョンなど、画面を拡大する特別装置を用いて、公衆向けに伝達する（公衆に見せる）ことに関する権利です（第100条の5）。

（5）保護期間

「著作権者の権利」の保護期間については先に詳しく説明しましたが、著作隣接権についても保護期間が定められています（第101条）。著作隣接権の保護期間は、次のとおりです。

① 「実演家人格権」の保護期間

「実演家人格権」は一身専属の権利とされているため（第101条の2）、実演家が死亡すれば権利も消滅することとなります。つまり、保護期間は実演家の「生存間」です。しかし、実演家の死後においても、原則として、実演家人格権の侵害となるべき行為をしてはならないこととされています（第101条の3）。

② 「著作隣接権（財産権）」の保護期間（第101条第2項）

	保護の始まり	保護の終わり
実 演	その実演を行ったとき	実演後50年
レコード	その音を最初に固定（録音）したとき	発行（発売）後50年（発行されなかったときは、固定〔録音〕後50年）
放 送	その放送を行ったとき	放送後50年
有線放送	その有線放送を行ったとき	有線放送後50年

（注） 保護期間は、著作物と同様に、実演、発行、固定、放送、有線放送を行った年の翌年の1月1日から起算します（22頁の「ウ 保護期間の計算方法」を参照）。

③ 旧法下の実演（歌唱実演）、レコードの保護期間

旧法（昭和45（1970）年までの著作権法）においては、演奏歌唱及びレコードは著作権により保護されており、その保護期間は著作者の死後30年（団体名義は発行後30年）となっていました（他の著作物と異なり暫定延長はされていません）。そのため、旧法の著作権の保護期間が新法（現行著作権法）の著作隣接権の保護期間より長い場合は、旧法による保護期間とし、さらに、この旧法の保護期間が新法施行の日から50年よりも長くなるときは、新法によって新しく保護される実演等との均衡を考慮して、新法施行後50年（2020年12月31日）をもって打ち切ることとされています（附則第15条第2項）。

例：美空ひばり（平成元（1989）年没）が昭和24（1949）年に行った「悲しき口笛」の歌唱の場合

実演後50年：平成11（1999）年12月31日

死後30年：平成31（2019）年12月31日 → 平成31（2019）年12月31日まで保護

三波春夫（平成13（2001）年没）が昭和32（1957）年に行った「チャンチキおけさ」の歌唱の場合

実演後50年：平成19（2007）年12月31日

死後30年：平成43（2031）年12月31日

新法施行後50年：平成32（2020）年12月31日 → 平成32（2020）年12月31日まで保護

6 外国の著作物等の保護

著作物等は、国境を越えて利用されるため、世界各国はさまざまな多国間条約を結んでお互いに著作物等を保護しています。

例えば、ドイツ人（ベルヌ同盟国国民）の著作物等は日本では日本の著作権法によって保護され、逆にドイツでは、日本人の著作物等はドイツの著作権法によって保護されます。

(1) 著作権関係条約の原則

- ① **無方式主義**：著作権・著作隣接権を享有及び行使する際に、登録、作品の納入、著作権の表示など、いかなる方式も必要としないという原則です。

ただし、万国著作権条約では、著作権の保護を受けるための条件として、登録作品の納入等の方式に従うことを要求することも認められています。このため、この条約の締結国間においては、著作物に適切な方法でかつ適切な場所に、©マーク（48頁参照）、著作権者名、及び最初の発行年を表示することにより、無方式主義の国の著作物も方式主義の国で保護されることにしています。

- ② **内国民待遇**：自国民に与えている保護と同等以上の保護を条約締結国民に与える、という原則です。

ベルヌ型の内国民待遇：国内法で規定している権利については、条約に規定していなくても内国民待遇を付与

ローマ型の内国民待遇：条約上規定する権利についてのみ内国民待遇を付与

- ③ **遡及効**

遡 及：条約の発効前に創作された著作物等であっても、発効時に保護されていたものについては保護

不遡及：条約の発効後に創作された著作物等についてのみ保護

条 約 名		項 目	内国民待遇	遡及効
著作 権	ベルヌ条約		ベルヌ型	遡 及
	万国著作権条約		ベルヌ型	不遡及
	WCT (WIPO著作権条約)		ベルヌ型	遡 及
著作 隣 接 権	実演家等保護条約(ローマ条約)		ローマ型	不遡及
	レコード保護条約		ローマ型	不遡及
	WPPT (WIPO実演・レコード条約)		ローマ型	遡 及
	北京条約		ローマ型	遡 及
TRIPS協定			著作権：ベルヌ型 著作隣接権：ローマ型	遡 及

(2) 著作権及び著作隣接権関係条約の内容

(2016年4月末現在)

条約名	所管機関/ 加盟国数	経緯	我が国との関係	条約の対象, 原則内容
文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(ベルヌ条約)	WIPO 171カ国	明治19(1886)年にヨーロッパ諸国を中心に創設。数次にわたる改正を経て、パリ改正条約昭和46(1971)年が最新。	明治32(1899)年に本条約を締結。最新のベルヌ条約パリ改正条約は、昭和50(1975)年に締結。	対象：著作権 原則内容： (a)原則 (イ)ベルヌ型内国民待遇 (ロ)無方式主義 (ハ)遡及 (b)主な規定 著作物について、著作者人格権、複製権、上映権、放送権等を規定
万国著作権条約	UNESCO 100カ国	著作権の保護を受けるための条件として、登録、作品の納入、著作権の表示などの方式を要求する国と、無方式主義のベルヌ同盟国とを結ぶ架け橋の条約として昭和27(1952)年に採択。現在、万国著作権条約締結国のほとんどがベルヌ条約締結国になっており、本条約の実質的な意義は消滅している。	昭和31(1956)年に本条約を締結。最新の万国著作権条約パリ改正条約は昭和52(1977)年に締結。	対象：著作権 原則内容： (a)原則 (イ)ベルヌ型内国民待遇 (ロ)不遡及 (ハ)◎表示方式主義を採用する国においても、著作物のすべての複製物に①◎の記号、②著作者名、③最初の発行年の3つを表示しておけば、無方式主義を採用する国の著作物であっても自動的に著作権の保護を受ける(詳しくは、48頁「◎マークについて」を参照)。
著作権に関する世界知的所有権機関条約(WIPO著作権条約又はWCT(WIPO COPYRIGHT TREATY))	WIPO 94カ国	ベルヌ条約は全加盟国の満場一致でないと改正できないという特殊な条約であり、実質的に改正が困難な状況となっていたため、ベルヌ条約本体を改正するのではなく、より高い保護を行える国のみが批准する「2階部分」をベルヌ条約の「特別の取極」として策定することとされ、平成8(1996)年に採択。	平成12(2000)年に本条約を締結。 (平成14(2002)年発効)	対象：著作権 原則内容： (a)原則 (イ)内国民待遇 (ロ)無方式主義 (ハ)遡及 (b)主な規定 (イ)インタラクティブ送信に関する権利を規定 (ロ)技術的保護手段に関する義務を規定 (ハ)権利管理情報に関する義務を規定

条 約 名	所管機関/ 加盟国数	経 緯	我 が 国 との関係	条約の対象, 原則内容
実演家, レコード 製作者及び放送機 関の保護に関する 国際条約 (実演家等保護条約 又はローマ条約)	W I P O 92カ国	実演家, レコード製 作者及び放送事業 者の権利の保護を 目的として, 昭和36 (1961)年に, ベルヌ 同盟, I L O (国 際 労 働 機 関 : International Labour Organization) 及びU N E S C Oにより採 択。	平成元(1989)年 に本条約を締結。	対象: 著作隣接権 原則内容: (a)原則 (イ)ローマ型内国民待遇 (ロ)不遡及 (b)保護の内容 (イ)実演家 ・了解を得ない実演の放送, 録音・ 録画の防止等 ・商業用レコードの放送二次使用料 請求権 (ロ)レコード製作者 ・レコードの複製権の付与 ・商業用レコードの放送二次使用料 請求権 (ハ)放送事業者 ・放送の再放送権, 録音・録画権の 付与
許諾を得ないレコ ードの複製からの レコード製作者の 保護に関する条約 (レコード保護条約)	W I P O 78カ国	レコードの海賊版 の防止を目的とし て, U N E S C O及 びW I P Oにより, 昭和46(1971)年に 採択。	昭和53(1978)年 に本条約を締結。	対象: 著作隣接権 (レコード製作者) 原則内容: (a)原則 (イ)ローマ型内国民待遇 (ロ)不遡及 (b)内容 許諾を得ないで行われるレコードの 複製物の作成, 輸入, 頒布に対し, 他の締約国の国民であるレコード製 作者を保護。
実演及びレコード に関する世界的 所有権機関条約 (W I P O実演・レ コード条約又は W P P T (WIPO PERFORMANCES AND PHONOGRAMS TREATY))	W I P O 94カ国	基本条約である実 演家等保護条約を 米国は締結してい ないことなどから, 実演家等保護条約 とは無関係の独立 した新しい条約とし て, 平成8(1996)年 に採択。 平成14(2002)年に 発効。	平成14(2002)年 に本条約を締結。	対象: 著作隣接権 原則内容: (a)原則 (イ)ローマ型内国民待遇 (ロ)無方式主義 (ハ)遡及 (b)主な規定 (イ)実演については「音に関するもの」 のみを保護する (ロ)人格権(氏名表示権・同一性保持権) を規定 (ハ)利用可能化(インターネットにアッ プロードすること)に関する権利を 規定 (ニ)技術的保護手段に関する義務を規定 (ホ)権利管理情報に関する義務を規定

条 約 名	所管機関/ 加盟国数	経 緯	我 が 国 との関係	条約の対象, 原則内容
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定)	WTO 162カ国	GATT(関税及び貿易に関する一般協定)ウルグアイ・ラウンド交渉の結果, 平成7(1995)年に発効したWTO(世界貿易機関)設立協定の附属書には, 知的財産権の保護について定めた「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定, TRIPS: Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)」があり, 著作権及び著作隣接権の保護についても規定。	平成6(1994)年に本協定を締結。 (平成8(1996)年より日本について発効)	対象: 著作権, 著作隣接権 原則内容: (a)原則 (イ)最恵国待遇 (ロ)内国民待遇 著作権についてはベルヌ型内国民待遇を, 著作隣接権についてはローマ型内国民待遇をそれぞれ付与 (ハ)遡及 (b)主な内容 (イ)ベルヌ条約の規定する保護内容の遵守(著作者人格権を除く) (ロ)コンピュータ・プログラム及びデータベースの保護 (ハ)コンピュータ・プログラム, 映画及びレコードの商業的貸与に関する権利の付与 (ニ)実演家, レコード製作者及び放送機関の保護 (C)法令レビュー WTOに加盟すると, TRIPS協定の適用義務が発生する(開発途上国について平成12(2000)年1月1日より, 後発開発途上国については平成18(2006)年1月1日より, それぞれ適用義務が発生)。加盟国はTRIPS理事会に著作権関係法令等を通知し, 他の加盟国は, この関係法令等がTRIPS協定の規定と一致しているかどうか確認する作業
視覚的実演に関する北京条約	WIPO 11カ国	WPPT採択後, 視覚的実演に関する保護についての検討が継続され, 平成24(2012)年6月に北京で採択。30カ国の批准又は加入により発効することとされており, 現在未発効。	平成26(2014)年に本条約を締結。	対象: 著作隣接権 原則内容: (a)原則 (イ)ローマ型内国民待遇 (ロ)無方式主義 (ハ)遡及 (b)主な規定 (イ)視覚的実演を保護する (ロ)人格権(氏名表示権・同一性保持権)を規定 (ハ)利用可能化(インターネットにアップロードすること)に関する権利を規定 (ニ)技術的保護手段に関する義務を規定 (ホ)権利管理情報に関する義務を規定

6. 外国の著作物等の保護

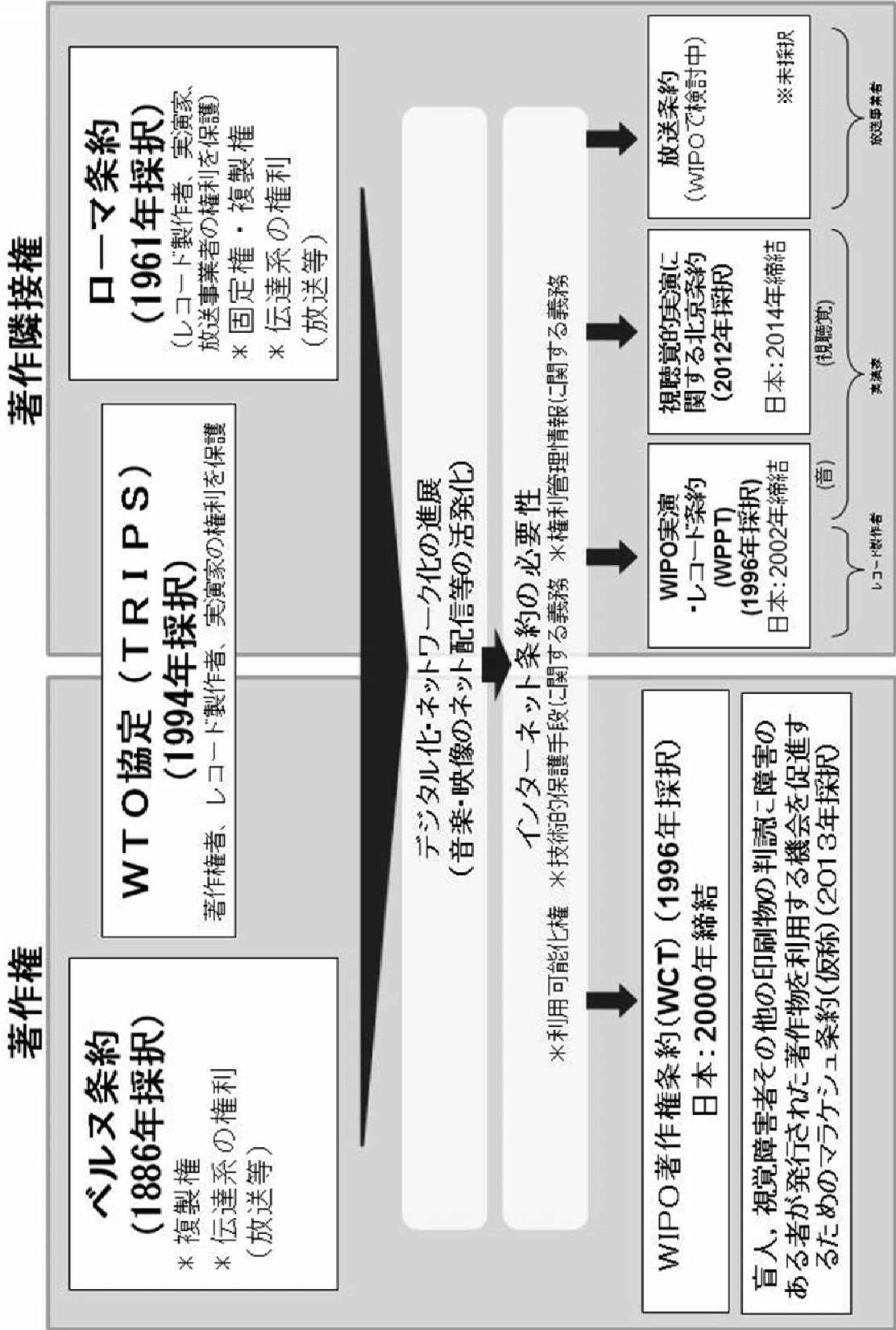
W I P O : 世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization)

U N E S C O : 国際連合教育科学文化機関

(United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)

W T O : 世界貿易機関 (World Trade Organization)

主要な著作権関連条約



【参考】◎マークについて

書籍の巻末やマンガ・写真などの片隅に「◎」（マルシー・マーク）という表示がよくみられますが、これは、次のような趣旨で設けられたものです。

著作権保護が進んだヨーロッパ諸国や日本では、基本条約である「ベルヌ条約」に基づいて、「著作権は、申請・審査・登録などの手続きを一切必要とせず、著作物が創作された時点で自動的に付与される」（無方式主義）という制度が、すでに100年以上も前から確立されていました。

これに対して、アメリカなどいくつかの国では、「著作権を得るためには、政府機関への登録等が必要」（方式主義）という制度が、最近まで維持されてきました。

このため、日本やヨーロッパの著作物は、アメリカでは（登録をしない限り）保護されないという事態になっていましたが、この問題を解決するために、昭和27(1952)年に「万国著作権条約」というものが制定されました。この条約の規定により、著作物に「◎」等を付しておくことによって、アメリカなど「登録を義務づけている国」においても、「登録されているものとみなして保護される」ことになったのです。

しかし、アメリカも平成元(1989)年ようやくベルヌ条約を締結（日本が締結したのは明治32(1899)年）して「無方式主義」に移行しており、現在「方式主義」を採る国はほとんどなくなっています。このため、「◎」を付す法的な意味はほとんどなくなっており、現在では権利者名を示すためのマークなどとして利用されているようです。

平成27(2015)年4月現在、万国著作権条約を締結しているが、ベルヌ条約を締結していない国はカンボジアのみです。

(3) 近年採択された、又は現在検討中の条約等

W I P Oでは、①の新条約が2012年に、②の新条約が2013年に採択され、また、③の新たな条約の検討も進められています。

① 視聴覚的実演に関する北京条約

「W I P O実演・レコード条約」で保護の対象とされなかった「視聴覚的実演」に関する条約が、平成8(1996)年以降検討されていました。平成12(2000)年12月には本条約に関する外交会議が開催され、20条項中19条項について暫定合意に達したものの、1つの条項について合意が得られず、条約の採択が見送られておりましたが、関係国間との協議の結果、平成24(2012)年6月に中国において視聴覚的実演の保護に関する外交会議が開催され、「視聴覚的実演に関する北京条約」として採択されました。我が国は、平成26(2014)年5月に国会においてその締結が承認されたことを受け、6月に加入しました。

② 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）

本条約については、世界の視覚障害者及び読字障害者の著作物へのアクセスを改善することを目的として、平成17(2005)年より議論が開始され、各国間で継続的に議論が行われてきました。

その結果、平成24(2012)年12月に開催されたW I P O総会において、条約採択のための外交会議の開催が決定され、平成25(2013)年6月にモロッコのマラケシュにおいて外交会議が開催され、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」（仮称）として採択されました。

③ 放送機関の権利の保護に関する検討

前述した「W I P O実演・レコード条約」では、放送事業者の権利が対象とされなかったことから、各国の放送事業者やその団体の要望により、W I P Oにおいて放送機関の保護に関する新たな条約が検討されています。

(4) 海賊版対策について

海外において、音楽やゲームソフト、アニメ等の我が国の著作物に対する関心はますます高まっていますが、同時にこれらの著作物の違法複製物である海賊版もまた多く発生しており、深刻な問題となっています。

近年の情報技術の発達により、パソコン1台あれば、著作物のコピー等が簡単にできるようになるとともに、またインターネットを介して簡単に流通させることができるようになっています。

これに伴い最近では、海賊版に加え、国境を越えたインターネット上の著作権侵害も深刻な問題となっています。インターネットは匿名性が高く、かつ一度違法にアップロードされると、侵害が急速に国内外に拡大するため、侵害対策の実効性の確保がより難しくなっています。

海賊版の流通やインターネット上の著作権侵害は、良質のコンテンツの創作・流通を阻害しています。正規に購入されれば得られたはずの著作権者等の利益が失われるため、事業展開しようとするコンテンツ産業にとっては脅威となり、質の高い文化的創作活動、健全な国際文化交流の推進の障害となります。

そのため、官民連携による海賊版・インターネット上の著作権侵害の防止・撲滅のための対策を適切に講じることが大きな課題となっています。

我が国では、平成14(2002)年3月に政府内に設置された「知的財産戦略本部」において「模倣品・海賊版対策の強化」が継続的に取り上げられ、平成17(2005)年のグレンイーグルズサミットで、小泉純一郎(元)総理が模倣品・海賊版防止のための法的枠組みの必要性を提唱して以来、各国と緊密に連携を図った結果、平成22(2010)年に「偽造品の取引の防止に関する協定」(ACTA)の交渉が妥結し、平成23(2011)年10月に東京において署名式が開催されました。また、我が国は平成24(2012)年10月に最初の締約国としてACTAを締結しました。さらに、平成28(2016)年2月にはTPP協定が日本を含む12カ国で署名され、域内における侵害対策の強化が期待されているところです。

このほか、文化庁では、以下のような取組みを進めています。

① 二国間協議等の場を通じた侵害発生国・地域への取り締まり強化の要請

中国など侵害規模の大きい国の著作権担当行政機関との間で、二国間協議を定期的に行い、取り締まり強化を求めています。文化庁と中国国家版權局(中国の著作権担当部局)の間では平成15(2003)年以降、韓国文化体育観光部(韓国の著作権担当部局)の間では平成18(2006)年以降、定期協議を開催しています。また、平成24年

度より、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムとも協議を進めています。なお、二国間の著作権・著作隣接権に係る協力・連携を推進するため、平成 22(2010)年 3 月に中国国家版權局、平成 23(2011)年 9 月に韓国文化体育観光部、平成 27(2015)年 3 月にベトナム文化・スポーツ・観光省との間で覚書を締結しました。

② グローバルな著作権侵害への対応

侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況を調査するとともに、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するため、著作権法政担当者及び権利管理団体等を対象としたフォーラムやセミナーを開催しています。

③ トレーニングセミナーの実施

日本コンテンツの海賊版・インターネット上の著作権侵害の取り締まりの実効性を高めるため、侵害発生国・地域の取締機関職員等を対象に、トレーニングセミナーを開催しています。

④ 我が国企業に対する諸外国での権利行使の支援

侵害発生国・地域において法制度等に関する調査を行い、日本の著作権者、コンテンツ企業等に対し、海外で権利行使するために必要な情報等を提供することで、当該国における日本の権利者等の権利行使を支援しています。

⑤ 官民連携の強化

「コンテンツ海外流通促進機構（CODA）」※の活動の支援を行うほか、「国際知的財産保護フォーラム（IIPPFF）」に参加するなど、官民連携による海賊版・インターネット上の著作権侵害への対策の強化に努めています。

⑥ アジア・太平洋地域著作権制度普及促進事業（APACEプログラム）

WIPOとの協力によるアジア・太平洋諸国等における国内法の整備、取り締まりの強化及び著作権集中管理団体の育成を支援するための研修、セミナー、専門家派遣等を行っています。

⑦ 侵害発生国・地域における著作権普及啓発

侵害発生国・地域において著作権保護や違法コンテンツ流通防止に向けた普及啓発活動を促進する事業を実施しています。具体的には、普及啓発に資する関係者間のネ

ットワーク・プラットフォームの形成支援や侵害発生国・地域において普及啓発イベント及びセミナーを実施しています。

※コンテンツ海外流通促進機構（CODA）

文化庁と経済産業省の呼びかけにより、日本のコンテンツ産業が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくため、著作権関連団体、コンテンツ関連企業等が平成 14(2002)年 8 月に発足させた民間組織。平成 21(2009)年 4 月 1 日に一般社団法人（非営利型）として設立。平成 27(2015)年 4 月現在、企業会員 31 社、団体会員 15 団体、賛助会員 6 社/団体が参加しています。

7 他人の著作物を「利用」する方法

(1) 原則として権利者の「了解」を得る（「契約」する）

他人の「著作物」「実演」「レコード」「放送」「有線放送」を、「コピー」や「インターネット送信」などの方法で利用するには、原則として「権利者の了解」を得ることが必要です。この「了解」のことを、著作権法では「許諾」といっています。

この「了解を得る」ということは、文書を交わす場合も口頭の場合も、また、利用の対価を支払う場合も無料の場合も、権利者と利用者が「契約する」ということです。

著作物そのものの種類、コピーに使われる媒体、コピー以外の利用の形態などが、急速に多様化するに従い、それぞれの当事者が「自分の常識」や「思い込み」を「当然のこと」と考えて「曖昧・不明確な契約」をしたり、後になって双方が「そんなつもりではなかった」などという事例が急増しています。

著作物等の利用にあたっては、利用者も権利者も、後々のトラブルを防ぐために、「何を契約しているのか」ということを明確にし、文書をしっかりと残しておく努力をすべきでしょう。「文書による明確な契約を避けたがる」という日本人の傾向は、社会の多様化が進む中で、著作権に限らず多くの分野で問題を引き起こしていますが、特に著作権の世界では、この問題が深刻なようです。

なお、多くの権利者と多くの利用者がそれぞれ相手を捜し出して契約を行うのが困難であることから、日本を含む多くの国で、多くの人々の権利を集中的に管理して「契約窓口の一本化」を行う団体が作られてきました。日本では、多くの音楽について契約窓口となっている「一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）」が有名ですが、こうした団体は増加しつつあり、このような団体が存在する場合は、そこを窓口として契約を行うこととなります。

また、主としてビジネスの世界の問題ですが、「利用する側」が団体などを構成して、権利者側の団体と交渉したり、「包括契約」をしたり「簡便な契約システム」を作っている場合もあります。放送局とJASRACの間の契約や、図書館からビデオ会社への補償金の支払いなどが、こうした場合の例です。

【参考】「自由利用マーク」について

著作物を利用する際に権利者の許諾を得るのが著作権のルールです。しかし、実際には、インターネット上のホームページに掲載されている「文章」「写真」「図表」などをプリントアウトし、コピーして職場の会議などで使うなど、厳密には違法である行為が、多くの人々により行われていると思われまます。利用する人々は、「ホームページに自分の著作物を掲載している人は、プリントアウトや小部数のコピー・配布くらいは、了解しているだろう」と予測しているからです。

これは言わば、「空き地を横切る行為」であり、「柵もないし、通過するくらいは地主も了解しているだろう」と予測して、空き地を横切っているわけです。つまり、自分の判断で、「リスク」を冒して行動しているということです。

こうした、「厳密には違法」とか、「大丈夫だろうが、ひょっとすると訴えられるかもしれない」という不安定な状態を避けるためには、例えば、地主が空き地の横に、「立入禁止」あるいは「ご自由にお通りください」とか「子どもの遊び場。ゴルフの素振り禁止」などといった「立て札」を立て、あらかじめ「明確な意思表示」をしておけばよいのです。

ホームページの場合も、「プリントアウトやコピーをしてもらっても構わない」と権利者が考えるものについては、あらかじめ自分で「プリントアウト・コピーはOK」などといった「明確な意思表示」をしておけば、お互いに便利です。

このような「明確な意思表示」をしやすくするために、「自由利用マーク」があります。

「自由利用マーク」については、例えば「どうぞ自由に使ってください」と言っている人でも、「では、プリントアウト・コピーして、売ってもいいですね?」と聞くと、「それはダメ」などと言う人がいますので、どんな行為について了解しているかということは、明確でないといけません。

その一方で、表示があまり複雑になったり、場合分けが多すぎたりすると、マークを付ける側にも、その意味を理解する側にも不便です。

そこで文化庁では、3つのタイプの「自由利用マーク」（以下参照）を作るとともに、それらの意思やマークの付け方、マークを付けたり、マークの付いたものを使ったりするときの注意事項を記した「マークを付けるときの注意」「マークのある著作物を利用するときの注意」を文化庁のホームページ (<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>) で公表しています。各マークの対象となる利用範囲及び趣旨に合う限り、権利者は自由にマークを付けることができますが、利用に際しては、必ず文化庁のホームページで注意事項を確認するようにしてください。



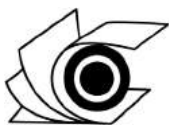
コピーOK

「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク

「プリントアウト」「コピー」「無料配布」のみを認めるマーク

(変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案などは含まれません。そのまま「プリントアウト」「コピー」「無料配布」をする場合に限られます)

(会社のパンフレットにコピーして配布することなどは、営利目的の利用ですが、無料配布であればできます)



障害者OK

「障害者のための非営利目的利用」OKマーク

障害者が使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマーク

(変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども含まれます)



学校教育OK

「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク

学校の様々な活動で使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマーク

(変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども含まれます)

(2) 「了解」を得なくてよい場合

他人の「著作物」等を利用するときには、前記のように「権利者の了解を得る」のが原則ですが、次のような場合には、了解を得ずに利用することができます。

① 保護対象となる著作物でない場合

日本において著作権が付与され、保護対象（無断で利用できない）とされている著作物は、「日本国民の著作物」「日本で最初に発行された著作物」「条約によって保護の義務を負う外国の著作物」です（8頁(a)～(c)参照）。「実演」「レコード」「放送」「有線放送」についても、それぞれこうした限定があります。一般的には、多くのものは保護対象だと思われませんが、これらの条件に該当しない場合は、もともと了解を得る必要がありません。

なお、憲法その他の法令などの著作物は、権利の目的となることができないとされているので、了解を得る必要はありません（8頁(i)～(ii)参照）。

② 保護期間が切れている場合

「著作物」「実演」「レコード」「放送」「有線放送」のそれぞれについて、「保護期間」が決まっていますので、その期間を過ぎているものについては、権利者の了解を得る必要がありません。ただし、さまざまな例外がありますので、よく注意することが必要です。

③ 「権利制限規定」による「例外」の場合

教育目的の複製など、後に解説する「例外」（60頁以降参照）の場合には、著作権者の了解を得る必要はありません。ただしこれは、あくまでも「例外」であって、利用する側に「利用できるという権利」を与えているものではありません。

(3) ビジネスとして利用する場合のその他の仕組み

企業などのビジネスとして他人の著作物等を利用する場合も、当然ですが権利者の了解を得ることが必要です。しかしビジネスの場合は、多くの著作物を継続的に利用し、大量に複製・販売することがあるため、次のようなことも行われています。

① 著作権の「譲渡」

広い意味の著作権（「作者の権利」と「著作隣接権」）のうち、「作者人格権」以外のもの（財産権）は、契約によって他人に譲り渡すことができます。これは、もちろん個人間でも可能ですが、広くビジネスを展開する場合には、権利を譲り受けておくことも行われています（この場合「作者人格権」について、例えば「改変を行う場合には、あらかじめ著作者に内容確認の機会を与える」「作者人格権の行使はしない」といった契約がされていることもあるようです）（第61条）。

(注) すべての著作権を譲り受けたいときは、「すべての著作権を譲渡する」と規定するだけでは不十分です。著作権法では譲渡人の保護規定(第61条第2項)があり、後日のトラブルを避けるためには、「すべての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)を譲渡する」と、契約する必要があります。
なお、著作権は分割して譲渡することもできます。例えば、複製権などの支分権ごとの譲渡、期間を限定した譲渡、地域を限定した譲渡(米国における著作権)などの方法が考えられます。

また、「ポスター」や広報用の「ビデオ」などの製作を「外注」した場合、著作者となって著作権を持つのは「受注者」となりますので、「発注者」が納品された著作物を納入目的以外に引き続き利用したいのであれば、発注の時点で「すべての著作権(第27条及び第28条の権利を含む)を発注者に譲渡する」「改変を行う場合には、あらかじめ著作者に内容確認の機会を与える」といった契約をしておくことが必要です。

なお、市民グループなどの仲間が集まって著作物を創った場合は、仲間内であるため、グループとしてそれを利用したり、ほかの市民グループによる利用を(全員の意思として)了解するようなことは容易であるため、権利の譲渡や移転はする必要がないと思いがちです。しかしこのような場合、メンバーに出入りがあったり、亡くなった方がいて相続が行われたりすると、「誰が権利者か」ということが不明確になってしまいます。このため、権利をグループ(人格なき社団)に譲渡するといったことが適切であると考えられます。

② 「出版権」の設定

出版者が著作権者と契約して「出版、電子出版」を行うときには「出版権の設定」という契約をすることがあります。「出版権の設定」が行われた場合、出版者は、「著作物について出版、電子出版を行うことに関する排他的権利」を持つことになります。そのため、著作権者から、「出版、電子出版を行うことについての了解」を得る契約（利用許諾契約）の場合と違い、「出版権の設定」を受けた出版者は、侵害行為に対して自ら権利者として差止請求などを行うことができます。

なお、「出版権の設定」を受けた出版者は、原稿の引渡し等を受けた日から6か月以内に著作物について出版、電子出版を行う義務や継続して出版、電子出版を行う義務を負います。また、「出版権の設定」等については、登録しなければ第三者に対抗することができません（第79条～第88条）。

③ 文化庁長官の「裁定」による利用

ア 著作権者等が不明である場合

著作権者等の許諾を得ようとしても、「権利者が誰だか分からない」、「（権利者が誰か分かったとしても）権利者がどこにいるのか分からない」、「亡くなった権利者の相続人が誰でどこにいるのか分からない」等の理由で許諾を得ることができない場合があります。

このような場合、権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、著作物を適法に利用することができます（第67条、第67条の2、第103条）。

裁定申請に当たっては、あらかじめ権利者と連絡を取るための「相当の努力」を行う必要があります。この「相当の努力」の内容としては、(1) 広く権利者情報を掲載する資料の閲覧（名簿・名鑑等の閲覧又はインターネット検索）、(2) 広く権利者情報を有している者への照会（著作権等管理事業者及び関連する著作者団体等への照会）、(3) 公衆に対する情報提供の呼びかけ（日刊新聞紙又は公益社団法人著作権情報センターへの広告掲載）が定められています。なお、過去に裁定を受けた著作物等の権利者検索については、文化庁ホームページに公開している過去に裁定を受けた著作物等の情報を掲載したデータベースを閲覧することで、上記(1)及び(2)の措置を代替することも可能です。

イ 放送のための利用

著作物を放送したいときに、著作権者との契約交渉がうまくいかない場合には、文化庁長官の「裁定」を受け、通常の使用料に相当する「補償金」を著作権者に支払うことによって、著作物を利用する道が開かれています（第68条）。

ウ レコードの製作・販売のための利用

発売の日から3年を経過した市販レコード（音楽CDなど）に録音されている音楽を、他の市販レコードに録音して販売したいときに、著作権者との契約交渉がうまくいかない場合には、文化庁長官の「裁定」を受け、通常の使用料に相当する「補償金」を著作権者に支払うことによって、著作物を利用する道が開かれています（**第69条**）。

〈御案内〉

文化庁ホームページ内に「裁定の手引き」を掲載しておりますので、ご覧ください。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/

〈裁定利用についてのお問合せ先〉

文化庁長官官房著作権課

所在地 東京都千代田区霞が関 3-2-2

T E L 03-5253-4111（内線 2847）

(4) 著作権関係団体

① 著作権等管理事業者

著作物を利用するたびに著作権者を捜し出し、了解を得ることは相当の労力を必要としますが、利用しようとする著作物の分野等に著作権等を集中して管理している団体（著作権等管理事業者）がある場合には、その団体を窓口として、簡単に利用の了解を得られる場合があります。

なお、最新の著作権等管理事業者の情報は、文化庁のホームページ
(http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kanrijigyoho/toroku_jokyo/index.html)
でご確認ください。

② 著作物等の利用に関する相談窓口

取り扱う著作物の種類等	法人名	連絡先
著作権全般	公益社団法人著作権情報センター(CR I C) 担当：著作権相談室	〒169-0074 新宿区北新宿2-21-1 新宿フロントタワー32階 03-5348-6036 http://www.cric.or.jp/
放送	日本放送協会 (NHK) 担当：知財センター	〒150-8001 渋谷区神南2-2-1 03-3465-1111 http://www.nhk.or.jp/
放送	一般社団法人日本民間放送連盟 担当：番組・著作権部	〒102-8577 千代田区紀尾井町3-23 03-5213-7746 http://www.j-ba.or.jp/
コンピュータ・プログラム	一般社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS)	〒112-0012 文京区大塚5-40-18 友成フォーサイトビル5階 03-5976-5175 http://www2.accs.jp.or.jp/
ビデオ	一般社団法人日本映像ソフト協会 (JVA)	〒104-0045 中央区築地2-11-24 第29興和ビル別館2階 03-3542-4433 http://www.jva-net.or.jp/
ビデオ	株式会社日本国際映画著作権協会 (JIMCA)	〒102-0082 千代田区一番町23-3 日本生命一番町ビル6階 03-3265-1401 http://www.jimca.co.jp/
出版	一般社団法人日本書籍出版協会 担当：調査部	〒162-0828 新宿区袋町6番地 日本出版会館 03-3268-1303 http://www.jbpa.or.jp/
写真	一般社団法人日本写真著作権協会 (JPCA)	〒102-0082 千代田区一番町25 JCIIビル304 03-3221-6655 http://jpca.gr.jp/

8 著作物等の「例外的な無断利用」ができる場合

「土地所有権」について「土地収用法」という法律があったり、「言論の自由」が保障されていても「名誉毀損」が許されないように、一般に「権利」というものは絶対的なものではなく、「公共の福祉」や「他人の別の権利」との関係で、「制限」や「例外」が設けられる場合があります。

著作権の場合も、著作権法の中に（条約によって許される範囲内で）「権利制限規定」と呼ばれる「例外規定」が数多く置かれ、一定の例外的な場合には、権利者の了解を得ずに著作物等を無断で利用できることとされています。

このような例外規定の適用を受けて、無断で複製物を作成したような場合は、その複製物を目的外に使用することはもちろん許されません（改めて権利者の了解を得ることが必要です）。また、「出所の明示」をすべき場合や、「補償金の支払い」をすべき場合なども法律に定められています。

教育や福祉など、「公益」のための仕事をしている方々は、こうした例外規定の適用を受ける場面が多くなります。ところで、通常「公益」を実現するための「費用」は国民全体の負担（税金）でまかなわれますが、著作権の制限の場合はその「費用」を「権利者個人」に負わせています。このことを十分に認識しておく必要があります。「いいことをしているのだから、無断で利用できて当然」などと思ってはなりません。

なお、著作者の「財産権（著作権）」が制限されて、複製などが例外的に無断でできる場合には、関係する「著作隣接権」も制限されている（例えば、「著作者」の権利が制限され、「音楽の著作物」を例外的に無断でコピーできる場合には、「レコード製作者」や「実演家」の権利も制限され、CDからのコピーが可能になる）と考えて大丈夫ですが、逆に「財産権」が制限されていても「人格権」が制限されているとは限らない（無断での「複製」が例外的に許されても、無断での「改変」や「氏名表示の省略」が当然に許されるわけではない）ということにも注意する必要があります。

また、例外的に無断で複製できる場合に、配布（譲渡）を伴うことが当然想定されるときには、配布（譲渡）についても例外（著作権の制限）の対象となります。例えば、学校の授業を担当する先生が、授業で使うために、著作物をコピーして、児童生徒に配布（譲渡）することがこれに当たります。

権利制限規定の具体的な内容は、次のとおりです。

① 「私的使用」、「付随対象著作物の利用」等

ア. 私的使用のための複製（第30条）

「テレビ番組を録画しておいて後日自分で見る場合」などのように、「家庭内など限られた範囲内で、仕事以外の目的に使用することを目的として、使用する本人が複製する場合」の例外です。インターネットを通じて得た著作物をダウンロードしたりプリントアウトしたりすること（いずれも「複製」に該当する）にも、この例外は適用されます。また、学校の児童生徒などが本人の「学習」のために行う複製（コンピュータ、インターネット等の利用を含む）も、この例外の対象です。

【条件】

- 1 家庭内など限られた範囲内で、仕事以外の目的に使用すること
- 2 使用する本人が複製すること（指示に従って作業してくれる人に頼むことは可能）
- 3 誰でも使える状態で設置してあるダビング機など（当分の間は、コンビニのコピー機など「文献複写」のみに用いるものは除く）を用いないこと
- 4 コピーガードを解除して（又は解除されていることを知りつつ）複製するものでないこと
- 5 著作権を侵害したインターネット配信と知りながら、音楽や映像をダウンロードするものでないこと

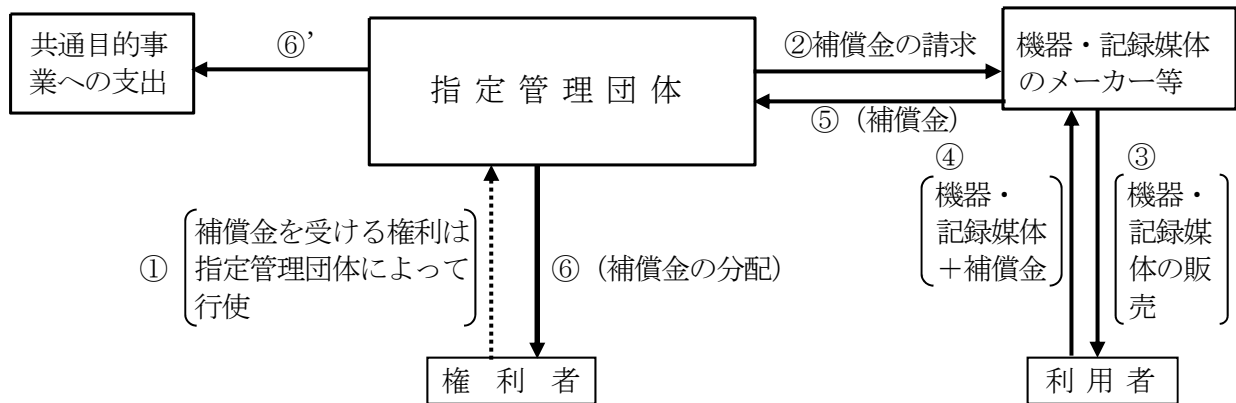
【参考1】私的録音録画補償金制度について

私的使用のためのコピー（複製）は、アナログ方式の場合はどうしても音質・画質が劣化するために、コピーは商品価値を持たず、またオリジナルが中古品市場に流出することもなく、権利者に大きな損害を与えることはあまりありませんでしたが、デジタル方式になると、オリジナルと同品質の完全なコピーが作れますので、オリジナルが中古品市場に流出するといったことなどにより、権利者に大きな被害を与えることになりました。

このため、平成4(1992)年の法改正により、政令で指定するデジタル方式の機器・媒体を使って行う私的使用のためのコピー（複製）を行う場合には、権利者に対して補償金を支払うこととする「私的録音録画補償金制度」が設けられました。

この補償金は、メーカー等の協力により、機器・媒体の価格にあらかじめ上乗せして支払われ、文化庁長官が指定する団体を通じて、権利者に分配されています。

私的録音録画補償金の徴収及び分配の概要



【参考2】映画の盗撮の防止に関する法律について

映画の盗撮の防止に関する法律が、議員立法により第166回国会において成立し、平成19(2007)年8月30日から施行されました。この法律により、映画館等で映画の録音・録画を行うことは、私的使用のためであっても、著作権法第30条に定められた例外の適用対象外となりました。

法律の詳細は次のとおりです。

(1) 目的

この法律は、映画の盗撮によって作成された映画のコピー（複製物）が多数流通し、映画産業に多大な被害が発生していることから、映画の盗撮を防止するために必要な事項を定めることにより、映画文化の振興と映画産業の健全な発展への寄与を図ることを目的としています(第1条関係)。

(2) 定義

映画の盗撮の定義は、映画館等において有料上映中の映画や無料試写会で上映中の映画について、著作権者の許諾を得ずにその映画の影像の録画又は音声の録音をすることをいいます。

また、映画館等とは、映画館やその他不特定又は多数の者に対して映画の上映を行う会場で、当該映画の上映を主催する者によってその入場が管理されているものをいいます(第2条関係)。

(3) 映画産業の関係事業者による映画の盗撮の防止措置

映画の上映の主催者やその他映画産業の関係事業者は、映画の盗撮を防止するための措置を講ずるよう努めなければなりません(第3条関係)。

(4) 映画の盗撮に関する著作権法の特例

著作権法第30条第1項では、私的使用を目的とするときは、例外的に著作権者の許諾なく著作物の複製ができることとされていますが、映画の盗撮の場合については、この規定は適用されません。したがって、権利者に無断で映画の盗撮をした場合は著作権侵害となり、差止請求、損害賠償請求等の民事的措置や、刑事罰の対象となります(詳細は87頁参照)。

なお、この特例は、日本国内における最初の有料上映後 8 月を経過した映画については適用されません(第 4 条関係)。

【参考 3】違法配信からの私的使用目的のダウンロードについて

平成 21(2009)年に著作権法が改正され、平成 22(2010)年 1 月 1 日より、インターネット上で著作権を侵害してアップロードされている音楽・映像等について、その事実を知らずながらダウンロード(録音又は録画)を行うことは、第 30 条に定められた例外の適用範囲から除外され、私的使用のためであっても違法となりました(第 30 条第 1 項第 3 号)が、刑事罰の対象とはされていませんでした。

しかし、違法配信からのダウンロードによる被害がまだまだ深刻な状況にあることを重くみて、平成 24(2012)年 6 月、内閣提出の著作権法の一部を改正する法律案に対して、一定の場合に違法ダウンロードを刑事罰の対象とする、いわゆる「違法ダウンロードの刑事罰化」を内容とする議員修正案が提出され、可決・成立しました。

これにより、平成 24 年 10 月 1 日からは、私的使用のためであっても、有償で提供又は提示されている音楽や映像の違法配信からのダウンロードに対して、2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金(懲役と罰金の併科も可)が科されることとなりました(第 119 条第 3 項)。

ただし、刑事罰の対象となるのは、違法配信であることと、有償で提供又は提示されている音楽や映像であることの双方を知らずながらダウンロードした場合に限られています。

また、この罪は親告罪とされており、著作権者からの告訴がなければ公訴は提起されないこととなっています。

違法ダウンロードの刑事罰化についてのQ&A

- Q 違法に配信されている音楽や映像を視聴するだけで、違法となるのでしょうか。
- A 違法に配信されている音楽や映像を見たり聴いたりするだけでは、録音・録画が伴いませんので、違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。
- Q 個人で楽しむためにインターネット上の画像ファイルをダウンロードしたり、テキストをコピー&ペーストしたりする行為は刑罰の対象になるのでしょうか。
- A 私的利用に留まる限りは違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。違法ダウンロードという「ダウンロード」は、デジタル方式での「録音や録画」であり、音楽や映画が想定されています。画像ファイルのダウンロードやテキストのコピー&ペーストは「録音又は録画」に該当しません。

文化庁では、違法ダウンロードの刑事罰化に関して、よくいただくご質問をまとめ、Q&Aを公開しておりますので、上記以外のQ&Aについては、下記のURLをご覧ください。

◆「違法ダウンロードの刑事罰化についてのQ&A」（大人用・子ども用の2種類）

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/download_qa/

このほかにも、文化庁では、法改正の内容を多くの方々に知っていただけるよう、政府広報等を通じて、改正内容の趣旨の周知に努めています。これまでに行ってきた様々な広報等については、下記のURLからご覧いただけますので、ぜひご参照ください。

◆文化庁ホームページ「平成24年10月1日施行 違法ダウンロードの刑事罰化について」

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/online.html>

◆政府広報オンライン「平成24年10月から著作権法が変わりました 販売又は有料配信されている音楽や映像の「違法ダウンロード」は刑罰の対象となりました」

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200908/2.html>

イ. 付随対象著作物としての複製・翻案（第30条の2第1項）

写真撮影等において、本来の対象以外の著作物が付随して写真撮影等の対象となる場合（いわゆる「写り込み」）の例外です。例えば、写真を撮影したところ、本来意図した撮影対象だけでなく、背景に小さく絵画が写り込む場合に、この例外が適用されます。

【条件】

- 1 写真の撮影，録音又は録画の方法によって著作物を創作するにあたっての複製・翻案であること
- 2 写真の撮影等の対象とする事物等から分離することが困難であるために付随して対象となる事物等に係る著作物（付随対象著作物）であること
- 3 その付随対象著作物の種類や用途などから判断して，著作権者の利益を不当に害しないこと

ウ. 付随対象著作物の利用（第30条の2第2項）

イ. で複製された付随対象著作物を，写真の撮影等によって創作された著作物の利用に伴って利用する場合の例外です。例えば，絵画が背景に小さく写り込んだ写真を，ブログに掲載する場合に，この例外が適用されます。

【条件】

- 1 イ. により複製された付随対象著作物であること
- 2 写真の撮影等によって創作された著作物の利用に伴って利用すること
- 3 その付随対象著作物の種類や用途などから判断して，著作権者の利益を不当に害しないこと

エ. 検討の過程における利用（第30条の3）

著作権者の許諾を得て，又は裁定を受けて著作物を利用しようとする場合に，これらの利用について検討を行うために著作物を利用する場合の例外です。例えば，漫画のキャラクターの商品化を企画するにあたって，著作権者から許諾を得る前に，会議資料や企画書にそのキャラクターを掲載する場合に，この例外が適用されます。

【条件】

- 1 著作権者の許諾を得て，又は裁定を受けて著作物を利用しようとする者であること
- 2 許諾を得て，又は裁定を受けて行う著作物の利用についての検討の過程における利用に供することを目的とすること（「検討の過程」には，著作権者に許諾を申し出る際に作成される資料における著作物の利用も含む）
- 3 必要な限度内のものであること
- 4 その著作物の種類や用途などから判断して，著作権者の利益を不当に害しないこと

オ. 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（第30条の4）

著作物の録音・録画等の技術の開発又は実用化のための試験の用に供するために著作物を利用する場合の例外です。例えば、テレビ番組の録画に関する技術を開発する際に、技術を検証するため、実際にテレビ番組を録画してみる場合に、この例外が適用されます。

【条件】

- 1 すでに公表されている著作物であること
- 2 著作物の録音・録画等の技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合であること
- 3 必要な限度内のものであること

② 「教育」関係

ア. 「教育機関」での複製（第35条第1項）

学校・公民館などで教員等や授業を受ける者（学習者）が教材作成などを行うために複製する場合の例外です。インターネットを通じて得た著作物をダウンロードしたり、プリントアウト・コピーして教員等が教材作成を行ったり、学習者が教材としてコピーしたものを他の学習者に配布して使うような場合にも、この例外は適用されます。

【条件】

- 1 営利を目的としない教育機関であること
- 2 授業等を担当する教員等やその授業等を受ける学習者自身が複製すること（指示に従って作業してくれる人に頼むことは可能）
- 3 授業の中でその複製物を使用すること
- 4 必要な限度内の部数であること
- 5 すでに公表されている著作物であること
- 6 その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと（ソフトウェアやドリルなど、個々の学習者が購入することを想定して販売されているものをコピーする場合等は対象外）
- 7 慣行があるときは「出所の明示」（86頁(注)参照）が必要

イ. 「教育機関」での公衆送信（第35条第2項）

学校・公民館などで、「主会場」での授業が「副会場」に同時中継（公衆送信）されている場合に、主会場で用いられている教材を、副会場（公衆）向けに送信する場合の例外です。

【条件】

- 1 営利を目的としない教育機関であること
- 2 「主会場」と「副会場」がある授業形態であること（「放送大学」など、主会場がなく遠隔地への送信のみによって行われる授業は対象外）
- 3 その教育機関で「授業を受ける者」のみへの送信であること（「放送大学」など、登録された学生でなくても「誰でも視聴できる」ような場合は対象外）
- 4 生で中継される授業を受信地点で「同時」に受ける者への送信であること（「放送大学」など、「いったん録画された授業」を後日送信している場合は対象外）
- 5 主会場での教材として、配布、提示、上演、演奏、上映、口述されている著作物であること
- 6 すでに公表されている著作物であること
- 7 その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと（ソフトウェアやドリルなど、個々の学習者が購入することを想定して販売されているものを送信すること、授業終了後も、その授業を受けていた学習者が利用できるような形で、著作物をホームページ等に掲載すること等は対象外）
- 8 慣行があるときは「出所の明示」が必要

ウ. 「検定教科書」等への掲載（第33条）

「検定教科書」等に掲載するために複製する場合の例外です。

【条件】

- 1 すでに公表されている著作物であること
- 2 学校教育の目的上必要な限度内であること
- 3 掲載することを著作者に通知すること
- 4 文化庁長官が定める「補償金」を著作権者に支払うこと
- 5 「出所の明示」が必要

エ. 「拡大教科書」や「デジタル録音図書」等の作成のための複製（第33条の2）

視覚障害、発達障害その他の障害により教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒のために、既存の検定教科書の文字や図形を拡大した「拡大教科書」や「デジタル録音図書」の作成等、その児童・生徒が必要とする方式により著作物の複製物を作成するために複製する場合の例外です。

【条件】

- 1 教科書に掲載された著作物であること
- 2 視覚障害、発達障害などの障害により教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童生徒用であること
- 3 教科書の「全部」又は「相当部分」を複製する場合は、教科書発行者に通知すること。そのうち、「営利目的」の作成の場合は、文化庁長官が定める「補償金」を著作権者に支払うこと
- 4 変形又は翻案も可
- 5 「出所の明示」が必要

オ. 「学校教育番組」の放送やそのための複製（第34条）

学校向けの「放送番組」「有線放送番組」の中で放送する場合の例外です。なお、この例外が適用される場合には、その著作物を「教材」に掲載（複製）することも、例外の対象となります。

【条件】

- 1 すでに公表されている著作物であること
- 2 学習指導要領に準拠した番組であること
- 3 学校教育の目的上必要な限度内であること
- 4 放送等をしたことを著作者に通知すること
- 5 著作権者に「補償金」を支払うこと
- 6 「出所の明示」が必要

カ. 「試験問題」としての複製（第36条）

「入学試験」などの問題として複製する場合の例外です。

【条件】

- 1 すでに公表されている著作物であること
- 2 試験・検定の目的上必要な限度内であること
(試験後にその問題を冊子に印刷・配付することは対象外)
- 3 「営利目的」の試験・検定の場合は著作権者に「補償金」を支払うこと
- 4 慣行があるときは「出所の明示」が必要

キ. 「試験問題」としての公衆送信（第36条）

「入学試験」などの問題としてインターネットなどで送信する場合の例外です。

【条件】

- 1 すでに公表されている著作物であること
- 2 試験・検定の目的上必要な限度内であること
(試験後にその問題をホームページなどに掲載することは対象外)
- 3 「営利目的」の試験・検定の場合は著作権者に「補償金」を支払うこと
- 4 その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと（ヒアリング試験用のテープなど、各試験会場でそれぞれ購入することを想定して販売されているものを送信すること、誰でも解答者として参加できるような形で送信すること等は対象外)
- 5 慣行があるときは「出所の明示」が必要

③ 「図書館・美術館・博物館等」関係

ア. 図書館等での複製（第31条第1項）

公立図書館や美術館、博物館等で複製する場合の例外です。

【条件】

- 1 国立国会図書館又は政令で定める図書館・美術館・博物館等であること
- 2 「営利」を目的としない事業として行われる複製であること
- 3 複製行為の「主体」が図書館等であること
- 4 その図書館等が所蔵している資料を複製すること
- 5 次のいずれかの場合であること
 - ・調査研究を行う利用者の求めに応じて、すでに公表されている著作物の一部分（すでに次号が発行されているなど、発行後相当期間を経過した雑誌等の中の著作物については、全部でもよい）を、一人につき一部提供する場合
 - ・所蔵資料の保存のために必要がある場合
 - ・他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な所蔵資料（絶版等資料）の複製を提供する場合

イ. 国立国会図書館の所蔵資料の電子化（第31条第2項）

国立国会図書館がその所蔵資料を電子化する場合の例外です。

【条件】

- 1 原本の滅失、損傷若しくは破損を避ける目的であること又は絶版等資料を自動公衆送信に用いる目的であること
- 2 原本の代わりに公衆の利用に供するためのものであること
- 3 必要な限度内のものであること

ウ. 国立国会図書館からの図書館資料のインターネット送信（第31条第3項前段）

国立国会図書館が電子化された絶版等資料を「公立図書館」などに対してインターネット送信する場合の例外です。

【条件】

- 1 絶版等資料に係る著作物であること
- 2 政令で定める図書館等において公衆に提示することを目的とする場合であること

エ. 国立国会図書館からインターネット送信された図書館資料の複製 (第31条第3項後段)

国立国会図書館からインターネット送信された図書館資料を、送信先の「公立図書館」などにおいてコピーする場合の例外です。

【条件】

- 1 「営利」を目的としない事業として行われるコピーであること
- 2 コピー行為の「主体」が図書館等であること
- 3 ウ.によりインターネット送信される絶版等資料の一部をコピーすること
- 4 調査研究を行う利用者の求めに応じて行うこと
- 5 一人につき一部提供すること

オ. 国立国会図書館によるインターネット資料やオンライン資料の収集のための複製 (第42条の4第1項)

「国立国会図書館法」に基づき国立国会図書館長がインターネット資料（国，地方公共団体，独立行政法人等がインターネット上で公開している資料）やオンライン資料（民間の出版社等がインターネット等で提供する図書や逐次刊行物等）を収集するために複製する場合の例外です。

【条件】

- 1 「国立国会図書館法」に規定されるインターネット資料であること又はオンライン資料であること
- 2 収集に必要な限度内のものであること

カ. 国立国会図書館へのインターネット資料やオンライン資料の提供のための複製 (第42条の4第2項)

国立国会図書館にインターネット資料又はオンライン資料を提供するために複製する場合の例外です。

【条件】

- 1 「国立国会図書館法」の規定に基づく求めに応じるためであること
- 2 提供に必要な限度内のものであること

④ 「福祉」関係

ア. 「点訳」のための複製（第37条第1項）

著作物を「点字」に訳して複製する場合の例外です。

【条件】

- 1 すでに公表されている著作物であること
- 2 「出所の明示」が必要

イ. 「点訳データ」の蓄積・送信（第37条第2項）

著作物を「点字データ」にしてインターネット等を通じて送信（放送・有線放送を除く）するため、サーバーに「蓄積」したり、「送信可能化」「公衆送信」する場合の例外です。

【条件】

- ・ すでに公表されている著作物であること

ウ. 視覚障害者等向けの「録音図書」等の製作（第37条第3項）

視覚障害者等のための「録音図書」等を製作する（録音により複製する）場合、もしくはその「録音図書」等をインターネットを通じて送信できるようにするため、「自動公衆送信」「送信可能化」する場合の例外です。

【条件】

- 1 視覚障害者や発達障害者など視覚による表現の認識に障害のある者（視覚障害者等）の利用に供する目的で必要な限度内のものであること
- 2 視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者（政令で定めるもの）が行うこと
- 3 すでに公表されている著作物で、視覚で認識される方式のものであること
- 4 視覚障害者等が利用するために必要な方式で「複製」「自動公衆送信」「送信可能化」するものであること
- 5 視覚障害者等向けの著作物が著作権者やその許諾を得た者により公衆に提供されていないこと
- 6 翻訳，変形又は翻案も可
- 7 「出所の明示」が必要

エ. 聴覚障害者等向けの「字幕」の作成等（第37条の2第1号）

聴覚障害者等のために「字幕」等の作成や自動公衆送信をする場合の例外です。

【条件】

- 1 聴覚障害者や発達障害者など聴覚による表現の認識に障害のある者（聴覚障害者等）の利用に供する目的で必要な限度内のものであること
- 2 聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者（政令で定めるもの）が行うこと
- 3 すでに公表されている著作物で、聴覚により認識される方式のものであること
- 4 音声について、字幕等の聴覚障害者等が利用するために必要な方式で「複製」「自動公衆送信」「送信可能化」するものであること
- 5 聴覚障害者等向けの著作物が著作権者やその許諾を得た者により公衆に提供されていないこと
- 6 翻訳又は翻案も可
- 7 「出所の明示」が必要

オ. 聴覚障害者等向け貸出し用の「字幕入り映像」等の作成（第37条の2第2号）

聴覚障害者等のために、映像への「字幕」の挿入等をする場合の例外です。

【条件】

- 1 聴覚障害者や発達障害者など聴覚による表現の認識に障害のある者（聴覚障害者等）へ貸し出す目的で必要な限度内のものであること
- 2 聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者（政令で定めるもの）が行うこと
- 3 すでに公表されている著作物で、聴覚により認識される方式のものであること
- 4 音声について字幕等の聴覚障害者等が利用するために必要な方式で作成したものを、映像等に挿入するものであること
- 5 聴覚障害者等向けの著作物が著作権者やその許諾を得た者により公衆に提供されていないこと
- 6 翻訳又は翻案も可
- 7 「出所の明示」が必要

⑤ 「報道」関係等

ア. 「時事的事件」の報道のための利用（第41条）

「時事的事件」を「報道」する場合の例外です。

【条件】

- 1 その事件を「構成した著作物」や、その事件の過程で「見られたり聞かれたりした著作物」のみを利用すること
- 2 報道の目的上正当な範囲内であること
- 3 慣行があるときは「出所の明示」が必要

イ. 「国等の機関での公開演説」等の報道のための利用（第40条第2項）

国・地方公共団体の機関，独立行政法人で行われた演説・陳述を，「報道目的」で利用する場合の例外です（放送・有線放送・放送対象地域に限定した「入力」による送信可能化による放送の同時再送信の場合は，「受信機を用いた公の伝達」も例外の対象です）。

【条件】

- 1 公開の演説・陳述であること
- 2 報道の目的上正当と認められる利用であること
- 3 「新聞・雑誌への掲載」「放送」「有線放送」「放送対象地域を限定した『入力』による送信可能化による放送の同時再送信」であること
- 4 「出所の明示」が必要

ウ. 「情報公開法」等に基づく「開示」等のための利用（第42条の2）

「情報公開法」又は「情報公開条例」に基づき情報（著作物）の「開示」を行う場合の例外です。

【条件】

- 1 行政機関の長又は地方公共団体の機関が行う利用であること
- 2 「情報公開法」等の規定に基づく著作物の提供・提示であること
- 3 「情報公開法」等に規定する方法による開示であること
- 4 「情報公開法」等による開示に必要な限度内であること

エ. 「公文書管理法」等に基づく保存のための利用（第42条の3第1項）

「公文書管理法」又は「公文書管理条例」に基づき歴史公文書等の永久保存を行う場合の例外です。

【条件】

- 1 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が行う利用であること
- 2 「公文書管理法」又は「公文書管理条例」の規定による歴史公文書等の保存であること
- 3 「公文書管理法」等による保存に必要な限度内であること

オ. 「公文書管理法」等に基づく利用のための利用（第42条の3第2項）

「公文書管理法」等により著作物を提供・提示する場合の例外です。

【条件】

- 1 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が行う利用であること
- 2 「公文書管理法」等の規定による著作物の提供・提示であること
- 3 「公文書管理法」等に規定する方法による利用であること
- 4 「公文書管理法」等による利用に必要な限度内であること

⑥ 「立法」「司法」「行政」関係

ア. 「立法」「司法」「行政」のための内部資料としての複製
(第42条第1項)

「裁判」の手続きや、「立法」「行政」の目的のための「内部資料」としてコピーする場合の例外です。

【条件】

- 1 「裁判」の手続き又は「立法」「行政」の目的の「内部資料」として必要な場合であること
- 2 「裁判」「立法」「行政」の目的上必要な限度内であること
- 3 その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害さないこと
- 4 「出所の明示」が必要

イ. 「特許審査」「薬事に関する事項」などの行政手続のための複製
(第42条第2項)

「特許審査」などや「薬事」に関する行政手続で、行政機関等への文献の提出のためにコピーする場合の例外です。

【条件】

- 1 以下の審査などに関する行政手続の場合であること
 - ・「特許」「意匠」「商標」「実用新案」「国際出願」等に関する審査
 - ・行政庁、独立行政法人の行う薬事に関する審査・調査
 - ・行政庁、独立行政法人に対して行う薬事に関する報告
- 2 1に該当する手続きの目的上必要な限度内であること
- 3 その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害さないこと
- 4 「出所の明示」が必要

⑦ 「非営利・無料」の場合の「上演」「演奏」「上映」「口述」「貸与」等関係

ア. 「非営利・無料」の場合の「上演」「演奏」「上映」「口述」（第38条第1項）（※）

学校の学芸会，市民グループの発表会，公民館での上映会，インターネット画面のディスプレイなど，非営利・無料の利用の場合の例外です。

【条件】

- 1 「上演」「演奏」「上映」「口述」のいずれかであること（「複製・譲渡」や「公衆送信」は含まれない）
- 2 すでに公表されている著作物であること
- 3 営利を目的としていないこと
- 4 聴衆・観衆から料金等を受けないこと
- 5 出演者等に報酬が支払われないこと
- 6 慣行があるときは「出所の明示」が必要

イ. 「非営利・無料」の場合の「本などの貸与」（第38条第4項）（※）

図書館による本や音楽CDの貸出しなどの場合の例外です（映画・ビデオ等の場合は，次項が適用されます）。

【条件】

- 1 すでに公表されている著作物であること
- 2 営利を目的としていないこと
- 3 貸与を受ける者から料金を受けないこと

ウ. 「非営利・無料」の場合の「ビデオなどの貸与」（第38条第5項）（※）

ビデオライブラリーなどによる「ビデオの貸出し」などの場合の例外です（本や音楽CDなどの場合は，前項が適用されます）。

【条件】

- 1 視聴覚資料の一般貸出しを目的とする施設又は聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者（政令で定めるもの）が行うこと
- 2 営利を目的とする施設でないこと
- 3 すでに公表された映画の著作物であること
- 4 貸与を受ける者から料金を受けないこと
- 5 権利者に「補償金」を支払うこと

エ. 「非営利・無料」の場合の「放送番組等の伝達」(第38条第3項) (※)

喫茶店に置いてあるテレビなど、受信機を用いて、放送・有線放送される著作物(放送される著作物が自動公衆送信される場合の著作物を含む)を「公に伝達」する場合の例外です。

【条件】

次のいずれかに該当すること。

- 1 営利を目的とせず、聴衆・観衆から料金を受けないこと
- 2 通常の家計用受信機を用いること

オ. 「非営利・無料」の場合の「放送番組の有線放送」(第38条第2項) (※)

「難視聴解消」や「共用アンテナからマンション内への配信」など、放送を受信して同時に有線放送又は放送対象地域を限定した「入力」による送信可能化(IPマルチキャスト技術による同時再送信)をする場合の例外です。

なお、IPマルチキャスト技術による同時再送信を営利目的又は料金を徴収して行う場合には、実演家及びレコード製作者に対して相当な額の補償金を支払う必要があります。

【条件】

- 1 営利を目的としていないこと
- 2 聴衆・観衆から料金を受けないこと

※ 第38条にいう「営利」とは、反復継続して、その著作物の利用行為自体から直接的に利益を得る場合又はその行為が間接的に利益に具体的に寄与していると認められる場合をいいます。

また、本条にいう「料金」とは、どのような名義のものであるかを問わず、著作物の提供又は提示の対価としての性格を有するものをいいます。逆に言えば、授業料や入館料等を徴収している施設であっても、それらが著作物の提供又は提示の対価として徴収されているものでなければ、本条の「料金」には該当しません。

⑧ 「引用」「転載」関係

ア. 「引用」（第32条第1項）

他人の主張や資料等を「引用」する場合の例外です。

【条件】

- 1 すでに公表されている著作物であること
- 2 「公正な慣行」に合致すること（例えば、引用を行う「必然性」があることや、言語の著作物についてはカギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること。）
- 3 報道、批評、研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること（例えば、引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であることや、引用される分量が必要最小限度の範囲内であること）
- 4 「出所の明示」が必要（複製以外はその慣行があるとき）

イ. 「行政の広報資料」等の転載（第32条第2項）

国・地方公共団体の行政機関，独立行政法人の「広報資料」「調査統計資料」「報告書」などを、「新聞」「雑誌」などの刊行物に転載する場合の例外です。

【条件】

- 1 一般に周知させることを目的とした資料であること
- 2 行政機関等の名義の下に公表した資料であること
- 3 説明の材料として転載すること
- 4 転載を禁止する旨の表示がないこと
- 5 「出所の明示」が必要

ウ. 「新聞の論説」等の転載（第39条）

新聞等に掲載・発行された「論説」を，他の新聞等への転載，放送・有線放送・放送対象地域を限定した「入力」による送信可能化による放送の同時再送信をする場合の例外です（放送・有線放送・「入力」による送信可能化による放送の同時再送信の場合は，「受信機を用いた公の伝達」も例外の対象です）。

【条件】

- 1 新聞又は雑誌に掲載して発行された論説であること
- 2 学術的な性質を有するものでないこと
- 3 政治上，経済上，社会上の時事問題に関する論説であること
- 4 「他の新聞・雑誌への転載」「放送」「有線放送」「放送対象地域を限定した『入力』による送信可能化による放送の同時再送信」であること
- 5 転載，放送・有線放送を禁止する旨の表示がないこと
- 6 「出所の明示」が必要

エ. 「政治上の演説」「裁判での陳述」の利用（第40条第1項）

「政治上の演説・陳述」や「裁判での陳述」を、さまざまな方法で利用する場合の例外です。

【条件】

- 1 公開して行われた政治上の演説・陳述又は裁判手続きにおける公開の陳述であること
- 2 同一の著作者のもののみを編集しないこと
- 3 「出所の明示」が必要

⑨ 「美術品」「写真」「建築」関係

ア. 「美術品」等のオリジナルの所有者による「展示」（第45条）

「美術品」「写真」のオリジナル（原作品）の「所有者」等が公の「展示」を行う場合の例外です。

【条件】

- 1 「美術」又は「写真」の著作物であること
- 2 オリジナル（原作品）の「所有者自身」又は「所有者の同意を得た者」が展示すること
- 3 美術の著作物のオリジナルを、街路・公園等や、ビルの外壁など一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合でないこと

イ. 屋外設置の「美術品」「建築物」の利用（第46条）

一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置されている「美術品」や「建築の著作物」を利用する場合の例外です。

【条件】

- 1 次のいずれにも該当しないこと
 - ・「彫刻」を増製するような場合
 - ・全く同じ「建築の著作物」を造る場合
 - ・一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合
 - ・「美術品」について複製の販売を目的とする場合
- 2 慣行があるときは「出所の明示」が必要

ウ. 美術展の「小冊子」の製作（第47条）

「美術品」「写真」のオリジナル（原作品）を展示するときに、解説・紹介のための「小冊子」に作品をコピーする場合の例外です。

【条件】

- 1 オリジナル（原作品）を展示する者がコピーすること
- 2 展示が展示権の侵害とならない（著作権者の了解を得ている場合又は例外的に展示が認められている場合）こと
- 3 作品の解説・紹介のための「小冊子」へのコピーであること
- 4 「出所の明示」が必要

エ. インターネット販売等での美術品等の画像掲載（第47条の2）

「美術品」や「写真」について、インターネットオークションや通信販売等の対面で行われない取引をする際に、その商品画像の掲載（複製又は自動公衆送信）を行う場合の例外です。

【条件】

- 1 「美術品」又は「写真」の譲渡や貸与が、所有者等により適法に行われる場合であること
- 2 譲渡や貸与の申し出（広告）のために行うものであること
- 3 所有者等又はその委託を受けた者が行うこと
- 4 画像を一定の大きさや画素数（政令で定めるもの）以下にすること

⑩ 「コンピュータ・ネットワーク」関係

ア. プログラムの所有者による複製など（第47条の3）

プログラムの所有者が、バックアップコピーやプログラムの修正、改良を行う場合の例外です。

【条件】

- 1 プログラムの所有者が行うこと
- 2 所有者がプログラムを利用するために必要な限度内であること（複数台のパソコンで使うための複製は対象外）
- 3 海賊版と知って入手したものでないこと
なお、オリジナル又はコピーのいずれかを他人に譲った場合は、本人は著作権者の了解なしにオリジナル又はコピーを保存できません。

イ. 機器の「保守」「修理」「交換」の際の一時的な複製（第47条の4）

機器の「保守」「修理」「交換」時において、バックアップコピー（複製）を行う場合の例外です。

【条件】

- 1 ハードディスクやフラッシュメモリーなどの記憶装置・媒体を内蔵する機器であること
- 2 「保守」又は「修理」のための一時的な複製であること
（製造上の欠陥など、初期不良が原因で「交換」する場合も認められる。ただし、機器の買換えのために業者が行うバックアップコピー（複製）は含まれない）
- 3 必要と認められる限度であること
- 4 「保守」「修理」「交換」後はバックアップコピー（複製物）をすみやかに破棄すること

ウ. 「ネットワークの送信障害の防止」等のための複製（第47条の5）

ネットワーク上での送信障害の防止や効率化のために、インターネット・サービス・プロバイダー等の事業者が情報のバックアップコピーなどを行う場合の例外です。

【条件】

- 1 通信用サーバーの提供を行う事業者であること
- 2 アクセスの集中やサーバーの故障による送信の障害の防止や効率化の目的（キャッシング、ミラーリング、バックアップなど）で、複製すること
- 3 保存が不要になった場合などの後は、データを保存しないこと

エ. 「情報検索サービス」の実施のための複製など（第47条の6）

インターネット等の情報検索サービスの過程でサーバーへの情報の記録や整理（「複製」「翻案」）さらには、検索結果の提供（「自動公衆送信」）を行う場合の例外です。

【条件】

- 1 インターネット等のURL情報の検索サービス事業者が行うこと
- 2 事業者は、ウェブサイトにある情報収集の禁止表示に従うなど、政令で定める基準に従うこと
- 3 ID・パスワード等で管理されたウェブサイトの情報収集は行わないこと
- 4 検索結果として表示が認められるのは、URLとともに提供する情報（スニペット、サムネイルなど）で、必要な限度内のものであること
- 5 収集した著作物が違法にアップロードされたものであることを知った後は、検索結果表示から削除すること

オ. 「情報解析」のための複製など（第47条の7）

画像解析・音声解析・言語解析・ウェブ情報解析など、コンピュータ等を用いて情報解析を行うために複製など（記録や翻案）を行う場合の例外です。

【条件】

- 1 コンピュータ等で情報解析^(※)を行うために記録・翻案すること
※ 情報解析とは、大量の情報から言語、音、映像等を抽出し、比較、分類等の統計的な解析を行うことをいいます。
- 2 情報解析のために必要な限度内であること
- 3 情報解析用に作成されたデータベースの著作物は利用しないこと

カ. コンピュータ等を用いた著作物の利用に伴う複製（第47条の8）

携帯電話やパソコンのブラウザでウェブサイトを視聴する際にブラウザキャッシュを生成するなど、コンピュータ等において著作物を利用する際にその情報処理の過程で複製を行う場合の例外です。

【条件】

- 1 コンピュータ等で著作物を適法に利用する場合であること
- 2 コンピュータ等の情報処理の過程で情報を記録すること
- 3 情報処理を円滑・効率的に行うために必要な限度内であること

キ. 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用 (第47条の9)

著作物を、インターネットを利用する方法により情報を提供する場合であって、その提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要なコンピュータ等による情報処理を行う際に、サーバー内で複製が行われる場合の例外です。例えば、動画共有サイトにおいて、さまざまなファイル形式で投稿された動画を提供する際に、統一化したファイル形式にするために必要なコピーが行われる場合に、この例外が適用されます。

【条件】

- 1 インターネットを利用する方法により情報を提供する場合であること
- 2 1の提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要なコンピュータ等での情報処理を行う場合であること
- 3 必要な限度内であること

⑪ 「放送局」「有線放送局」関係

「放送局」や「有線放送局」の一時的固定（第44条）

「放送局」や「有線放送局」が放送や有線放送をするために一時的に録音・録画をする場合の例外です。

【条件】

- 1 「放送」「有線放送」することについて、著作権者の了解を得ている場合又は例外的に「放送」「有線放送」が認められている場合であること
- 2 自局の「放送」「有線放送」を行うための録音・録画であること
- 3 自局（又は「放送」の場合は「放送」することができる他局）の手段による録音・録画であること

なお、録音・録画したものは、政令で定める公的な記録保存所で保存を行う場合を除き、6か月を超えて保存できません。

(注)

出所の明示

引用、教科書への掲載、点字による複製等の利用にあたっては、一定の条件を満たせば著作権者の了解を得る必要はありませんが、誰の著作物を利用しているかを明らかにすることが法律上要求されています(第48条)。これが、通常「出所の明示」と呼ばれているものです。また「出所の明示」をすれば著作権者の了解を得なくてもよいという誤解がありますが、それは逆で、著作権者の了解を得なくてもよい場合でも「出所の明示」の義務が課されるものであり、「出所の明示」をしても法律上の要件を満たさない場合には了解が必要です。

「出所の明示」は、複製又は利用の態様に応じ、合理的と認められる方法及び程度により、著作物の題号、著作者名及び出版者名などを明示しなければなりません。なお、「出所の明示」の義務に違反した場合には、罰則が適用されます(第122条)。

目的外使用

権利制限規定により一定の目的で利用するために作成された複製物については、作成する際の目的とは別の目的で公衆へ譲渡したり、公衆に提示^(※)をしたりする行為は、基本的に「目的外使用」となるため、著作権者の了解が必要となります(第49条)。

これは、一度合法的に作成された複製物であっても、作成の際の目的以外の目的で利用されると、それぞれの権利制限規定が想定していた範囲を超えて著作物が利用されることとなってしまったため、そのようなことを防止するために定められた仕組みです。

※ 「公衆に提示」とは、公衆に見せたり聴かせたりすることを意味します。

9 著作権が「侵害」された場合の対抗措置

自分の著作物が無断でコピー・販売されたり、インターネットで送信された場合など、「著作権の権利」や「著作隣接権」が侵害された場合には、権利者は、次のような対抗措置をとることができます。

(1) 「刑事」の対抗措置

① 原則

著作権、出版権、著作隣接権の侵害は「犯罪行為」であり、権利者が「告訴」を行うことを前提として、「10年以下の懲役」又は「1,000万円以下の罰金」(懲役と罰金の併科も可)という罰則規定が設けられています(第119条第1項)。

(注) ・企業などの法人等による侵害(著作者人格権や実演家人格権の侵害を除く)の場合には、「3億円以下の罰金」とされています。
 ・他人の著作物を複製するような行為は、「他人の土地に入り込んでいる」という場合と同様に、客観的には「了解を得ているかどうか」が不明ですし、仮に了解を得ていないとしても、権利者が「まあいいや」と思っている場合は問題ないため、警察等による取り締まりには、権利者による「告訴」が必要(親告罪)とされています。

② その他の罰則

前記の原則のほか、次のような行為についても、それぞれ刑事上の罰則が定められています。

- ア** (a) 著作者人格権又は実演家人格権を侵害すること(第119条第2項第1号)。
 (b) 営利を目的として、「公衆向けのダビング機」を設置し、音楽CDのコピーなど(著作権の侵害となること)に使用させること(第119条第2項第2号)。
 (c) 著作権等侵害物品を頒布目的で輸入したり、情を知って頒布したり、頒布目的で所持する行為、あるいは、業として輸出したり、輸出目的で所持すること(第119条第2項第3号)。
 (d) プログラムの違法複製物を電子計算機において使用する行為(第119条第2項第4号)。
 → 「5年以下の懲役」又は「500万円以下の罰金」(懲役と罰金の併科も可) (親告罪)

イ 小説などの原作者（著作者）が亡くなった後に、その小説の内容を勝手に変えてしまったり、原作者名を変えてしまうこと（第120条）。

→ 500万円以下の罰金（非親告罪）

ウ (a) コピーガードキャンセラーやDVD等に施されている暗号型の保護技術を解除するプログラムなど「著作物のコピー防止機能を解除することを目的とした機器やプログラム」を頒布したり、製造、輸入、所持すること。また、このプログラムをインターネット上に掲載することも対象となります（第120条の2第1号）。

(b) 「コピー防止機能などを解除すること」を事業として行った者（第120条の2第2号）。

(c) (3) ④及び⑤に後述する「著作権の侵害とみなされる行為」を行った者（第120条の2第3号、同条第4号）。

→ 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（懲役と罰金の併科も可）（(a)・(b)非親告罪, (c)親告罪）

エ 私的使用の目的をもって、有償著作物等（※）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害した者（第119条第3項）。

（※）「有償著作物等」とは、録音され、又は録画された著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいいます。

→ 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金（懲役と罰金の併科も可）（親告罪）

オ 著作者名を偽って著作物を頒布すること（第121条）。

→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（懲役と罰金の併科も可）（非親告罪）

カ 原盤供給契約による商業用レコードを複製・頒布すること（第121条の2）。

→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（懲役と罰金の併科も可）（親告罪）

(2) 「民事」の対抗措置

① 損害賠償請求

侵害を被った者は、故意又は過失により他人の権利を侵害した者に対して、侵害による損害の賠償を請求することができます(民法第709条)。侵害を被った者は損害の額を立証しなければなりません、その負担を軽減するために、損害額の算定方法に関する規定や、損害額推定規定、権利者が受けるべき使用料の額に相当する額を損害額として請求できることを定めた規定等が設けられています(第114条)。

② 差止請求

著作権の侵害を受けた者は、侵害をした者に対して、「侵害行為の停止」を求めることができます。また、侵害のおそれがある場合には、「予防措置」を求めることができます(第112条、第116条)。

③ 不当利得返還請求

侵害を被った者は、他人の権利を侵害することにより、利益を受けた者に対して、侵害者が侵害の事実を知らなかった場合には「その利益が残っている範囲での額」を、知っていた場合には「利益に利息を付した額」を、それぞれ請求することができます(民法第703条、第704条)。

例えば、自分で創作した物語を無断で出版された場合、その行為者に故意又は過失がなくても、その出版物の売上分などの返還を請求できます。

④ 名誉回復等の措置の請求

著作者又は実演家は、侵害者に対して、著作者等としての「名誉・声望を回復するための措置」を請求することができます(第115条、第116条)。

例えば、小説を無断で改ざんして出版されたような場合、新聞紙上などに謝罪文を掲載させるなどの措置がこれに当たります。

(3) 著作権の侵害とみなされる行為

次のような行為は、直接的には著作権の侵害には該当しませんが、実質的には著作権の侵害と同等のもので、法律によって「侵害とみなす」とされています。

- ① 外国で作成された海賊版（権利者の了解を得ないで作成されたコピー）を国内において販売や配布する目的で「輸入」すること（第113条第1項第1号）。
- ② 海賊版を、海賊版と知っていながら、
 - ・「販売・配布・貸与」すること
 - ・販売・配布・貸与する目的で「所持」すること
 - ・販売・配布・貸与をする旨の「申出」をすること
 - ・継続・反復して「輸出」すること
 - ・継続・反復して輸出する目的で「所持」することも対象となります（第113条第1項第2号）。
- ③ 海賊版のコンピュータ・プログラムを会社のパソコンなどで「業務上使用」すること（使用する権原を得たときに海賊版と知っていた場合に限られます）（第113条第2項）。
- ④ 著作物等に付された「権利管理情報」（「電子透かし」などにより著作物等に付されている著作物等、権利者、著作物等の利用条件などの情報）を不正に、付加，削除，変更すること。

また、権利管理情報が不正に付加等されているものを、そのことを知っていながら、販売したり送信したりすることも対象となります（第113条第3項）。
- ⑤ 国内で市販されているものと同じの市販用音楽CDなどを、輸入してはいけないことを知りつつ、国内で販売するために「輸入」し、「販売・配布」し、又はそのために「所持」すること（販売価格が安い国から輸入される音楽CDなどであること、また国内販売後7年を超えない範囲内で、政令で定める期間を経過する前に販売等されたものであること、などの要件を満たす場合に限られます）（第113条第5項）。
- ⑥ 著作者の「名誉・声望を害する方法」で、著作物を利用すること（第113条第6項）。

(4) 紛争解決あっせん制度

著作権等に関する紛争が生じた際、第三者が関与して解決する制度としては、訴訟、民事調停法に基づく調停制度などがあります。これらのほかに、著作権等に関する紛争の特殊性から、実情に即した簡易、迅速な解決を図るために、著作権法においては、「紛争解決あっせん制度」（以下「あっせん」とする）が設けられています（**第105条～第111条**）。

あっせんは、著作権法に規定する、著作者人格権、著作者の権利、著作隣接権などに関する紛争であれば、どのような内容でも文化庁に申請することができます。

申請は紛争当事者の両者が行うことが原則ですが、一方の当事者のみの申請であっても、他の当事者が同意すれば、あっせんは行われます。

あっせんは、あっせん委員により、申請のあった内容について、当事者を交えて、実情に即した解決を目指して行われます。争点があまりにもかけ離れているなど解決の見込みがないときは、あっせんが打ち切られることがあります。

また、あっせん委員により得られたあっせん案を、受け入れるかどうかは当事者の自由意思によります。

〈御案内〉

文化庁ホームページ内に「あっせん申請の手引き」を掲載しておりますので、ご覧ください。

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/funsoshori.html>

10 登録制度について

ベルヌ条約などの国際ルールにより、著作権は著作物の創作等と同時に「自動的」に発生するものとされており、著作権を得るための登録制度といったものは禁止されています。

しかし、著作権に関する事実関係の公示や、著作権が移転した場合の取引の安全の確保等のために、著作権法では次のような登録制度が定められています。

(1) 登録の種類と効果

登録の種類	登録の内容及びその効果	申請できる者
実名の登録 (法第75条)	<p>[内容] 無名又は変名で公表された著作物の著作者はその実名(本名)の登録を受けることができます。</p> <p>[効果] 登録を受けた者が、当該著作物の著作者と推定されます。その結果、著作権の保護期間が公表後50年間から実名で公表された著作物と同じように著作者の死後50年間となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無名又は変名で公表した著作物の著作者 ・著作者が遺言で指定する者
第一発行年月日等の登録 (法第76条)	<p>[内容] 著作権者又は無名若しくは変名で公表された著作物の発行者は、当該著作物が最初に発行され又は公表された年月日の登録を受けることができます。</p> <p>[効果] 反証がない限り、登録されている日に当該著作物が第一発行又は第一公表されたものと推定されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権者 ・無名又は変名の著作物の発行者
創作年月日の登録 (法第76条の2)	<p>[内容] プログラムの著作物の著作者は、当該プログラムの著作物が創作された年月日の登録を受けることができます。</p> <p>[効果] 反証がない限り、登録されている日に当該プログラムの著作物が創作されたものと推定されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・著作者
著作権・著作隣接権の移転等の登録 (法第77条)	<p>[内容] 著作権若しくは著作隣接権の譲渡等、又は著作権若しくは著作隣接権を目的とする質権の設定等があった場合、登録権利者及び登録義務者は著作権又は著作隣接権の登録を受けることができます。</p> <p>[効果] 権利の変動に関して、登録することにより第三者に対抗することができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録権利者及び登録義務者(原則として共同申請だが、登録権利者の単独申請も可)
出版権の設定等の登録 (法第88条)	<p>[内容] 出版権の設定、移転等、又は出版権を目的とする質権の設定等があった場合、登録権利者及び登録義務者は出版権の登録を受けることができます。</p> <p>[効果] 権利の変動に関して、登録することにより第三者に対抗することができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録権利者及び登録義務者(原則として共同申請だが、登録権利者の単独申請も可)

プログラムの著作物を除いては、著作物を創作しただけでは登録することはできません。登録を受けるためには、著作物を公表したり著作権を譲渡した等という事実が必要となります。

(2) 登録の手続

プログラムの著作物以外の著作物に関する登録は文化庁で行っています。登録を受けるには、所定の様式に必要事項を記載した申請書等に、登録免許税（収入印紙）を添えて文化庁長官官房著作権課に提出する必要があります（次頁「著作権登録に関する事務手続きの流れ」参照）。

また、プログラムの著作物に係る登録事務は、「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」（昭和61年法律第65号）第5条第1項の規定により、文化庁長官の指定する公益法人（指定登録機関）に行わせることができるとされており、昭和62(1987)年1月に、〔財〕ソフトウェア情報センター（S O F T I C：現在は一般財団法人）が指定登録機関として指定され、同センターは同年4月1日よりプログラム登録事務を開始しました。

プログラムの著作物に関して登録を受けようとする者は、所定の申請書類に登録免許税（収入印紙）及び1件につき4万7100円の登録手数料を添えて同センターに提出する必要があります。

〈御案内〉

文化庁のホームページ内に「登録の手引き」を掲載しておりますので、ご覧下さい。申請書及び明細書の様式も一太郎形式又はW o r d形式のファイルでダウンロードできます。

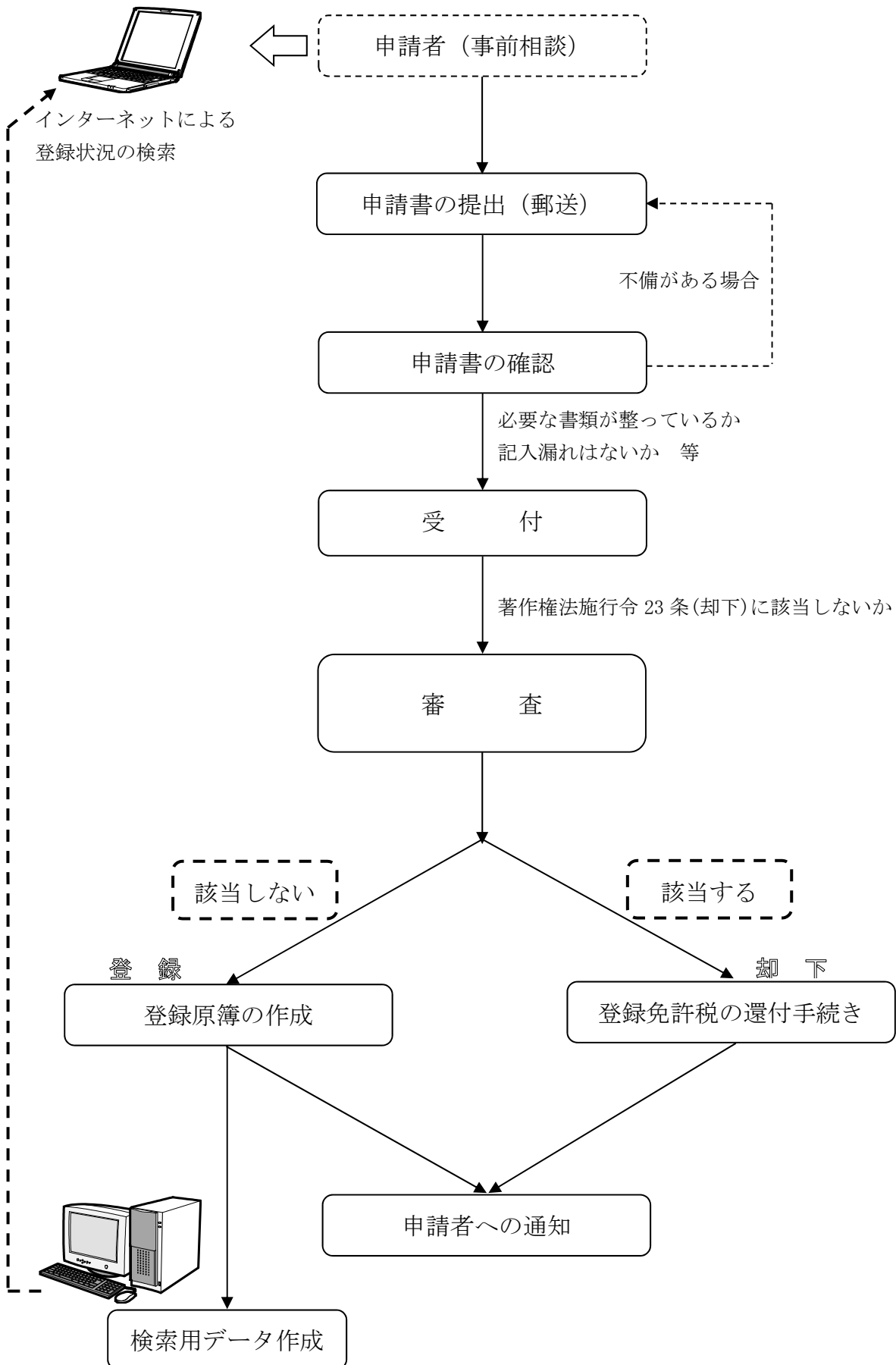
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/toroku_seido/

一般財団法人ソフトウェア情報センター（プログラムの著作物）

所在地 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル4F

T E L 03-3437-3071

○ 著作権登録に関する事務手続きの流れ



索引

I 用語

[あ]

アイデア ……………7
 IPマルチキャスト ……………78
 あっせん ……………91
 アップロード ……………15

[い]

意匠権（意匠法） ……………1
 インターネット販売等 ……………82
 インターネット放送 ……………32,36,37,39
 引用 ……………79,86

[う]

ウェブキャスト ……………15,32,36~40

[え]

映画化 ……………9,18
 映画の創作者 ……………6
 映画の著作物 ……………4,5,8,11,12,14,17,21,
 23,24,77

映画の著作物に録音・録画

された実演 ……………29,31,32

「映画の著作物」の著作者 ……………11

映画の盗撮の防止に関する法律 ……………62

「営利」 ……………78

営利目的 ……………68,69,78

演出 ……………28

演奏権 ……………3,14

[お]

公の伝達権 ……………3,5,15,38~40

屋外設置の「美術品」「建築物」 ……………81

音楽の著作物 ……………8,27,60

[か]

海賊版 ……………16,50~52,83,90
 改変 ……………13,30,60
 拡大教科書 ……………68
 学校教育番組 ……………69
 関税及び貿易に関する一般協定（GATT） ……45

[き]

偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA） …50
 脚色 ……………18
 キャッシング ……………83
 旧著作権法（旧法） ……………2,23,41
 共同著作物 ……………10
 許諾権 ……………4,5,29~31,33,35,36,38,39
 許諾を得ないレコードの複製からの
 レコード製作者の保護に関する条約 ……44

[く]

国等の機関での公開演説 ……………74

[け]

継続的刊行物 ……………21
 契約システム ……………53
 劇場用映画 ……………8,17,23,31
 言語の著作物 ……………8,15
 原作 ……………6,9,11,18
 原作（の著作）者 ……………9,18,88
 建築の著作物 ……………8,14,81
 検定教科書 ……………68
 原盤 ……………34,35,88
 権利管理情報 ……………43,45,90
 権利制限規定 ……………55,60,86

[こ]

口演 ……………28

「公衆」……………19
 公衆送信（権）……………3,14,37,39,67,69,72
 口述権……………3,15
 公正な慣行……………13,30,79
 校内LAN……………15
 公表権……………3,13,30
 公文書管理条例……………75
 公文書管理法……………75
 国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）……………51
 国際連合教育科学文化機関（UNESCO）……………46
 国際労働機関（ILO）……………44
 国立国会図書館法……………71
 固定……………4,6,8,14,27,28,31,34,41
 コピーガード……………61
 コンテンツ海外流通促進機構（CODA）……………51,52
 コンピュータ・プログラム……………3,8,45,90

[さ]

最恵国待遇……………45
 裁定……………57,58,65
 裁判での陳述……………80
 再放送権……………5,38
 再有線放送権……………5,40
 差止請求……………89
 サムネイル……………84
 産業財産権……………1
 サントラ盤……………31,32

[し]

視覚障害者等……………72
 指揮……………28
 試験問題……………69
 死後公表……………23
 時事の事件……………74
 質権の設定……………92
 視聴覚的実演……………49
 視聴覚的実演に関する北京条約……………28,45,49
 実演（家）……………4,5,6,27~37,40,41,55
 実演家人格権……………3,5,6,29~31,40,87

実演家の権利……………5,28,29
 [実演家の] 財産権……………5,29,30
 実演家等保護条約……………28,34,37,42,44
 実演及びレコードに関する世界知的所有権
 機関条約（WPPT）……………28,34,44,47
 実演家、レコード製作者及び放送機関の
 保護に関する国際条約……………44
 実名……………13,23,30,92
 実名の登録……………92
 実用新案権（実用新案法）……………1
 指定管理団体……………62
 私的使用……………61~63,88
 私的録音録画補償金制度……………61,62
 自動公衆送信……………15,70
 自動公衆送信装置……………15,19,32,35,37,39,40
 氏名表示権……………3,5,13,29,30
 写真の著作物……………8,13,16,23
 自由利用マーク……………54
 出所の明示……………60,67~69,72~74,
 76,77,79~81,86
 著作権の設定……………57,92
 著作権の設定等の登録……………92
 出版者……………6,86
 出版条例……………2
 主従関係……………79
 種苗法……………1
 上映権……………3,14
 上演権……………3,14
 商業用レコード……………34
 肖像権……………20
 譲渡権……………3,5,16,33,35
 商標権（商標法）……………1
 情報検索サービス……………84
 情報公開法……………74
 情報通信技術……………85
 職務著作……………11
 字幕……………73
 親告罪……………87
 新聞の論説……………79

[な]

内国民待遇 ……………25,42~45
 生の実演 ……………29,31~34

[に]

二次的著作物 ……………9,18
 二次的著作物の創作権 ……………3,18
 二次的著作物の利用権 ……………3,18
 「入力」による送信可能化 ……32,35,74,78,79

[は]

バックアップコピー ……………83
 発信者情報開示請求権 ……………20
 罰則規定 ……………87
 万国著作権条約 ……………25,42,43,48
 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の
 特例に関する法律 ……………26
 半導体集積回路の回路配置に関する法律 ……1
 頒布権 ……………3,17

[ひ]

非営利・無料 ……………77
 美術工芸品 ……………8
 美術展の「小冊子」 ……………81
 美術の著作物 ……………8,13,16,81
 非親告罪 ……………88
 表現 ……………7

[ふ]

複製権 ……………3,5,14,35,38,39,56
 付随対象著作物 ……………61,65
 不正競争防止法 ……………1
 不遡及 ……………42,43,44
 不当利得返還請求 ……………89
 舞踏, 無言劇の著作物 ……………8
 不特定の人 ……………4,19,37
 プライバシー ……………20
 プログラムの著作物 ……………8,11,15,92,93

プログラムの著作物に係る登録の特例に

 関する法律 ……………93
 プロバイダ責任制限法 ……………20
 文化庁長官の「裁定」 ……………57,58
 紛争解決あっせん制度 ……………91

[へ]

併科 ……………63,87,88
 ベルヌ条約 ……………2,25,42~45,47,48
 編曲 ……………9,18
 変形 ……………18
 編集著作物 ……………9,22
 変名 ……………13,21,23,30,92

[ほ]

方式主義 ……………42,43,48
 報酬請求権 ……………5,29,30,33~36
 法人著作 ……………11,12
 放送権 ……………5,29,32,39,40,43
 放送事業者 ……………4~6,27,31,33,36~38
 放送事業者の権利 ……………5,37,38,49
 放送対象地域 ……………74,78,79
 放送法 ……………4,27,37
 「ホームページ」 ……………15
 保護期間 ……………4,6,10,21~25,40,41,55,92
 保護期間の戦時加算 ……………25
 保護期間の相互主義 ……………25
 補償金 ……………26,53,57,58,60,68,69,77,78
 翻訳(権) ……………8,9,18,25,26,72,73
 翻訳権10年留保 ……………25
 翻訳権の7年強制許諾 ……………26

[ま]

©マーク ……………42,43,48

[み]

未公表の著作物 ……………13
 未発行 ……………16
 ミラーリング ……………83

「民事」の対抗措置 ……………89

[む]

無体財産権 ……………1

無方式主義 ……………1,3,4,12,42,43~45,48

無名・変名の著作物 ……………4,21

[め]

名誉回復等の措置の請求 ……………89

名誉声望を害するような改変 ……………30

[も]

盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に
障害のある者が発行された著作物を利用す
る機会を促進するためのマラケシュ条約
(仮称) ……………47,49

目的外に使用 ……………60

模倣品・海賊版 ……………50

[ゆ]

有線放送権 ……………5,29,32,38

有線放送事業者 ……………4,5,6,27,33,36,39,40

有線放送事業者の権利 ……………5,39

輸入 ……………87,88,90

[り]

利用可能化 ……………44

[れ]

レコード製作者 ……………4,6,27,34,44

レコード製作者の権利 ……………5,34,35

レコードに録音された実演 ……………29,31~33

レコード保護条約 ……………34,42,44

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する
法律 ……………25

連載小説 ……………22

[ろ]

朗詠 ……………28

ローマ条約 ……………42,44,47

録音権・録画権 ……………5,29,31

録音図書 ……………68

[わ]

WIPO実演・レコード条約 (WPPT)
……………42,44,47,49

WIPO著作権条約 (WCT) ……………42,43,47

Ⅱ 略 語

[A]

ACTA ……………50

[B]

BGM ……………13,30

[C]

CODA ……………51,52

[G]

GATT ……………45

[I]

IIPPF ……………51

ILO ……………44

[L]

LAN ……………15

[T]

TRIPS (協定) ……………28,34,37,45

[U]		W I P O	43~47,49,51
UNESCO	43,44,46	W P P T	42,44,45,47
[W]		W T O	45,46,47
WCT	42,43,47		

目次

著作權法	2
著作權法施行令(抄)	64

著作権法

(昭和四十五年五月六日 法律第四十八号)

改正	昭和五十三年 五月 十八日	法律第四十九号	
	同 五十六年 五月 十九日	同 第四十五号	
	〔各種手数料等の改定に関する法律第四条による改正〕		
	同 五十八年十二月 二日	同 第七十八号	
	〔国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第七十六条による改正〕		
	同 五十九年 五月 一日	同 第二十三号	
	〔各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律第五条による改正〕		
	同 五十九年 五月二十五日	同 第四十六号	
	同 六十年 六月 十四日	同 第六十二号	
	同 六十一年 五月二十三日	同 第六十四号	
	同 六十一年 五月二十三日	同 第六十五号	
	〔プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律附則第三項による改正〕		
	同 六十三年 十一月 一日	同 第八十七号	
	平成 元年 六月二十八日	同 第四十三号	
	同 三年 五月 二日	同 第六十三号	
	同 四年十二月 十六日	同 第六十六号	
	同 五年十一月 十二日	同 第八十九号	
	〔行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第八十一条による改正〕		
	同 六年十二月 十四日	同 第一百十二号	
	同 七年 五月 十二日	同 第九十一号	
	〔刑法の一部を改正する法律附則第八条第六号による改正〕		
	同 八年十二月二十六日	同 第一百十七号	
	同 九年 六月 十八日	同 第八十六号	
	同 十年 六月 十二日	同 第一百一号	
	〔学校教育法等の一部を改正する法律附則第三十八条による改正〕		
	同 十一年 五月 十四日	同 第四十三号	
	〔行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十一条による改正〕		
	同 十一年 六月二十三日	同 第七十七号	
	同 十一年十二月二十二日	同 第六十号	
	〔中央省庁等改革関係法施行法第五百六十三条による改正〕		
	同 十一年十二月二十二日	同 第二百二十号	
	〔独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律第十五条による改正〕		
	同 十二年 五月 八日	同 第五十六号	
	同 十二年十一月二十九日	同 第三百一十一号	
	〔著作権等管理事業法附則第八条による改正〕		
	同 十三年十二月 五日	同 第四百十号	
	〔独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律附則第六条による改正〕		
	同 十四年 六月 十九日	同 第七十二号	
	同 十五年 五月 三十日	同 第六十一号	
	〔行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十八条による改正〕		
	同 十五年 六月 十八日	同 第八十五号	
	同 十五年 七月 十六日	同 第一百十九号	
	〔地方独立行政法人の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十五条による改正〕		
	同 十六年 六月 九日	同 第八十四号	
	〔行政事件訴訟法の一部を改正する法律第八條による改正〕		
	同 十六年 六月 九日	同 第九十二号	
	同 十六年 六月 十八日	同 第二百二十号	
	〔裁判所法等の一部を改正する法律第九條による改正〕		

同 十六年十二月 一日	同 第四百四十七号
〔民法の一部を改正する法律附則第七十五条による改正〕	
同 十七年 六月二十九日	同 第七十五号
〔不正競争防止法等の一部を改正する法律第六条による改正〕	
同 十八年 六月 二日	同 第五十号
〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二七一条による改正〕	
同 十八年十二月二十二日	同 第二百一十一号
同 二十年 六月 十八日	同 第八十一号
〔障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律附則第四条による改正〕	
同 二十一年 六月 十九日	同 第五十三号
同 二十一年 七月 十日	同 第七十三号
〔国立国会図書館法の一部を改正する法律附則第三条による改正〕	
同 二十二年十二月 三日	同 第六十五号
〔放送法等の一部を改正する法律附則第三十条による改正〕	
同 二十四年 六月二十二日	同 第三十二号
〔国立国会図書館法の一部を改正する法律附則第四条による改正〕	
同 二十四年 六月二十七日	同 第四十三号
同 二十五年十一月二十七日	同 第八十四号
〔薬事法等の一部を改正する法律第八十一条による改正〕	
同 二十六年 五月 十四日	同 第三十五号
同 二十六年 六月 十三日	同 第六十九号
〔行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十二条による改正〕	
同 二十七年 六月二十四日	同 第四十六号
〔学校教育法等の一部を改正する法律附則第四条による改正〕	

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条―第五条) 目的・定義等
第二節 適用範囲(第六条―第九条の二) 保護の範囲
第二章 著作者の権利
第一節 著作物(第十条―第十三条) 例示、編集著作物
第二節 著作者(第十四条―第十六条) 職務著作・映画の著作者
第三節 権利の内容
第一款 総則(第十七条)
第二款 著作者人格権(第十八条―第二十条)
第三款 著作権に含まれる権利の種類(第二十一条―第二十八条)
第四款 映画の著作物の著作権の帰属(第二十九条)
第五款 著作権の制限(第三十条―第五十条)
第四節 保護期間(第五十一条―第五十八条)
第五節 著作者人格権の一身専属性等(第五十九条・第六十条)
第六節 著作権の譲渡及び消滅(第六十一条・第六十二条)
第七節 権利の行使(第六十三条―第六十六条)
第八節 裁定による著作物の利用(第六十七条―第七十条)
第九節 補償金等(第七十一条―第七十四条)
第十節 登録(第七十五条―第七十八条の二)
第三章 第出版権(第七十九条―第八十八条)
第四章 著作隣接権
第一節 総則(第八十九条・第九十条)
第二節 実演家の権利(第九十条の二―第九十五条の三)
第三節 レコード製作者の権利(第九十六条―第九十七条の三)
第四節 放送事業者の権利(第九十八条―第百条)
第五節 有線放送事業者の権利(第百条の二―第百条の五)
第六節 保護期間(第百一条)
第七節 実演家人格権の一身専属性等(第百一条の二・第百一条の三)
第八節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録(第百一条―第百四条)

第五章 私的録音録画補償金（第四百四条の二―第四百四条の十）

第六章 紛争処理（第二百五条―第六十一条）

第七章 権利侵害（第一百二十二条―第一百八十条）

第八章 罰則（第一百九条―第二百二十四条）

附則

第一章

第一節 総則

第一節 通則

（目的）

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

（昭六一法六四・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 二 著作者 著作物を創作する者をいう。
- 三 実演 著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。）をいう。
- 四 実演家 俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。
- 五 レコード 蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの（音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）をいう。
- 六 レコード製作者 レコードに固定されている音を最初に固定した者をいう。
- 七 商業用レコード 市販の目的をもつて製作されるレコードの複製物をいう。
- 七の二 公衆送信 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は

有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一部の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。

八 放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信をいう。

九 放送事業者 放送を業として行う者をいう。

九の二 有線放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。

九の三 有線放送事業者 有線放送を業として行う者をいう。

九の四 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう。

九の五 送信可能化 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようになることをいう。

- イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号及び第四十七条の五第一項第一号において「公衆送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。
- ロ その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続（配線、自動公衆送信装置の始動、送受信用プログラムの起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。）を行うこと。

- 十 映画製作者 映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう。
- 十の二 プログラム 電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるよう

にこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。

十の三 データベース 論文、数値、図形その他の情報の混合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

十一 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

十二 共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

十三 録音 音を物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。

十四 録画 影像を連続して物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。

十五 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

イ 脚本その他これに類する演劇用の著作物 当該著作物の上演、放送又は有線放送を録音し、又は録画すること。

ロ 建築の著作物 建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。

十六 上演 演奏（歌唱を含む。以下同じ。）以外の方法により著作物を演ずることをいう。

十七 上映 著作物（公衆送信されるものを除く。）を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴つて映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。

十八 口述 朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達すること（実演に該当するものを除く。）をいう。

十九 頒布 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の複製物を譲渡し、又は貸与することを含むものとする。

二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条

第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号、第三十条第一項第二号及び第二百二十条の二第一号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（次号において「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

二十一 権利管理情報 第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項から第四項までの権利（以下この号において「著作権等」という。）に関する情報であつて、イからハまでのいずれかに該当するものうち、電磁的方法により著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録され、又は送信されるもの（著作物等の利用状況の把握、著作物等の利用の許諾に係る事務処理その他の著作権等の管理（電子計算機によるものに限る。）に用いられないものを除く。）をいう。

イ 著作物等、著作権等を有する者その他政令で定める事項を特定する情報
ロ 著作物等の利用を許諾する場合の利用方法及び条件に関する情報
ハ 他の情報と照合することによりイ又はロに掲げる事項を特定することができることとなる情報

二十二 国内 この法律の施行地をいう。

二十三 国外 この法律の施行地外の地域をいう。

2 この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。

3 この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴

覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。

4 この法律にいう「写真の著作物」には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物を含むものとする。

5 この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。

6 この法律にいう「法人」には、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含むものとする。

7 この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること（公衆送信又は上映に該当するものを除く。）及び著作物の上演、演奏又は口述を電気通信設備を用いて伝達すること（公衆送信に該当するものを除く。）を含むものとする。

8 この法律にいう「貸与」には、いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、これと同様の使用の権原を取得させる行為を含むものとする。

9 この法律において、第一項第七号の二、第八号、第九号の二、第九号の四、第九号の五若しくは第十三号から第十九号まで又は前二項に掲げる用語については、それぞれこれらを動詞の語幹として用いる場合を含むものとする。

- (昭五九法四六・八項追加9項一部改正、昭六〇法六二・一項十号の二追加、昭六一法六四・一項九号の二九号の三十号の三追加1項十五号十七号7項9項一部改正、平九法八六・一項七号の二九号の四九号の五追加1項八号全改1項十七号削除1項九号の二7項9項一部改正、平十一法七七・一項十七号一部改正1項二十号二十一号追加7項一部改正、平十四法七二・一項二十号一部改正、平十六法九二・一項二十三号追加、平十八法一一・一項七の二号一部改正、平二十一法五三・一項九号の五イ一部改正、平二四法四三・一項四号五号九号二十号一部改正)

(著作物の発行)

第三条 著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。以下この項、次条第一項、第四条の二及び第六十三条を除き、以下この章及び次章において同じ。）を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾（第八十条第三項の規

定による複製の許諾をいう。第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において同じ。）を得た者によつて作成され、頒布された場合（第二十六条、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）において、発行されたものとする。

2 二次的著作物である翻訳物の前項に規定する部数の複製物が第二十八条の規定により第二十一条に規定する権利と同一の権利を有する者又はその許諾を得た者によつて作成され、頒布された場合（第二十八条の規定により第二十六条、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利と同一の権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）には、その原著物は、発行されたものとみなす。

3 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば前二項の権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ前二項の権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして、前二項の規定を適用する。

(昭五九法四六・一項2項一部改正、平十一法七七・一項2項一部改正、平十四法七二・一項一部改正、平二六法三五・一項一部改正)

(著作物の公表)

第四条 著作物は、発行され、又は第二十二条から第二十五条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。）を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾（第八十条第三項の規定による公衆送信の許諾をいう。次項、第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において同じ。）を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信、口述、若しくは展示の方法で公衆に提示された場合（建築の著作物にあつては、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。）を得た者によつて建設された場合を含む。）において、公表されたものとする。

2 著作物は、第二十三条第一項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者によつて送信可能化された場合には、公表されたものとみなす。

3 二次的著作物である翻訳物が、第二十八条の規定により第二十二條から第二十四条までに規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信若しくは口述の方法で公衆に提示され、又は第

二十八条の規定により第二十三条第一項に規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて送信可能化された場合には、その原著作物は、公表されたものとみなす。

4 美術の著作物又は写真の著作物は、第四十五条第一項に規定する者によつて同項の展示が行われた場合には、公表されたものとみなす。

5 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば第一項から第三項までの権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ第一項から第三項までの権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして、これらの規定を適用する。

(昭六一法六四・1項2項5項一部改正4項追加、平九法八六・4項削除2項追加1項3項5項一部改正、平十一法七七・1項3項一部改正、平二六法三五・1項2項一部改正)

(レコードの発行)

第四条の二 レコードは、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第九十六条に規定する権利を有する者又はその許諾(第三章三条において準用する第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。第四章第二節及び第三節において同じ。)を得た者によつて作成され、頒布された場合(第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。)において、発行されたものとする。

(平十四法七二・追加)

(条約の効力)

第五条 著作者の権利及びこれに隣接する権利に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

(平元法四三・一部改正)

第二節 適用範囲

(保護を受ける著作物)

第六条 著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民(わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)の著作物

二 最初に国内において発行された著作物(最初に国外において発行されたが、その発行の日から三十日以内に国内において発行されたものを含む。)

三 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物(平十六法九二・二号一部改正)

(保護を受ける実演)

第七条 実演は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 国内において行われる実演

二 次条第一号又は第二号に掲げるレコードに固定された実演

三 第九条第一号又は第二号に掲げる放送において送信される実演(実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。)

四 第九条の二各号に掲げる有線放送において送信される実演(実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。)

五 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演

イ 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(以下「実演家等保護条約」という。)の締約国において行われる実演

ロ 次条第三号に掲げるレコードに固定された実演

ハ 第九条第三号に掲げる放送において送信される実演(実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。)

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演

イ 実演及びレコードに関する世界的所有権機関条約(以下「実演・レコード条約」という。)の締約国において行われる実演

ロ 次条第四号に掲げるレコードに固定された実演

七 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演

イ 世界貿易機関の加盟国において行われる実演

ロ 次条第五号に掲げるレコードに固定された実演

ハ 第九条第四号に掲げる放送において送信される実演(実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。)

八 前各号に掲げるもののほか、視聴覚的実演に関する北京条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家に係る実演

(昭五三法四九・二号一部改正、昭六一法六四・四号追加、平元法四三・三号一部改正五号追加、平六法一一二・六号追加、平十四法七二・六号追加七号一部改正、平二六法三五・一号一部改正八号追加)

(保護を受けるレコード)

第八条 レコードは、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

- 一 日本国民をレコード製作者とするレコード
 - 二 レコードでこれに固定されている音が最初に国内において固定されたもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード
 - イ 実演家等保護条約の締約国の国民(当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)をレコード製作者とするレコード
 - ロ レコードでこれに固定されている音が最初に実演家等保護条約の締約国において固定されたもの
 - 四 前三号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード
 - イ 実演・レコード条約の締約国の国民(当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)をレコード製作者とするレコード
 - ロ レコードでこれに固定されている音が最初に実演・レコード条約の締約国において固定されたもの
 - 五 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード
 - イ 世界貿易機関の加盟国の国民(当該加盟国の法令に基づいて設立された法人及び当該加盟国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)をレコード製作者とするレコード
 - ロ レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの
 - 六 前各号に掲げるもののほか、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約(第二百二十一条の二第二号において「レコード保護条約」という。)により我が国が保護の義務を負うレコード
- (昭五三法四九・三号追加、平元法四三・四号一部改正三号追加、平三法六

三・四号追加、平六法一一二・四号追加五号一部改正、平十四法七二・四号追加五号一部改正)

(保護を受ける放送)

第九条 放送は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

- 一 日本国民である放送事業者の放送
 - 二 国内にある放送設備から行なわれる放送
 - 三 前二号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる放送
 - イ 実演家等保護条約の締約国の国民である放送事業者の放送
 - ロ 実演家等保護条約の締約国にある放送設備から行われる放送
 - 四 前三号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる放送
 - イ 世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送
 - ロ 世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われる放送
- (平元法四三・三号追加、平六法一一二・四号追加)
- (保護を受ける有線放送)
- 第九条の二 有線放送は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。
- 一 日本国民である有線放送事業者の有線放送(放送を受信して行うものを除く。次号において同じ。)
 - 二 国内にある有線放送設備から行われる有線放送
- (昭六一法六四・追加)
- 第二章 著作権者の権利
- 第一節 著作物
- (著作物の例示)
- 第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。
- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
 - 二 音楽の著作物
 - 三 舞踊又は無言劇の著作物
 - 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

五 建築の著作物

六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

七 映画の著作物

八 写真の著作物

九 プログラムの著作物

2 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

3 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。

二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。

三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

(昭六〇法六二・一項九号3項追加)

(二次的著作物)

第十一条 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著物の著作物の権利に影響を及ぼさない。

(編集著作物)

第十二条 編集物(データベースに該当するものを除く。以下同じ。)でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作物の権利に影響を及ぼさない。

(昭六一法六四・一項一部改正)

(データベースの著作物)

第十二条の二 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作物の権利に影響を及ぼさない。

(昭六一法六四・追加)

(権利の目的とならない著作物)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

一 憲法その他の法令

二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)

又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの

三 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの

四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

(平十一法二二〇・二号四号一部改正、平十五法一一九・二号四号一部改正)

第二節 著作者

(著作者の推定)

第十四条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称(以下「実名」という。)

又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの(以下「変名」という。)

として周知のものが著作作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。

(職務上作成する著作物の著作者)

第十五条 法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く。)

で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作物は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作物は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の

定めがない限り、その法人等とする。

(昭六〇法六一・見出し1項一部改正2項追加)

(映画の著作物の著作者)

第十六条 映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第三節 権利の内容

第一款 総則

(著作者の権利)

第十七条 著作者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利(以下「著作者人格権」という。)並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利(以下「著作権」という。)を享有する。

2 著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

第二款 著作者人格権

(公表権)

第十八条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。)を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著物とする二次的著作物についても、同様とする。

2 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものと推定する。

- 一 その著作物でまだ公表されていないものの著作権を譲渡した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。
- 二 その美術の著作物又は写真の著作物でまだ公表されていないものの原作品を譲渡した場合 これらの著作物をその原作品による展示の方法で公衆に提示すること。

三 第二十九条の規定によりその映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属した

場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。

3 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意し

たものとみなす。

- 一 その著作物でまだ公表されていないものを行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。))第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)に提供した場合(行政機関情報公開法第九条第一項の規定による開示する旨の決定の時にまでに別段の意思表示をした場合を除く。) 行政機関情報公開法の規定により行政機関の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること(当該著作物に係る歴史公文書等(公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理法」という。))第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。))が行政機関の長から公文書管理法第八条第一項の規定により国立公文書館等(公文書管理法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。以下同じ。))に移管された場合(公文書管理法第十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場合を除く。)にあつた場合を除く。)にあつては、公文書管理法第十六条第一項の規定により国立公文書館等の長(公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下同じ。))が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することを含む。)
- 二 その著作物でまだ公表されていないものを独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。))第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)に提供した場合(独立行政法人等情報公開法第九条第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。)) 独立行政法人等情報公開法の規定により当該独立行政法人等が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること(当該著作物に係る歴史公文書等が当該独立行政法人等から公文書管理法第十一条第四項の規定により国立公文書館等に移管された場合(公文書管理法第十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場合を除く。))にあつては、公文書管理法第十六条第一項の規定により国立公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することを含む。)

三 その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体又は地方独立行政法人に提供した場合(開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を

- 除く。) 情報公開条例(地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ。)の規定により当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること(当該著作物に係る歴史公文書等が当該地方公共団体又は地方独立行政法人から公文書管理条例(地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する歴史公文書等の適切な保存及び利用について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ。)に基づき地方公文書館等(歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る施設として公文書管理条例が定める施設をいう。以下同じ。)に移管された場合(公文書管理条例の規定(公文書管理法第十六条第一項の規定に相当する規定に限る。以下この条において同じ。)による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場合を除く。)にあつては、公文書管理条例の規定により地方公文書館等の長(地方公文書館等が地方公共団体の施設である場合にあつてはその属する地方公共団体の長をいい、地方公文書館等が地方独立行政法人の施設である場合にあつてはその施設を設置した地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することを含む。)
- 四 その著作物でまだ公表されていないものを国立公文書館等に提供した場合(公文書管理法第十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。) 同項の規定により国立公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。
- 五 その著作物でまだ公表されていないものを地方公文書館等に提供した場合(公文書管理条例の規定による利用をさせる旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。) 公文書管理条例の規定により地方公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。
- 4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- 一 行政機関情報公開法第五条の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は行政機関情報公開法第七条の規定により行政機関の長が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。
- 二 独立行政法人等情報公開法第五条の規定により独立行政法人等が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は独立行政法人等情報公開法第七条の規定により独立行政法人等が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。
- 三 情報公開条例(行政機関情報公開法第十三条第二項及び第三項の規定に相当する規定を設けているものに限る。第五号において同じ。)の規定により地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないもの(行政機関情報公開法第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。
- 四 情報公開条例の規定により地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないもの(行政機関情報公開法第五条第一号ハに規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。
- 五 情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第七条の規定に相当するものにより地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき。
- 六 公文書管理法第十六条第一項の規定により国立公文書館等の長が行政機関情報公開法第五条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報又は独立行政法人等情報公開法第五条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき。
- 七 公文書管理条例(公文書管理法第十八条第二項及び第四項の規定に相当する規定を設けているものに限る。)の規定により地方公文書館等の長が著作物でまだ公表されていないもの(行政機関情報公開法第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。
- 八 公文書管理条例の規定により地方公文書館等の長が著作物でまだ公表されていないもの(行政機関情報公開法第五条第一号ハに規定する情報に相当する情

報が記録されているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。

(平十一法四三・1項一部改正3項4項追加、平十三法一四〇・3項一号一部改正二号追加4項一号一部改正二号追加三号四号五号一部改正、平十五法一一九・3項三号4項三号四号五号一部改正、平二四法四三・3項一号二号三号4項三号一部改正3項四号五号4項六号七号八号追加)

(氏名表示権)

第十九条 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著物の著作者名の表示についても、同様とする。

2 著作物を利用する者は、その著作者の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示することができる。

3 著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる。

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。

二 行政機関情報公開法第六条第二項の規定、独立行政法人等情報公開法第六条第二項の規定又は情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第六条第二項の規定に相当するものにより行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物の著作者名の表示を省略することとなるとき。

三 公文書管理法第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定(同項の規定に相当する規定に限る。)により国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既に

その著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。

(平十一法四三・4項追加、平十三法一四〇・4項一号二号一部改正、平十五法一一九・4項一号二号一部改正、平二四法四三・4項三号追加)
(同一性保持権)

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。
一 第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変

三 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変

四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

(昭六〇法六一・2項三号追加四号一部改正、平十五法八五・2項一号一部改正)

第三款 著作権に含まれる権利の種類
(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(上演権及び演奏権)

第二十二条 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として(以下「公に」という。)上演し、又は演奏する権利を専有する。

(上映権)

第二十三条の二 著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。

(平十一法七七・追加)

(公衆送信権等)

第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあ

つては、送信可能化を含む。)を行う権利を専有する。
 2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

(昭六一法六四・見出し1項2項一部改正、平九法八六・見出し全改1項2項一部改正)

(口述権)

第二十四条 著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。

(展示権)

第二十五条 著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

(頒布権)

第二十六条 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

(平十一法七七・見出し1項2項一部改正)

(譲渡権)

第二十六条の二 著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。以下この条において同じ。)をその原作品又は複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。)の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物

二 第六十七条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)第五

条第一項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物

三 第六十七条の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物

四 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数者に譲渡された著作物の原作品又は複製物

五 国外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物

(平十一法七七・追加、平十六法九二・2項四号一部改正、平二十一法五三・2項三号追加旧三号四号線下)

(貸与権)

第二十六条の三 著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。)をその複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

(昭五九法四六・追加、平十一法七七・旧第二十六条の二線下)

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

(二次的著作物の利用に関する原著者の権利)

第二十八条 二次的著作物の原著物の著作人は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作人が有するものと同一の種類

の権利を専有する。

第四款 映画の著作物の著作権の帰属

第二十九条 映画の著作物(第十五条第一項、次項又は第三項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権は、その著作人が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。

2 専ら放送事業者が放送のための技術的手段として製作する映画の著作物(第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事業者に帰属する。

一 その著作物を放送する権利及び放送されるその著作物について、有線放送し、自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接

続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行う、又は受信装置を用いて公に伝達する権利

二 その著作物を複製し、又はその複製物により放送事業者に頒布する権利

3 専ら有線放送事業者が有線放送のための技術的手段として製作する映画の著作物（第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該有線放送事業者に帰属する。

一 その著作物を有線放送する権利及び有線放送されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

二 その著作物を複製し、又はその複製物により有線放送事業者に頒布する権利（昭六〇法六二・各項一部改正、昭六一法六四・1項一部改正3項追加、平十八法一一一・見出し削除2項一部改正）

第五款 著作権の制限
（私的使用のための複製）

第三十条 著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合

二 技術的保護手段の回避（第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう 第二百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となり 又はその結果に障害が生じないようにした複製を、その事実を知りながら行う場合

三 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して

行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知らずに行う場合

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。）であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

（昭五九法四六・一部改正、平四法一〇六・1項一部改正2項追加、平十一法七七・1項柱書一部改正一号二号追加、平二一法五三・1項三号追加、平二四法四三・1項二号一部改正）

（付随対象著作物の利用）

第三十条の二 写真の撮影、録音又は録画（以下この項において「写真の撮影等」という。）の方法によつて著作物を創作するに当たつて、当該著作物（以下この条において「写真等著作物」という。）に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物（当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付随対象著作物」という。）は、当該創作に伴つて複製又は翻案することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製又は翻案の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により複製又は翻案された付随対象著作物は、同項に規定する写真等著作物の利用に伴つて利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合はこの限りでない。

（平二四法四三・追加）

（検討の過程における利用）

第三十条の三 著作権者の許諾を得て、又は第六十七条第一項、第六十八条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定を受けて著作物を利用しようとする者はこれらの利用についての検討の過程（当該許諾を得、又は当該裁定を受ける過程

を含む。)における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合はこの限りでない。

(平二四法四三・追加)

(技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用)

第三十条の四 公表された著作物は、著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合には、その必要と認められる限度において、利用することができる。

(平二四法四三・追加)

(図書館等における複製等)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第三項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。)の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料(以下この条において「絶版等資料」という。)の複製物を提供する場合

2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信(送信可能化を含む。同項において同じ。)に用いるため、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供

されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

3 国立国会図書館は絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

(平二一法五三・1項一部改正2項追加、平二四法四三・見出し1項柱書

一号2項一部改正3項追加、平二六法三五・2項一部改正)

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に掲載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

(平一十一法二二〇・2項一部改正、平十五法一九・2項一部改正)

(教科用図書等への掲載)

第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。以下同じ。)に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わな

なければならない。

- 3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。
- 4 前三項の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載について準用する。

（平十法一〇一・一項四項一部改正、平十一法一六〇・一項一部改正、平十法八五・一項一部改正、平二十一法五三・一項四項一部改正、平二十七法四六・一項一部改正）

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

- 第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

- 2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

- 3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。
- 4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

（平十五法八五・追加、平二十法八一・見出し1項2項一部改正4項追加、平二十一法五三・4項一部改正）

（学校教育番組の放送等）

- 第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度におい

て、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、若しくは有線放送し、又は当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第十四条第三項第二号に規定する放送区域をいう。以下同じ。）において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。

- 2 前項の規定により著作物を利用する者は、その旨を著作者に通知するとともに、相当額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

（昭六一法六四・見出し1項一部改正、平十八法一一一・一項一部改正、平二十二法六五・一項一部改正）

（学校その他の教育機関における複製等）

- 第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

（平十五法八五・見出し1項一部改正2項追加）

(試験問題としての複製等)

第三十六条 公表された著作物については、入学試験その他の人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(平十五法八五・見出し1項2項一部改正)

(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。）を行うことができる。

3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われていない場合は、この限りでない。

(平十二法五六・1項一部改正2項追加3項一部改正、平十八法一一一・3

項一部改正、平二十一法五三・見出し一部改正3項全改、平二六法三五・3

項一部改正)

(聴覚障害者等のための複製等)

第三十七条の二 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者（以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じ政令で定めるものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式（聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。）について、専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

一 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うこと。

二 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること（当該聴覚著作物に係る音声を文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。）。

(平十二法五六・追加、平十八法一一一・柱書一部改正、平二十一法五三・全改、平二六法三五・柱書一部改正)

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演

奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

3 放送され、又は有線放送される著作物（放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。）は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。

4 公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。

5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの（同条第二号に係るもの限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。）は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者（第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

（昭五九法四六・一項一部改正 四項五項追加、昭六一法六四・一項一部改正

二項追加、平十一法七七・一項一部改正、平十八法一一・二項三項一部改

正、平二十一法五三・五項一部改正）

（時事問題に関する論説の転載等）

第三十九条 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説（学術的な性質を有するものを除く。）は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により放送され、若しくは有線放送され、又は自動公衆送信される論説は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

（平十八法一一・一項二項一部改正）

（政治上の演説等の利用）

第四十条 公開して行われた政治上の演説又は陳述及び裁判手続（行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続を含む。第四十二条第一項において同じ。）における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人において行われた公開の演説又は陳述は、前項の規定によるものを除き、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は放送し、若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

3 前項の規定により放送され、若しくは有線放送され、又は自動公衆送信される演説又は陳述は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

（平十一法二〇・二項一部改正、平十五法一一九・二項一部改正、平十八法一一・一項二項三項一部改正）

法一一・一項二項三項一部改正）

第四十一条 写真、映画、放送その他の方法によつて時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる

著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴って利用することができる。

(裁判手続等における複製)

第四十二条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。）に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続

二 行政庁若しくは独立行政法人の行う薬事（医療機器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第四項に規定する医療機器をいう。）及び再生医療等製品（同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。））に関する事項を含む。以下この号において同じ。）に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続

(平十八法二二・二項追加、平二五法八四・二項二号一部改正)

(行政機関情報公開法等による開示のための利用)

第四十二条の二 行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人は、行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ行政機関情報公開法第十四条第一項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。）に規定する方法、独立行政法人等情報公開法第十五条第一項に規定する方法（同項の規定に基づき当該独立行政法人等が定める方法（行政機関情報公開法第十四条第一項の規定に基づく政令で定める方法以外のものを除く。）を含む。）又は情報公開条例で定める方法（行政機関情報公開法第十四条第一項の規定に基づく政令の規定を含む。）に規定する方法以外のものを除く。）

により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

(平十一法四三・追加、平十三法一四〇・見出し本文一部改正、平十五法一九・一部改正)

(公文書管理法等による保存等のための利用)

第四十二条の三 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理法第十五条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により歴史公文書等を保存することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該歴史公文書等に係る著作物を複製することができる。

2 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理法第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ公文書管理法第十九条（同条の規定に基づく政令の規定を含む。以下この項において同じ。）に規定する方法又は公文書管理条例で定める方法（同条に規定する方法以外のものを除く。）により利用をさせるために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

(平二四法四三・追加)

(国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製)

第四十二条の四 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法（昭和三十三年法律第五号）第二十五条の三第一項の規定により同項に規定するインターネット資料（以下この条において「インターネット資料」という。）又は同法第二十五条の四第三項の規定により同項に規定するオンライン資料を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料又は当該オンライン資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる資料を提供するために必要と認められる限度において、当該各号に掲げる資料に係る著作物を複製することができる。

一 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者 同法第二十五条の三第三項の求めに応じ提供するインターネット資料

二 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者 同

法第二十五条の四第一項の規定により提供する同項に規定するオンライン資料

(平二一法七三・追加、平二四法四三・旧四十二条の三繰下、平二四法三

二・見出し1項一部改正2項全改)

(翻訳、翻案等による利用)

第四十三条 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従って利用することができる。

一 第三十条第一項、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む)、第三十四条第一項又は第三十五条 翻訳、編曲、変形又は翻案

二 第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十二条、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条 翻訳

三 第三十三条の二第一項 変形又は翻案

四 第三十七条第三項 翻訳、変形又は翻案

五 第三十七条の二 翻訳又は翻案

(平四法一〇六・一号一部改正、平十一法四三・二号一部改正、平十二法五六・三号追加、平十五法八五・一号一部改正、平二十一法五三・二号一部改正、平三三法四号追加旧三三法繰下、平二四法四三・二号一部改正)

(放送事業者等による一時的固定)

第四十四条 放送事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害することなく放送することができる著作物を、自己の放送のために、自己の手段又は当該著作物を同じく放送することができる他の放送事業者の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。

2 有線放送事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害することなく有線放送することができる著作物を、自己の有線放送(放送を受信して行うものを除く。)のために、自己の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。

3 前二項の規定により作成された録音物又は録画物は、録音又は録画の後六月(その期間内に当該録音物又は録画物を用いてする放送又は有線放送があつたときは、その放送又は有線放送の後六月)を超えて保存することができない。ただし、政令で定めるところにより公的な記録保存所において保存する場合は、この限り

でない。

(昭六一法六四・見出し2項一部改正3項追加)

(美術の著作物等の原作品の所有者による展示)

第四十五条 美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。

2 前項の規定は、美術の著作物の原作品を街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合には、適用しない。

(公開の美術の著作物等の利用)

第四十六条 美術の著作物でその原作品が前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

一 彫刻を増製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合

二 建築の著作物を建築により複製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合

三 前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合

四 専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合

(平十一法七七・一号二号四号一部改正)

(美術の著作物等の展示に伴う複製)

第四十七条 美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第二十五条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子にこれらの著作物を掲載することができる。

(美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等)

第四十七条の二 美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲渡又は貸与の権原を有する者が、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を害することなく、その原作品又は複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権原を有する者又はその委託を受けた者は、その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信(自動

公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）（当該複製により作成される複製物を用いて行うこれらの著作物の複製又は当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物の複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置を講じて行うものに限る。）を行うことができる。

（平二十一法五三・追加）

（プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等）

第四十七条の三 プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む。）をすることができ。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第一百三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。

2 前項の複製物の所有者が当該複製物（同項の規定により作成された複製物を含む。）のいずれかについて滅失以外の事由により所有権を有しなくなった後には、その者は、当該著作権者の別段の意思表示がない限り、その他の複製物を保存してはならない。

（昭六〇法六一・追加、平二十一法五三・旧四十七条の二繰下）

（保守、修理等のための一時的複製）

第四十七条の四 記録媒体内蔵複製機器（複製の機能を有する機器であつて、その複製を機器に内蔵する記録媒体（以下この条において「内蔵記録媒体」という。）に記録して行うものをいう。次項において同じ。）の保守又は修理を行う場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体に記録することができる。

2 記録媒体内蔵複製機器に製造上の欠陥又は販売に至るまでの過程において生じた故障があるためこれを同種の機器と交換する場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同種の機器の内蔵記録媒体に記録することができ。

3 前二項の規定により内蔵記録媒体以外の記録媒体に著作物を記録した者は、こ

れらの規定による保守若しくは修理又は交換の後には、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物を保存してはならない。

（平十八法一一一・追加、平二十一法五三・旧四十七条の三繰下）

（送信の障害の防止等のための複製）

第四十七条の五 自動公衆送信装置等（自動公衆送信装置及び特定送信装置（電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち特定送信（自動公衆送信以外の無線通信又は有線電気通信の送信で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の用に供する部分（第一号において「特定送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報の特定送信をする機能を有する装置をいう。）をいう。以下この条において同じ。）を他人の自動公衆送信等（自動公衆送信及び特定送信をいう。以下この条において同じ。）の用に供することを業として行う者は、次の各号に掲げる目的上必要と認められる限度において、当該自動公衆送信装置等により送信可能化等（送信可能化及び特定送信を得るようになるための行為で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）がされた著作物を、当該各号に定める記録媒体に記録することができる。

一 自動公衆送信等の求めが当該自動公衆送信装置等に集中することによる送信の遅滞又は当該自動公衆送信装置等の故障による送信の障害を防止すること
 当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等（公衆送信用記録媒体及び特定送信用記録媒体をいう。次号において同じ。）以外の記録媒体であつて、当該送信可能化等に係る自動公衆送信等の用に供するためのもの

二 当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等に記録された当該著作物の複製物が滅失し、又は毀き損した場合の復旧の用に供すること 当該公衆送信用記録媒体等以外の記録媒体（公衆送信用記録媒体等であるものを除く。）

2 自動公衆送信装置等を他人の自動公衆送信等の用に供することを業として行う者は、送信可能化等がされた著作物（当該自動公衆送信装置等により送信可能化等がされたものを除く。）の自動公衆送信等の中継するための送信を行う場合には、当該送信後に行われる当該著作物の自動公衆送信等の中継するための送信を効率的に行うために必要と認められる限度において、当該著作物を当該自動公衆送信装置等の記録媒体のうち当該送信の用に供する部分に記録することができる。

3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるときは、その後は、当該各号に規定する規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を保存してはならない。

- 一 第一項（第一号に係る部分に限る。）又は前項の規定により著作物を記録媒体に記録した者（これらの規定に定める目的のため当該複製物を保存する必要がなくなつたと認められるとき、又は当該著作物に係る送信可能化等が著作権を侵害するものであること（国外で行われた送信可能化等にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知つたとき。
- 二 第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により著作物を記録媒体に記録した者（同号に掲げる目的のため当該複製物を保存する必要がなくなつたと認められるとき。

（平二一法五三・追加）

（送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等）

第四十七条の六 公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この条において同じ。）を検索し、及びその結果を提供することを業として行う者（当該事業の一部を行う者を含み、送信可能化された情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従つて行う者に限る。）は、当該検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度において、送信可能化された著作物（当該著作物に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあっては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る。）について、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行い、及び公衆からの求めに応じ、当該求めに関する送信可能化された情報に係る送信元識別符号の提供と併せて、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物（当該著作物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。以下この条において「検索結果提供用記録」という。）のうち当該送信元識別符号に係るものを用いて自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するものであること（国外で行われた送信可能化にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知つたときは、その後は、

当該検索結果提供用記録を用いた自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行つてはならない。

（平二一法五三・追加）

（情報解析のための複製等）

第四十七条の七 著作物は、電子計算機による情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。）を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。

（平二一法五三・追加）

（電子計算機における著作物の利用に伴う複製）

第四十七条の八 電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合（これらの利用又は当該複製物の使用が著作権を侵害しない場合に限る。）には、当該著作物は、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で、当該電子計算機の記録媒体に記録することができる。

（平二一法五三・追加）

（情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用）

第四十七条の九 著作物は、情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合であつて、当該提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うときは、その必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。

（平二四法四三・追加）

（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

第四十七条の十 第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、若しくは第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項に

において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二(第二号を除く。以下この条において同じ。)、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項又は第四十六条から第四十七条の二までの規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物(第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。)を除く。)の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項又は第四十七条の二の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十五条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。)を、第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。)を、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項又は第四十七条の二に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

(平十一法七七・追加、平十二法五六・一部改正、平十五法八五・一部改正、平十八法一一一・旧第四十七条の三繰下、平二十法八一・一部改正、平二一法五三・一部改正、平二四法四三・一部改正、平二四法四三・旧第四十条の九繰下一部改正)

(出所の明示)

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならぬ。

- 一 第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第三十七条第一項、第四十二条又は第四十七条の規定により著作物を複製する場合

- 二 第三十四条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項又は第四十七条の二の規定により著作物を利用する場合

- 三 第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十一条若しくは第四十六条の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

- 2 前項の出所の明示に当たつては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。

- 3 第四十三条の規定により著作物を翻訳し、編曲し、変形し、又は翻案して利用する場合には、前二項の規定の例により、その著作物の出所を明示しなければならない。

(昭六〇法六一・1項1号一部改正、平十二法五六・1項1号2号一部改正、平十五法八五・1項1号一部改正、平十八法一一一・1項1号2号一部改正、平二一法五三・1項2号一部改正)

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行ったものとみなす。

- 一 第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第二項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。)、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十二条の四第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条の二又は第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第四号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者
- 二 第四十四条第三項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存した放送事業者又は有線放送事業者

- 三 第四十七条の三第一項の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第二号の複製物に該当するものを除く。)若しくは第四十七条の四第一項若

しくは第二項の規定の適用を受けて同条第一項若しくは第二項に規定する内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録された著作物の複製物を頒布し、又はこれらの複製物によつてこれらの著作物を公衆に提示した者

四 第四十七条の第三第二項、第四十七条の四第三項又は第四十七条の五第三項の規定に違反してこれらの規定の複製物（次項第二号の複製物に該当するものを除く。）を保存した者

五 第三十条の四、第四十七条の五第一項若しくは第二項、第四十七条の七又は第四十七条の九に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第六号の複製物に該当するものを除く。）を用いて当該著作物を利用した者

六 第四十七条の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第五号の複製物に該当するものを除く。）を用いて当該著作物の自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行った者

七 第四十七条の八の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を、当該著作物の同条に規定する複製物の使用に代えて使用し、又は当該著作物に係る同条に規定する送信の受信（当該送信が受信者からの求めに応じ自動的に行われるものである場合にあつては、当該送信の受信又はこれに準ずるものとして政令で定める行為）をしないで使用して、当該著作物を利用した者

2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著著作物につき第二十七条の翻訳、編曲、変形又は翻案を行ったものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十一条又は第四十二条に定める目的以外の目的のために、第四十三条の規定の適用を受けて同条各号に掲げるこれらの規定に従い作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者

二 第四十七条の三第一項の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者

三 第四十七条の三第二項の規定に違反して前号の複製物を保存した者

四 第三十条の四、第四十七条の七又は第四十七条の九に定める目的以外の目的

のために、これらの規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者

五 第四十七条の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物の自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行った者

六 第四十七条の七に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物を利用した者

（昭六〇法六一・一項柱書一部改正三号四号追加二項全改、昭六一法六四・

一項一号二号一部改正、平四法一〇六・一項一号二項一号一部改正、平十一

法四三・一項一号一部改正、平十二法五六・一項一号二項一号一部改正、平

十五法八五・一項一号一部改正、平十八法一一一・一項三号四号一部改正、

平二十法八一・一項一号一部改正、平二十一法五三・一項一号三号四号一部

改正五号六号七号追加二項一号二号三号一部改正四号五号六号追加、平二十

一法七三・一項一号一部改正、平二四法四三・一項一号一部改正、平二四

法四三・一項一号五号二項一号四号六号一部改正）

（著作者人格権との関係）

第五十条 この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならな

い。

第四節 保護期間

（保護期間の原則）

第五十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間、存続する。

（無名又は変名の著作物の保護期間）

第五十二条 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後五十年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後五十年を経過したと認められる時において、消滅したものとす。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 変名の著作物における著作者の変名がその者のものとして周知のものであるとき。

二 前項の期間内に第七十五条第一項の実名の登録があつたとき。

三 著作者が前項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したとき。

(団体名義の著作物の保護期間)

第五十三条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年（その著作物がその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、その創作後五十年）を経過するまでの間、存続する。

2 前項の規定は、法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作者である個人が同項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したときは、適用しない。

3 第十五条第二項の規定により法人その他の団体が著作者である著作物の著作権の存続期間に関しては、第一項の著作物に該当する著作物以外の著作物についても、当該団体が著作の名義を有するものとみなして同項の規定を適用する。

(昭六〇法六一・三項追加)

(映画の著作物の保護期間)

第五十四条 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年（その著作物がその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、その創作後七十年）を経過するまでの間、存続する。

2 映画の著作物の著作権がその存続期間の満了により消滅したときは、当該映画の著作物の利用に関するその原著物の著作権は、当該映画の著作物の著作権とともに消滅したものとす。

3 前二条の規定は、映画の著作物の著作権については、適用しない。

(平十五法八五・一項一部改正)

第五十五条 削除

(平八法一一七・全改)

(継続的刊行物等の公表の時)

第五十六条 第五十二条第一項、第五十三条第一項及び第五十四条第一項の公表の時は、冊、号又は回を追つて公表する著作物については、毎冊、毎号又は毎回の

公表の時によるものとし、一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、最終部分の公表の時によるものとする。

2 一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、継続すべき部分が直近の公表の時から三年を経過しても公表されなるときは、すでに公表されたものうちの最終の部分をもつて前項の最終部分とみなす。

(平八法一一七・一項一部改正)

(保護期間の計算方法)

第五十七条 第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項又は第五十四条第一項の場合において、著作者の死後五十年、著作物の公表後五十年若しくは創作後五十年又は著作物の公表後七十年若しくは創作後七十年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

(平八法一一七・一部改正、平十五法八五・一部改正)

(保護期間の特例)

第五十八条 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国、著作権に関する世界的所有権機関条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国である外国をそれぞれ文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、著作権に関する世界的所有権機関条約又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の規定に基づいて本国とする著作物（第六条第一号に該当するものを除く。）で、その本国において定められる著作権の存続期間が第五十一条から第五十四条までに定める著作権の存続期間より短いものについては、その本国において定められる著作権の存続期間による。

(平六法一一二・一部改正、平八法一一七・一部改正、平十二法五六・一部改正)

第五節 著作者人格権の一身専属性等

(著作者人格権の一身専属性)

第五十九条 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

(著作者が存しなくなつた後における人格的利益の保護)

第六十条 著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存していると見たならばその著作者人格権の

侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

第六節 著作権の譲渡及び消滅

(著作権の譲渡)

第六十一条 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

2 著作権を譲渡する契約において、第二十七条又は第二十八条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

(相続人の不在の場合等における著作権の消滅)

第六十二条 著作権は、次に掲げる場合には、消滅する。

一 著作権者が死亡した場合において、その著作権が民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十九条（残余財産の国庫への帰属）の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

二 著作権者である法人が解散した場合において、その著作権が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二百三十九条第三項（残余財産の国庫への帰属）その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

2 第五十四条第二項の規定は、映画の著作物の著作権が前項の規定により消滅した場合について準用する。

（平十六法一四七・一項一号二号一部改正、平十八法五〇・一項二号一部改正）

（正）

第七節 権利の行使

(著作物の利用の許諾)

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

3 第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

4 著作物の放送又は有線放送についての第一項の許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないものとする。

5 著作物の送信可能化について第一項の許諾を得た者が、その許諾に係る利用方法及び条件（送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものを除く。）の範囲内において反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行う当該著作物の送信可能化については、第二十三条第一項の規定は、適用しない。

（昭六一法六四・4項一部改正、平九法八六・5項追加）

(共同著作物の著作人人格権の行使)

第六十四条 共同著作物の著作人人格権は、著作人全員の合意によらなければ、行使することができない。

2 共同著作物の各著作人は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。

3 共同著作物の著作人は、そのうちからその著作人人格権を代表して行使する者を定めることができる。

4 前項の権利を代表して行使する者の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(共有著作権の行使)

第六十五条 共同著作物の著作権その他共有に係る著作権（以下この条において「共有著作権」という。）については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。

2 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。

（イ）

3 前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。

4 前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する。

(質権の目的となつた著作権)

第六十六条 著作権は、これを目的として質権を設定した場合においても、設定行為に別段の定めがない限り、著作権者が行使するものとする。

2 著作権を目的とする質権は、当該著作権の譲渡又は当該著作権に係る著作物の利用につき著作権者が受けるべき金銭その他の物（出版権の設定の対価を含む。）に対して、行なうことができる。ただし、これらの支払又は引渡し前に、これ

らを受ける権利を差し押えることを必要とする。

第八節 裁定による著作物の利用

(著作権者不明等の場合における著作物の利用)

第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払つてもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

2 前項の裁定を受けようとする者は、著作物の利用方法その他政令で定める事項を記載した申請書に、著作権者と連絡することができないことを疎明する資料その他政令で定める資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

3 第一項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。
(平二一法五三・一項3項一部改正2項追加旧2項線下)

(裁定申請中の著作物の利用)

第六十七条の二 前条第一項の裁定(以下この条において単に「裁定」という。)の申請をした者は、当該申請に係る著作物の利用方法を勘案して文化庁長官が定める額の担保金を供託した場合には、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間(裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至つたときは、当該連絡をすることができるに至つた時までの間)、当該申請に係る利用方法と同一の方法により、当該申請に係る著作物を利用することができる。ただし、当該著作物の著作者が当該著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の規定の適用を受けて作成された複製物である旨及び裁定の申請をした年月日を表示しなければならない。

3 第一項の規定により著作物を利用する者(以下「申請中利用者」という。)が裁定を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の補償金のうち第一項の規定により供託された担保金の額に相当する額(当該担保金の額が当該補償

金の額を超えるときは、当該額)については、同条第一項の規定による供託を要しない。

4 申請中利用者は、裁定をしない処分を受けたとき(当該処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至つた場合を除く。)は、当該処分を受けた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託しなければならない。この場合において、同項の規定により供託された担保金の額のうち当該補償金の額に相当する額(当該補償金の額が当該担保金の額を超えるときは、当該額)については、当該補償金を供託したものとみなす。

5 申請中利用者は、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至つたときは、当該連絡をすることができるに至つた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

6 前三項の場合において、著作権者は、前条第一項又は前二項の補償金を受ける権利に関し、第一項の規定により供託された担保金から弁済を受けることができる。

7 第一項の規定により担保金を供託した者は、当該担保金の額が前項の規定により著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。
(平二一法五三・追加)

(著作物の放送)

第六十八条 公表された著作物を放送しようとする放送事業者は、その著作権者に対し放送の許諾につき協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払つて、その著作物を放送することができる。

2 前項の規定により放送される著作物は、有線放送し、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行い、又は受信装置を用いて公に伝達する

ことができる。この場合において、当該有線放送、自動公衆送信又は伝達を行う者は、第三十八条第二項及び第三項の規定の適用がある場合を除き、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(昭五九法四六・二項一部改正、昭六一法六四・二項一部改正、平十八法一一・二項一部改正)

(商業用レコードへの録音等)

第六十九条 商業用レコードが最初に国内において販売され、かつ、その最初の販売の日から三年を経過した場合において、当該商業用レコードに著作権者の許諾を得て録音されている音楽の著作物を録音して他の商業用レコードを製作しようとする者は、その著作権者に対し録音又は譲渡による公衆への提供の許諾につき協議を求めたが、その協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払つて、当該録音又は譲渡による公衆への提供をすることができる。

(平一一法七七・見出し本文一部改正)

(裁定に関する手続及び基準)

第七十条 第六十七条第一項、第六十八条第二項又は前条の裁定の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人のうち業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるもの(第七十八条第五項及び第七十七条第二項において「国等」という。)であるときは、適用しない。

3 文化庁長官は、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る著作権者に通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 文化庁長官は、第六十七条第一項、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これらの裁定をしてはならない。

一 著作者がその著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるとき。

二 第六十八条第一項の裁定の申請に係る著作権者がその著作物の放送の許諾を

与えないことについてやむを得ない事情があるとき。

5 文化庁長官は、前項の裁定をしない処分をしようとするとき(第七項の規定により裁定をしない処分をする場合を除く。)は、あらかじめ申請者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならないものとし、当該裁定をしない処分をしたときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

6 文化庁長官は、第六十七条第一項の裁定をしたときは、その旨を官報で告示するとともに申請者に通知し、第六十八条第一項又は前条の裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 文化庁長官は、申請中利用者から第六十七条第一項の裁定の申請を取り下げの旨の申出があつたときは、当該裁定をしない処分をするものとする。

8 前各項に規定するもののほか、この節に定める裁定に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭五六法四五・一項一部改正、昭五九法二三・一項一部改正、平一一法二

二〇・二項追加五項一部改正、平二一法五三・五項一部改正七項追加旧七

項繰下)

第九節 補償金等

(平二一一法五三・一部変更)

(文化審議会への諮問)

第七十一条 文化庁長官は、第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項、第六十七条第一項、第六十七条の二第四項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

(昭五八法七八・見出し本文一部改正、平一一法一六〇・見出し本文一部改

正、平十五法八五・一部改正、平二一一法五三・一部改正)

(補償金の額についての訴え)

第七十二条 第六十七条第一項、第六十七条の二第四項、第六十八条第一項又は第六十九条の規定に基づき定められた補償金の額について不服がある当事者は、これらの規定による裁定(第六十七条の二第四項に係る場合にあつては、第六十七条第一項の裁定をしない処分)があつたことを知つた日から六月以内に、訴えを

提起してその額の増減を求めることができる。

2 前項の訴えにおいては、訴えを提起する者が著作物を利用する者であるときは著作権者を、著作権者であるときは著作物を利用する者を、それぞれ被告としなければならない。

(平十六法八四・1項一部改正、平二十一法五三・1項一部改正)

(補償金の額についての審査請求の制限)

第七十三条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の裁定又は裁定をしない処分についての審査請求においては、その裁定又は裁定をしない処分に係る補償金の額についての不服をその裁定又は裁定をしない処分についての不服の理由とすることができない。ただし、第六十七条第一項の裁定又は裁定をしない処分を受けた者が著作権者の不明その他これに準ずる理由により前条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

(平二十一法五三・一部改正、平二六法六九・見出し本文一部改正)

(補償金等の供託)

第七十四条 第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む)、第十三条の二第二項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

- 一 著作権者が補償金の受領を拒み、又は補償金を受領することができない場合
- 二 その者が過失がなく著作権者を確知することができない場合
- 三 その者がその補償金の額について第七十二条第一項の訴えを提起した場合
- 四 当該著作権を目的とする質権が設定されている場合(当該質権を有する者の承諾を得た場合を除く。)

2 前項第三号の場合において、著作権者の請求があるときは、当該補償金を支払うべき者は、自己の見積金額を支払い、裁定に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。

3 第六十七条第一項、第六十七条の二第四項若しくは前二項の規定による補償金の供託又は同条第一項の規定による担保金の供託は、著作権者が国内に住所又は居所で知れているものを有する場合にあつては当該住所又は居所の最寄りの供託所に、その他の場合にあつては供託をする者の住所又は居所の最寄りの供託所に、

それぞれするものとする。

4 前項の供託をした者は、すみやかにその旨を著作権者に通知しなければならない。ただし、著作権者の不明その他の理由により著作権者に通知することができない場合は、この限りでない。

(平十五法八五・1項柱書一部改正、平二十一法五三・見出し3項一部改正)

第十節 登録

(実名の登録)

第七十五条 無名又は変名で公表された著作物の著作者は、現にその著作権を有するかどうかにかかわらず、その著作物についてその実名の登録を受けることができる。

2 著作者は、その遺言で指定する者により、死後において前項の登録を受けることができる。

3 実名の登録がされている者は、当該登録に係る著作物の著作者と推定する。

(第一発行年月日等の登録)

第七十六条 著作権者又は無名若しくは変名の著作物の発行者は、その著作物について第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録を受けることができる。

2 第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録がされている著作物については、これらの登録に係る年月日において最初の発行又は最初の公表があつたものと推定する。

(創作年月日の登録)

第七十六条の二 プログラムの著作物の著作者は、その著作物について創作年月日の登録を受けることができる。ただし、その著作物の創作後六月を経過した場合は、この限りでない。

2 前項の登録がされている著作物については、その登録に係る年月日において創作があつたものと推定する。

(昭六〇法六一・追加)

(著作権の登録)

第七十七条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

一 著作権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。)

若しくは信託による変更又は処分の制限

二 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限

（平二十一年法五三・一号一部改正）

（登録手続等）

第七十八条 第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十六条の二第一項又は前条の登録は、文化庁長官が著作権登録原簿に記載し、又は記録して行う。

2 著作権登録原簿は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第四項において同じ。）をもつて調整することができる。

3 文化庁長官は、第七十五条第一項の登録を行ったときは、その旨を官報で告示する。

4 何人も、文化庁長官に対し、著作権登録原簿の謄本若しくは抄本若しくはその附属書類の写しの交付、著作権登録原簿若しくはその附属書類の閲覧又は著作権登録原簿のうち磁気ディスクをもつて調整した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。

5 前項の請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなればならない。

6 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。

7 第一項に規定する登録に関する処分については、行政手続法（平成五年法律第三十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

8 著作権登録原簿及びその附属書類については、行政機関情報公開法の規定は、適用しない。

9 著作権登録原簿及びその附属書類に記載されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

10 この節に規定するもののほか、第一項に規定する登録に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭五九法二三・4項一部改正、昭六〇法六二・1項一部改正、平五法八九

・5項追加、平十一法四三・3項一部改正6項追加、平十一法二二〇・5項追加、平十三法一四〇・7項一部改正、平十五法六一・8項追加旧8項繰下、平二十一年法五三・1項2項3項一部改正2項追加旧2項以下繰下）

（プログラムの著作物の登録に関する特例）

第七十八条の二 プログラムの著作物に係る登録については、この節の規定によるほか、別に法律で定めるところによる。

（昭六〇法六一・追加）

第三章

第三章 出版権

（出版権の設定）

第七十九条 第二十一条又は第二十三条第一項に規定する権利を有する者（以下この章において「複製権等保有者」という。）は、その著作物について、文書若しくは図画として出版すること（電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物により頒布することを含む。次条第二項及び第八十一条第一号において「出版行為」という。）又は当該方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この章において同じ。）を行うこと（次条第二項及び第八十一条第二号において「公衆送信行為」という。）を引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

2 複製権等保有者は、その複製権又は公衆送信権を目的とする質権が設定されているときは、当該質権を有する者の承諾を得た場合に限り、出版権を設定することができるものとする。

（平二六法三五・1項2項一部改正）

（出版権の内容）

第八十条 出版権者は、設定行為で定めるところにより、その出版権の目的である著作物について、次に掲げる権利の全部又は一部を専有する。

一 頒布の目的をもつて、原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利（原作のまま前条第一項に規定する方式に

より記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む。）

二 原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利

2 出版権の存続期間中に当該著作物の著作者が死亡したとき、又は、設定行為に別段の定めがある場合を除き、出版権の設定後最初の出版行為又は公衆送信行為（第八十三条第二項及び第八十四条第三項において「出版行為等」という。）があつた日から三年を経過したときは、複製権等保有者は、前項の規定にかかわらず、当該著作物について、全集その他の編集物（その著作物の著作物のみを編集したものに限る。）に収録して複製し、又は公衆送信を行うことができる。

3 出版権者は、複製権等保有者の承諾を得た場合に限り、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製又は公衆送信を許諾することができる。

4 第六十三条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「著作権者」とあるのは「第七十九条第一項の複製権等保有者及び出版権者」と、同条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第八十条第一項（第二号に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。
（平二六法三五・1項柱書2項3項一部改正1項一号二号4項追加）

（出版の義務）

第八十一条 出版権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、その出版権の目的である著作物につき当該各号に定める義務を負う。ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 前条第一項第一号に掲げる権利に係る出版権者（次条において「第一号出版権者」という。）次に掲げる義務

イ 複製権等保有者からその著作物を複製するために必要な原稿その他の原品若しくはこれに相当する物の引渡し又はその著作物に係る電磁的記録の提供を受けた日から六月以内に当該著作物について出版行為を行う義務

ロ 当該著作物について慣行に従い継続して出版行為を行う義務

二 前条第一項第二号に掲げる権利に係る出版権者（次条第一項第二号において「第二号出版権者」という。）次に掲げる義務

イ 複製権等保有者からその著作物について公衆送信を行うために必要な原稿その他の原品若しくはこれに相当する物の引渡し又はその著作物に係る電磁

的記録の提供を受けた日から六月以内に当該著作物について公衆送信行為を行う義務

ロ 当該著作物について慣行に従い継続して公衆送信行為を行う義務
（平二六法三五・柱書一号二号一部改正）

（著作物の修正増減）

第八十二条 著作者は、次に掲げる場合には、正当な範囲内において、その著作物に修正又は増減を加えることができる。

一 その著作物を第一号出版権者が改めて複製する場合
二 その著作物について第二号出版権者が公衆送信を行う場合

2 第一号出版権者は、その出版権の目的である著作物を改めて複製しようとするときは、その都度、あらかじめ著作者にその旨を通知しなければならない。
（平二六法三五・1項柱書2項一部改正1項一号二号追加）

（出版権の存続期間）

第八十三条 出版権の存続期間は、設定行為で定めるところによる。

2 出版権は、その存続期間につき設定行為に定めがないときは、その設定後最初の出版行為があつた日から三年を経過した日において消滅する。
（平二六法三五・2項一部改正）

（出版権の消滅の請求）

第八十四条 出版権者が第八十一条第一号（イに係る部分に限る。）又は第二号（イに係る部分に限る。）の義務に違反したときは、複製権等保有者は、出版権者に通知してそれぞれ第八十条第一項第一号又は第二号に掲げる権利に係る出版権を消滅させることができる。

2 出版権者が第八十一条第一号（ロに係る部分に限る。）又は第二号（ロに係る部分に限る。）の義務に違反した場合において、複製権等保有者が三月以上の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内にその履行がされなるときは、複製権等保有者は、出版権者に通知してそれぞれ第八十条第一項第一号又は第二号に掲げる権利に係る出版権を消滅させることができる。

3 複製権等保有者である著作者は、その著作物の内容が自己の確信に適合しなくなつたときは、その著作物の出版行為等を廃絶するために、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。ただし、当該廃絶により出版権者に通常

生ずべき損害をあらかじめ賠償しない場合は、この限りでない。

(平二六法三五・1項2項3項一部改正)

(出版権の消滅後における複製物の頒布)

第八十五条 削除

(平十一法七七・全改)

(出版権の制限)

第八十六条 第三十条第一項(第三号を除く。次項において同じ。)、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十一条第一項及び第三項後段、第三十二条、第三十条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項並びに第四十六条から第四十七条の二までの規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十五条第一項、第四十二条第一項及び第四十七条の二中「著作権者」とあるのは、「出版権者」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号)、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項又は第四十七条の二に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者は、第八十条第一項第一号の複製を行ったものとみなす。

3 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十一条第三項前段、第三十二条第一項、第三十三条の二第四項、第三十五条第二項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二(第二号を除く。)、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条の二並びに第四十七条の六の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十五条第二項、第三十六条第一項及び第四十七条の二中「著作権者」とあるのは「出

版権者」と、第四十七条の六ただし書中「著作権」とあるのは「出版権」と読み替へるものとする。

(平四法一〇六・各項一部改正、平十一法四三・1項2項一部改正、平十五法八五・1項2項一部改正、平十八法一二一・1項一部改正、平二十一法五三・1項2項一部改正、平二四法四三・1項2項一部改正、平二六法三五・1項2項一部改正3項追加)

(出版権の譲渡等)

第八十七条 出版権は、複製権等保有者の承諾を得た場合に限り、その全部又は一部を譲渡し、又は質権の目的とすることが出来る。

(平二六法三五・一部改正)

(出版権の登録)

第八十八条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

一 出版権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。)、変更若しくは消滅(混同又は複製権若しくは公衆送信権の消滅によるものを除く。)、又は処分

二 出版権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は出版権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。)、又は処分の制限

2 第七十八条(第三項を除く。)の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、同条第一項、第二項、第四項、第八項及び第九項中「著作権登録原簿」とあるのは、「出版権登録原簿」と読み替へるものとする。

(平十一法四三・2項一部改正、平十二法一三一・2項一部改正、平十五法六一・2項一部改正、平二十一法五三・2項一部改正、平二六法三五・1項一号一部改正)

第四章

第四章 著作隣接権

第一節 総則

(著作隣接権)

第八十九条 実演家は、第九十条の二第一項及び第九十条の三第一項に規定する権利(以下「実演家人格権」という。))並びに第九十一条第一項、第九十二条第一

項、第九十二条の二第一項、第九十五条の二第一項及び第九十五条の三第一項に規定する権利並びに第九十四条の二及び第九十五条の三第三項に規定する報酬並びに第九十五条第一項に規定する二次使用料を受ける権利を享有する。

2 レコード製作者は、第九十六条、第九十六条の二、第九十七条の二第一項及び第九十七条の三第一項に規定する権利並びに第九十七条第一項に規定する二次使用料及び第九十七条の三第三項に規定する報酬を受ける権利を享有する。

3 放送事業者は、第九十八条から第百条までに規定する権利を享有する。

4 有線放送事業者は、第百条の二から第百条の五までに規定する権利を享有する。

5 前各項の権利の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

6 第一項から第四項までの権利（実演家人格権並びに第一項及び第二項の報酬及び二次使用料を受ける権利を除く。）は、著作隣接権という。

（昭五九法四六・一 項2 項6 項一部改正、昭六一法六四・5 項6 項一部改正

4 項追加、平四法一〇六・2 項一部改正、平九法八六・1 項2 項一部改正、

平十一法七七・1 項2 項一部改正、平十四法七二・1 項4 項6 項一部改正、

平十八法一一・1 項6 項一部改正）

（著作者の権利と著作隣接権との関係）

第九十条 この章の規定は、著作者の権利に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第二節 実演家の権利

（氏名表示権）

第九十条の二 実演家は、その実演の公衆への提供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名その他氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととする権利を有する。

2 実演を利用する者は、その実演家の別段の意思表示がない限り、その実演につき既に実演家が表示しているところに従つて実演家名を表示することができる。

3 実演家名の表示は、実演の利用の目的及び態様に照らし実演家がその実演の実演家であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるとき又は公正な慣行に反しないと認められるときは、省略することができる。

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定に

より行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が実演を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該実演につき既にその実演家が表示しているところに従つて実演家名を表示するとき。

二 行政機関情報公開法第六条第二項の規定、独立行政法人等情報公開法第六条第二項の規定又は情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第六条第二項の規定に相当するものにより行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が実演を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該実演の実演家名の表示を省略することとなるとき。

三 公文書管理法第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が実演を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該実演につき既にその実演家が表示しているところに従つて実演家名を表示するとき。

（平十四法七二・追加、平十五法一一九・4 項一号二号一部改正、平二四法

四三・4 項三号追加）

（同一性保持権）

第九十条の三 実演家は、その実演の同一性を保持する権利を有し、自己の名誉又は声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、実演の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変又は公正な慣行に反しないと認められる改変については、適用しない。

（平十四法七二・追加）

（録音権及び録画権）

第九十一条 実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する。

2 前項の規定は、同項に規定する権利を有する者の許諾を得て映画の著作物において録音され、又は録画された実演については、これを録音物（音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）に録音する場合を除き、適用しない。

（昭五九法四六・2 項一部改正、平十四法七二・2 項一部改正）

（放送権及び有線放送権）

第九十二条 実演家は、その実演を放送し、又は有線放送する権利を専有する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 放送される実演を有線放送する場合

二 次に掲げる実演を放送し、又は有線放送する場合

イ 前条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録音され、又は録画されている実演

ロ 前条第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は録画されているもの

(昭六一法六四・一項二項二号一部改正、平九法八六・見出し1項2項二号 柱書一部改正)

(送信可能化権)

第九十二条の二 実演家は、その実演を送信可能化する権利を専有する。

2 前項の規定は、次に掲げる実演については、適用しない。

一 第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録画されている実演

二 第九十一条第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は録画されているもの

(平九法八六・追加)

(放送のための固定)

第九十三条 実演の放送について第九十二条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得た放送事業者は、その実演を放送のために録音し、又は録画することができる。ただし、契約に別段の定めがある場合及び当該許諾に係る放送番組と異なる内容の放送番組に使用する目的で録音し、又は録画する場合は、この限りでない。

2 次に掲げる者は、第九十一条第一項の録音又は録画を行なったものとみなす。

一 前項の規定により作成された録音物又は録画物を放送の目的以外の目的又は同項ただし書に規定する目的のために使用し、又は提供した者

二 前項の規定により作成された録音物又は録画物の提供を受けた放送事業者で、これらをさらに他の放送事業者の放送のために提供したもの

(平九法八六・一項一部改正)

(放送のための固定物等による放送)

第九十四条 第九十二条第一項に規定する権利を有する者がその実演の放送を許諾したときは、契約に別段の定めがない限り、当該実演は、当該許諾に係る放送のほか、次に掲げる放送において放送することができる。

一 当該許諾を得た放送事業者が前条第一項の規定により作成した録音物又は録画物を用いてする放送

二 当該許諾を得た放送事業者からその者が前条第一項の規定により作成した録音物又は録画物の提供を受けてする放送

三 当該許諾を得た放送事業者から当該許諾に係る放送番組の供給を受けてする放送(前号の放送を除く。)

2 前項の場合において、同項各号に掲げる放送において実演が放送されたときは、当該各号に規定する放送事業者は、相当な額の報酬を当該実演に係る第九十二条第一項に規定する権利を有する者に支払わなければならない。

(放送される実演の有線放送)

第九十四条の二 有線放送事業者は、放送される実演を有線放送した場合(営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、実演の提示につき受ける対価をいう。次条第一項において同じ。)を受けない場合を除く。)には、当該実演(著作隣接権の存続期間内のものに限り、第九十二条第二項第二号に掲げるものを除く。)に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならない。

(平十八法二二・追加)

(商業用レコードの二次使用)

第九十五条 放送事業者及び有線放送事業者(以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。)は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合(営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行った場合を除く。)には、当該実演(第七条第一号から第六号までに掲げる実演で著作隣接権の存続期間内のものに限る。次項から第四項までにおいて同じ。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

(平十八法二二・追加)

(商業用レコードの二次使用)

2 前項の規定は、実演家等保護条約の締約国については、当該締約国であつて、

実演家等保護条約第十六条1(a)(i)の規定に基づき実演家等保護条約第十二条の規定を適用しないこととしている国以外の国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家について適用する。

3 第八条第一号に掲げるレコードについて実演家等保護条約の締約国により与えられる実演家等保護条約第十二条の規定による保護の期間が第一項の規定により実演家が保護を受ける期間より短いときは、当該締約国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家が同項の規定により保護を受ける期間は、第八条第一号に掲げるレコードについて当該締約国により与えられる実演家等保護条約第十二条の規定による保護の期間による。

4 第一項の規定は、実演・レコード条約の締約国（実演家等保護条約の締約国を除く。）であつて、実演・レコード条約第十五条（3）の規定により留保を付している国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家については、当該留保の範囲に制限して適用する。

5 第一項の二次使用料を受ける権利は、国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体（その連合体を含む。）でその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団体によつてのみ行使することができる。

6 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ、前項の指定をしてはならない。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。
- 四 第一項の二次使用料を受ける権利を有する者（以下この条において「権利者」という。）のためにその権利を行使する業務をみずから的確に遂行するに足りる能力を有すること。

7 第五項の団体は、権利者から申込みがあつたときは、その者のためにその権利を行使することを拒んではならない。

8 第五項の団体は、前項の申込みがあつたときは、権利者のために自己の名をもつてその権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

9 文化庁長官は、第五項の団体に対し、政令で定めるところにより、第一項の二次使用料に係る業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提

出を求め、又はその業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

10 第五項の団体が同項の規定により権利者のために請求することができる二次使用料の額は、毎年、当該団体と放送事業者等又はその団体との間において協議して定めるものとする。

11 前項の協議が成立しないときは、その当事者は、政令で定めるところにより、同項の二次使用料の額について文化庁長官の裁定を求めることができる。

12 第七十条第三項、第六項及び第八項並びに第七十一条から第七十四条までの規定は、前項の裁定及び二次使用料について準用する。この場合において、第七十条第三項中「著作権者」とあるのは「当事者」と、第七十二条第二項中「著作物を利用する者」とあるのは「第九十五条第一項の放送事業者等」と、「著作権者」とあるのは「同条第五項の団体」と、第七十四条中「著作権者」とあるのは「第九十五条第五項の団体」と読み替えるものとする。

13 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第十項の協議による定め及びこれに基づいてする行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合及び関連事業者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

14 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第五項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

- （昭六一法六四・一項一部改正、平元法四三・二項三項追加 4項6項7項8項9項11項12項13項一部改正、平六法一一・一項一部改正、平十一法二二〇・一項一部改正、平十四法七二・一項二項一部改正 4項追加 7項8項9項10項12項13項14項一部改正、平十八法一一・一項一部改正、平二十一法五三・一二項一部改正）

（譲渡権）

第九十五条の二 実演家は、その実演をその録音物又は録画物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、次に掲げる実演については、適用しない。

- 一 第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録画されている実演
- 二 第九十二条第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は録画され

ているもの

3 第一項の規定は、実演（前項各号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）の録音物又は録画物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

一 第一項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物

二 第三十三條において準用する第六十七條第一項の規定による裁定を受けて公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物

三 第三十三條において準用する第六十七條の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物

四 第一項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された実演の録音物又は録画物

五 国外において、第一項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された実演の録音物又は録画物

（平十一法七七・追加、平十六法九二・三項三号一部改正、平二十一法五三・三項二号三号追加旧二号三号線下）

（貸与権等）

第九十五條の三 実演家は、その実演をそれが録音されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、最初に販売された日から起算して一月以上十二月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過した商業用レコード（複製されているレコードのすべてが当該商業用レコードと同一であるものを含む。以下「期間経過商業用レコード」という。）の貸与による場合には、適用しない。

3 商業用レコードの公衆への貸与を営業として行う者（以下「貸レコード業者」という。）は、期間経過商業用レコードの貸与により実演を公衆に提供した場合には、当該実演（著作隣接権の存続期間内のものに限る。）に係る実演家に相当額の報酬を支払わなければならない。

4 第九十五條第五項から第十四項までの規定は、前項の報酬を受ける権利について準用する。この場合において、同条第十項中「放送事業者等」とあり、及び同

条第十二項中「第九十五條第一項の放送事業者等」とあるのは、「第九十五條の三第三項の貸レコード業者」と読み替えるものとする。

5 第一項に規定する権利を有する者の許諾に係る使用料を受ける権利は、前項において準用する第九十五條第五項の団体によつて行使することができる。

6 第九十五條第七項から第十四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

（昭五九法四六・追加、平元法四三・一項三項四項五項六項一部改正、平三法六三・一項二項三項一部削除、平十一法七七・旧第九十五條の二線下四項

五項六項一部改正、平十四法七二・四項五項六項一部改正）

第三節 レコード製作者の権利

（複製権）

第九十六條 レコード製作者は、そのレコードを複製する権利を専有する。

（昭五三法四九・二項追加、平元法四三・二項一部改正、平四法一〇六・二

項削除）

（送信可能化権）

第九十六條の二 レコード製作者は、そのレコードを送信可能化する権利を専有する。

（平九法八六・追加）

（商業用レコードの二次使用）

第九十七條 放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、レコードに係る音の提示につき受ける対価をいう。）を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行った場合を除く。）には、そのレコード（第八条第一号から第四号までに掲げるレコードで著作隣接権の存続期間内のものに限る。）に係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

2 第九十五條第二項及び第四項の規定は、前項に規定するレコード製作者について準用し、同条第三項の規定は、前項の規定により保護を受ける期間について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家」とあるのは「国民であるレコード製作者」と、同条第三項中「実演家が保護を受ける期間」とある

のは「レコード製作者が保護を受ける期間」と読み替えるものとする。

3 第一項の二次使用料を受ける権利は、国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体（その連合体を含む。）でその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団体によつてのみ行使することができる。

4 第九十五条第六項から第十四項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項の団体について準用する。

（昭五三法四九・一項一部改正、昭六一法六四・一項一部改正、平元法四三
 ・一項三項四項一部改正二項追加、平十四法七二・一項二項四項一部改正、
 平十八法二二一・一項一部改正）

（譲渡権）

第九十七条の二 レコード製作者は、そのレコードをその複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、レコードの複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡されたレコードの複製物

二 第三百三条において準用する第六十七条第一項の規定を受けて公衆に譲渡されたレコードの複製物

三 第三百三条において準用する第六十七条の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡されたレコードの複製物

四 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡されたレコードの複製物

五 国外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡されたレコードの複製物

（平十一法七七・追加、平十六法九二・二項三号一部改正、平二十一法五三
 ・二項二号三号追加旧二号三号繰下）

（貸与権等）

第九十七条の三 レコード製作者は、そのレコードをそれが複製されている商業用

レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、期間経過商業用レコードの貸与による場合には、適用しない。

3 貸レコード業者は、期間経過商業用レコードの貸与によりレコードを公衆に提供した場合には、当該レコード（著作隣接権の存続期間内のものに限る。）に係るレコード製作者に相当な額の報酬を支払わなければならない。

4 第九十七条第三項の規定は、前項の報酬を受ける権利の行使について準用する。

5 第九十五条第六項から第十四項までの規定は、第三項の報酬及び前項において準用する第九十七条第三項に規定する団体について準用する。この場合においては、第九十五条の三第四項後段の規定を準用する。

6 第一項に規定する権利を有する者の許諾に係る使用料を受ける権利は、第四項において準用する第九十七条第三項の団体によつて行使することができる。

7 第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第五項中「第九十五条第六項」とあるのは、「第九十五条第七項」と読み替えるものとする。

（昭五九法四六・追加、平元法四三・一項四項五項六項七項一部改正、平三
 法六三・一項三項一部削除、平十一法七七・旧九十七条の二繰下四項五項六
 項一部改正、平十四法七二・五項七項一部改正）

第四節 放送事業者の権利

（複製権）

第九十八条 放送事業者は、その放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、その放送に係る音又は影像を録音し、録画し、又は写真その他これに類似する方法により複製する権利を専有する。

（再放送権及び有線放送権）

第九十九条 放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する。

2 前項の規定は、放送を受信して有線放送を行なう者が法令の規定により行なわなければならない有線放送については、適用しない。

（送信可能化権）

第九十九条の二 放送事業者は、その放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、その放送を送信可能化する権利を専有する。

2 前項の規定は、放送を受信して自動公衆送信を行う者が法令の規定により行わなければならない自動公衆送信に係る送信可能化については、適用しない。

(平十四法七二・追加、平二十二法六五・2項追加)
(テレビジョン放送の伝達権)

第百条 放送事業者は、そのテレビジョン放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、映像を拡大する特別の装置を用いてその放送を公に伝達する権利を専有する。

第五節 有線放送事業者の権利

(昭六一法六四・追加)

(複製権)

第百条の二 有線放送事業者は、その有線放送を受信して、その有線放送に係る音又は映像を録音し、録画し、又は写真その他これに類似する方法により複製する権利を専有する。

(昭六一法六四・追加)

(放送権及び再有線放送権)

第百条の三 有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを放送し、又は再有線放送する権利を専有する。

(昭六一法六四・追加)

(送信可能化権)

第百条の四 有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを送信可能化する権利を専有する。

(平十四法七二・追加)

(有線テレビジョン放送の伝達権)

第百条の五 有線放送事業者は、その有線テレビジョン放送を受信して、映像を拡大する特別の装置を用いてその有線放送を公に伝達する権利を専有する。

(昭六一法六四・追加、平十四法七二・旧百条の四繰下)

第六節 保護期間

(昭六一法六四・旧第五節繰下)

(実演、レコード、放送又は有線放送の保護期間)

第百一条 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時に始まる。

一 実演に関しては、その実演を行った時

二 レコードに関しては、その音を最初に固定した時

三 放送に関しては、その放送を行った時

四 有線放送に関しては、その有線放送を行った時

2 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時をもつて満了する。

一 実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時

二 レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年（その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年を経過する時までの間に発行されなかつたときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年）を経過した時

三 放送に関しては、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時

四 有線放送に関しては、その有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時

(昭六一法六四・見出し柱書一部改正四号追加、昭六三法八七・一部改正、平三法六三・柱書一部改正、平十四法七二・1項一号三号一部改正2項追加)

第七節 実演家人格権の一身専属性等

(平十四法七二・追加)

(実演家人格権の一身専属性)

第百一条の二 実演家人格権は、実演家の一身に専属し、譲渡することができない。

(平十四法七二・追加)

(実演家の死後における人格的利益の保護)

第百一条の三 実演を公衆に提供し、又は提示する者は、その実演の実演家の死後においても、実演家が生存しているとしたならばその実演家人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該実演家の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

(平十四法七二・追加)

第八節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録

(昭六一法六四・旧第六節繰下、平十四法七二・旧第七節繰下)
(著作隣接権の制限)

- 第二百二条 第三十条第一項、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二(第一号を除く。次項において同じ。)、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十二条の四まで、第四十四条(第二項を除く。)並びに第四十七条の四から第四十七条の九までの規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七條の十の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演又はレコードの利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替へるものとす。
- 2 前項において準用する第三十二条、第三十七条第三項、第三十七条の二若しくは第四十二条の規定又は次項若しくは第四項の規定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像(以下「実演等」と総称する。)を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなればならない。
- 3 第三十三条の二第一項の規定により教科用図書に掲載された著作物を複製することができるときは、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードを複製し、又は同項に定める目的のためにその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。
- 4 視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で第三十七条第三項の政令で定めるものは、同項の規定により視覚著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードについて、複製し、又は同項に定める目的のために、送信可能化を行い、若しくはその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。
- 5 著作隣接権の目的となつてゐる実演であつて放送されるものは、専ら当該放送

に係る放送対象地域において受信されることを目的として送信可能化(公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。)を行うことができる。ただし、当該放送に係る第九十九条の二第一項に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。

6 前項の規定により実演の送信可能化を行う者は、第一項において準用する第三十八条第二項の規定の適用がある場合を除き、当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利を有する者に相当な額の補償金を支払わなければならない。

7 前二項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐるレコードの利用について準用する。この場合において、前項中「第九十二条の二第一項」とあるのは、「第九十六条の二」と読み替へるものとす。

8 第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著作物を放送し、又は有線放送することができる場合には、その著作物の放送若しくは有線放送について、これを受信して有線放送し、若しくは影像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達し、又はその著作物の放送について、これを受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として送信可能化(公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。)を行うことができる。

9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行ったものとみなす。

- 一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十二条の四第二項、第四十四条第一項若しくは第二項又は第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を公衆に提示した者
- 二 第一項において準用する第四十四条第三項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存した放送事業者又は有線放送事業者
- 三 第一項において準用する第四十七条の四第一項若しくは第二項の規定の適用

を受けて同条第一項若しくは第二項に規定する内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像を公衆に提示した者

四 第一項において準用する第四十七条の四第三項又は第四十七条の五第三項の規定に違反してこれらの規定の複製物を保存した者

五 第一項において準用する第三十条の四、第四十七条の五第一項若しくは第二項、第四十七条の七又は第四十七条の九に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて当該実演等を利用した者

六 第一項において準用する第四十七条の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて当該実演等の送信可能化を行った者

七 第一項において準用する第四十七条の八の規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を、当該実演等の同条に規定する複製物の使用に代えて使用し、又は当該実演等に係る同条に規定する送信の受信（当該送信が受信者からの求めに応じ自動的に行われるものである場合にあつては、当該送信の受信又はこれに準ずるものとして政令で定める行為）をしないで使用して、当該実演等を利用した者

八 第三十三条の二第一項又は第三十七条第三項に定める目的以外の目的のために、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音を公衆に提示した者

（昭五三法四九・四項柱書一部改正、昭五九法四六・昭六一法六四・各項一部改正、平四法一〇六・一項四項柱書一号一部改正、平十一法四三・一項四項一号一部改正、平十一法七七・一項一部改正、平十二法五六・一項二項四項一号一部改正、平十五法八五・四項一号一部改正、平十八法一一一・三項四項五項追加旧三項旧四項繰下、一項三項四項六項一部改正七項三号四号追加、平二十一法五三・一項二項一部改正三項四項追加旧三項四項五項六項七項繰下旧七項一号三号四号一部改正五号六号七号八号追加、平二十一法七三

・ 1項9項一号一部改正、平二十二法六五・5項一部改正、平二四法四三
 ・ 1項9項一号一部改正、平二四法四三・1項9項一号五号一部改正）

（実演家人格権との関係）

第二百二条の二 前条の著作隣接権の制限に関する規定（同条第七項及び第八項の規定を除く。）は、実演家人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

（平十四法七二・追加、平十八法一一一・一部改正、平二十一法五三・一部改正）

（著作隣接権の譲渡、行使等）

第三百三条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条、第六十七条の二（第一項ただし書を除く）、第七十条（第三項及び第四項を除く）、第七十一条から第七十三条まで並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第百条の四」と、第七十条第五項中「前項」とあるのは「第百三条において準用する第六十七条第一項」と読み替えるものとする。

（昭六一法六四・一部改正、平九法八六・一部改正、平十四法七二・一部改正、平二十一法五三・一部改正、平二十二法六五・一部改正）

（著作隣接権の登録）

第四百四条 第七十七条及び第七十八条（第三項を除く。）の規定は、著作隣接権に関する登録について準用する。この場合において、同条第一項、第二項、第四項、第八項及び第九項中「著作権登録原簿」とあるのは、「著作隣接権登録原簿」と読み替えるものとする。

（平十一法四三・一部改正、平十二法一三一・一部改正、平十五法六一・一部改正、平二十一法五三・一部改正）

第五章

第五章 私的録音録画補償金

(平四法一〇六・追加)

(私的録音録画補償金を受ける権利の行使)

第四百四条の二 第三十条第二項(第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の補償金(以下この章において「私的録音録画補償金」という。)を受ける権利は、私的録音録画補償金を受ける権利を有する者(以下この章において「権利者」という。)のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、次に掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの(以下この章において「指定管理団体」という。)があるときは、それぞれ当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

一 私的使用を目的として行われる録音(専ら録画とともに行われるものを除く。以下この章において「私的録音」という。)に係る私的録音録画補償金

二 私的使用を目的として行われる録画(専ら録音とともに行われるものを含む。以下この章において「私的録画」という。)に係る私的録音録画補償金

2 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて私的録音録画補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の実施を行う権限を有する。

(平四法一〇六・追加)

(指定の基準)

第四百四条の三 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人であること。

二 前条第一項第一号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合についてはイ、ハ及びニに掲げる団体を、同項第二号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合についてはロからニまでに掲げる団体を構成員とすること。

イ 私的録音に係る著作物に関し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において私的録音に係る著作物に関し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められ

るもの

ロ 私的録画に係る著作物に関し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において私的録画に係る著作物に関し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ハ 国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む。)

ニ 国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む。)

三 前号イからニまでに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること。

イ 営利を目的としないこと。

ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 権利者のために私的録音録画補償金を受ける権利を行使する業務(第四百四条の八第一項の事業に係る業務を含む。以下この章において「補償金関係業務」という。)を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

(平四法一〇六・追加、平十八法五〇・一号一部改正)

(私的録音録画補償金の支払の特例)

第四百四条の四 第三十条第二項の政令で定める機器(以下この章において「特定機器」という。)又は記録媒体(以下この章において「特定記録媒体」という。)を購入する者(当該特定機器又は特定記録媒体が小売に供された後最初に購入するものに限る。)は、その購入に当たり、指定管理団体から、当該特定機器又は特定記録媒体を用いて行う私的録音又は私的録画に係る私的録音録画補償金の一括の支払として、第四百四条の六第一項の規定により当該特定機器又は特定記録媒体について定められた額の私的録音録画補償金の支払の請求があつた場合には、当該私的録音録画補償金を支払わなければならない。

2 前項の規定により私的録音録画補償金を支払つた者は、指定管理団体に対し、その支払に係る特定機器又は特定記録媒体を専ら私的録音及び私的録画以外の用に供することを証明して、当該私的録音録画補償金の返還を請求することができる

る。

3 第一項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定機器により同項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定記録媒体に私的録音又は私的録画を行う者は、第三十条第二項の規定にかかわらず、当該私的録音又は私的録画を行うに当たり、私的録音録画補償金を支払うことを要しない。ただし、当該特定機器又は特定記録媒体が前項の規定により私的録音録画補償金の返還を受けたものであるときは、この限りでない。

(平四法一〇六・追加)

(製造業者等の協力義務)

第四百四条の五 前条第一項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金の支払を請求する場合には、特定機器又は特定記録媒体の製造又は輸入を業とする者(次条第三項において「製造業者等」という。)は、当該私的録音録画補償金の支払の請求及びその受領に関し協力しなければならない。

(平四法一〇六・追加)

(私的録音録画補償金の額)

第四百四条の六 第四百四条の二第一項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、私的録音録画補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可があつたときは、私的録音録画補償金の額は、第三十条第二項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

3 指定管理団体は、第四百四条の四第一項の規定により支払の請求をする私的録音録画補償金に係る第一項の申請に際し、あらかじめ、製造業者等の団体が製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。

4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る私的録音録画補償金の額が、第三十条第一項(第二百二条第一項において準用する場合を含む。)及び第四百四条の四第一項の規定の趣旨、録音又は録画に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。

5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

(平四法一〇六・追加、平十一法一六〇・5項一部改正)

(補償金関係業務の執行に関する規程)

第四百四条の七 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程には、私的録音録画補償金(第四百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。)の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十条第二項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

(平四法一〇六・追加)

(著作権等の保護に関する事業等のための支出)

第四百四条の八 指定管理団体は、私的録音録画補償金(第四百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。)の額の二割以内で政令で定める割合に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(平四法一〇六・追加、平十一法一六〇・2項一部改正)

(報告の徴収等)

第四百四条の九 文化庁長官は、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、補償金関係業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又は補償金関係業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

(平四法一〇六・追加)

(政令への委任)

第四百四条の十 この章に規定するもののほか、指定管理団体及び補償金関係業務に關し必要な事項は、政令で定める。

(平四法一〇六・追加)

第六章

第六章 紛争処理

(平四法一〇六・旧第五章繰下)

(著作権紛争解決あつせん委員)

第二百五条 この法律に規定する権利に関する紛争につきあつせんによりその解決を図るため、文化庁に著作権紛争解決あつせん委員(以下この章において「委員」という。)を置く。

2 委員は、文化庁長官が、著作権又は著作隣接権に係る事項に関し学識経験を有する者のうちから、事件ごとに三人以内を委嘱する。

(あつせんの申請)

第二百六条 この法律に規定する権利に関し紛争が生じたときは、当事者は、文化庁長官に対し、あつせんの申請をすることができる。

(手数料)

第二百七条 あつせんの申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。

(昭五六法四五・2項一部改正、昭五九法二三・1項一部改正2項削除、平十一法二二〇・2項追加)

(あつせんへの付託)

第二百八条 文化庁長官は、第二百六条の規定に基づき当事者の双方からあつせんの申請があつたとき、又は当事者の一方からあつせんの申請があつた場合において他の当事者がこれに同意したときは、委員によるあつせんに付するものとする。

2 文化庁長官は、前項の申請があつた場合において、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりにあつせんの申請をしたと認めるときは、あつせんに付さないことができる。

(あつせん)

第二百九条 委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならない。

2 委員は、事件が解決される見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切るることができる。

(報告等)

第二百十条 委員は、あつせんが終わつたときは、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

2 委員は、前条の規定によりあつせんを打ち切つたときは、その旨及びあつせんを打ち切ることとした理由を、当事者に通知するとともに文化庁長官に報告しなければならない。

(政令への委任)

第二百十一条 この章に規定するもののほか、あつせんの手続及び委員に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章

第七章 権利侵害

(平四法一〇六・旧第六章繰下)

(差止請求権)

第十二条 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

(平十四法七二・1項2項一部改正)

(侵害とみなす行為)

第十三条 次に掲げる行為は、当該著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 国内において頒布する目的をもつて、輸入の時に国内で作成したとし
たならば著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害
となるべき行為によつて作成された物を輸入する行為

二 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行

為によつて作成された物（前号の輸入に係る物を含む。）を、情を知つて、頒布し、頒布の目的をもつて所持し、若しくは頒布する旨の申出をし、又は業として輸出し、若しくは業としての輸出の目的をもつて所持する行為

2 プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物（当該複製物の所有者によつて第四十七条の三第一項の規定により作成された複製物並びに前項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成された複製物を含む。）を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時を知つていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。

3 次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 権利管理情報として虚偽の情報を故意に付加する行為

二 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為（記録又は送信の方式の变换に伴う技術的な制約による場合その他の著作物又は実演等の利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる場合を除く。）

三 前二号の行為が行われた著作物若しくは実演等の複製物を、情を知つて、頒布し、若しくは頒布の目的をもつて輸入し、若しくは所持し、又は当該著作物若しくは実演等を情を知つて公衆送信し、若しくは送信可能化する行為

4 第九十四条の二、第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬又は第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権者」とあるのは「著作隣接権者（次条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。）」と、同条第一項中「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）」とする。

5 国内において頒布することを目的とする商業用レコード（以下この項において「国内頒布目的商業用レコード」という。）を自ら発行し、又は他の者に発行させている著作権者又は著作隣接権者が、当該国内頒布目的商業用レコードと同一の商業用レコードであつて、専ら国外において頒布することを目的とするもの（以下この項において「国外頒布目的商業用レコード」という。）を国外において自

ら発行し、又は他の者に発行させている場合において、情を知つて、当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布する目的をもつて輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為は、当該国外頒布目的商業用レコードが国内で頒布されることにより当該国内頒布目的商業用レコードの発行により当該著作権者又は著作隣接権者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限り、それらの著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。ただし、国内において最初に発行された日から起算して七年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過した国内頒布目的商業用レコードと同一の国外頒布目的商業用レコードを輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為については、この限りでない。

6 著作者の名譽又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。

（昭六〇法六一・二項追加、昭六三法八七・一項二号一部改正、平十一法七七・三項四項追加五項一部改正、平十四法七二・一項柱書一号二号三項一部改正、平十六法九二・五項追加旧五項繰下、平十八法一一一・一項二号四項一部改正、平二十一法五三・一項二号二項一部改正）

（善意者に係る譲渡権の特例）
 第百十三条の二 著作物の原作品若しくは複製物（映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。）を除く。以下この条において同じ。）、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物の譲渡を受けた時において、当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物がそれぞれ第二十六条の二第二項各号、第九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号のいずれにも該当しないものであることを知らず、かつ、知らないことにつき過失がない者が当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物を公衆に譲渡する行為は、第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項又は第九十七条の二第一項に規定する権利を侵害する行為でないものとみなす。

(平十一法七七・追加)

(損害の額の推定等)

- 第百十四条 著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下この項において「著作権者等」という。）が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合には、その者がその侵害の行為によつて作成された物を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行ったときは、その譲渡した物の数量又はその公衆送信が公衆によつて受信されることにより作成された著作物若しくは実演等の複製物（以下この項において「受信複製物」という。）の数量（以下この項において「譲渡等数量」という。）に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物（受信複製物を含む。）の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡等数量の全部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。
- 2 著作権者、出版権者又は著作隣接権者が故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合には、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。
- 3 著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権、出版権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。
- 4 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(平十二法五六・2項一部改正、平十五法八五・一部改正、平二六法三五・

3項4項一部改正)

(具体的態様の明示義務)

- 第百十四条の二 著作人人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、著作人、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者が侵害の行為を組成したものの又は侵害の行為によつて作成されたものとして主張する物の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。
- (平十五法八五・追加)
- 第百十四条の三 裁判所は、著作人人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者に対する提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。
- 3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く）、使用人その他の従業者をいう。第百十四条の六第一項において同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。
- 4 前三項の規定は、著作人人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

(平八法一一七・追加、平十二法五六・見出し1項一部改正2項3項追加、平十五法八五・旧第百十四条の二繰下、平十六法一一〇・1項一部改正3項

追加旧3項繰下(一部改正)

(鑑定人に対する当事者の説明義務)

第百十四条の四 著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

(平十二法五六・追加、平十五法八五・旧第百十四条の三繰下)

(相当な損害額の認定)

第百十四条の五 著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

(平十二法五六・追加、平十五法八五・旧第百十四条の四繰下)

(秘密保持命令)

第百十四条の六 裁判所は、著作人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠(第百十四条の三第三項の規定により開示された書類を含む。)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営

業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

2 前項の規定による命令(以下「秘密保持命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者

二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(平十六法一一〇・追加、平十七法七五・一項一部改正)

(秘密保持命令の取消し)

第百十四条の七 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない場合にあつては、秘密保持命令を発した裁判所)に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をもその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

(平十六法一一〇・追加)

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

第百十四条の八 秘密保持命令が発せられた訴訟(すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法(平成八年法律第九九号)第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の請求を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。第三項において同じ。)に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間(その請求の請求を行った者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の請求を行った者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

(平十六法一一〇・追加)

(名誉回復等の措置)

第百十五条 著作者又は実演家は、故意又は過失によりその著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者又は実演家であることを確保し、又は訂正その他著作者若しくは実演家の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる。

(平十四法七二・一部改正)

(著作者又は実演家の死後における人格的利益の保護のための措置)

第百十六条 著作者又は実演家の死後においては、その遺族(死亡した著作者又は実演家の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。)は、当該著作者又は実演家について第六十条又は第百一条の三の規定に違反する行為をする者又ははするおそれがある者に対し第百十二条の請求を、故意又は過失により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為又は第百十条若

しくは第百一条の三の規定に違反する行為をした者に対し前条の請求をすることができる。

2 前項の請求をすることができる遺族の順位は、同項に規定する順序とする。ただし、著作者又は実演家が遺言によりその順位を別に定めた場合は、その順序とする。

3 著作者又は実演家は、遺言により、遺族に代えて第一項の請求をすることができる者を指定することができる。この場合において、その指定を受けた者は、当該著作者又は実演家の死亡の日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した後(その経過する時に遺族が存する場合にあつては、その存しなくなつた後)において、その請求をすることができない。

(平十四法七二・見出し1項2項3項一部改正)

(共同著作物等の権利侵害)

第百十七条 共同著作物の各著作者又は各著作権者は、他の著作者又は他の著作権者の同意を得ないで、第百十二条の規定による請求又はその著作権の侵害に係る自己の持分に対する損害の賠償の請求若しくは自己の持分に応じた不当利得の返還の請求をすることができる。

2 前項の規定は、共有に係る著作権又は著作隣接権の侵害について準用する。

(無名又は変名の著作物に係る権利の保全)

第百十八条 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物の著作者又は著作権者のために、自己の名をもつて、第百十二条、第百十五条若しくは第百十六条第一項の請求又はその著作物の著作者人格権若しくは著作権の侵害に係る損害の賠償の請求若しくは不当利得の返還の請求を行なうことができる。ただし、著作者の変名がその者のものとして周知のものである場合及び第七十五条第一項の実名の登録があつた場合は、この限りでない。

2 無名又は変名の著作物の複製物にその実名又は周知の変名が発行者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の発行者と推定する。

第八章

第八章 罰則

(平四法一〇六・旧第七章繰下)

第百十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条第一項(第百

二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第十三条第三項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第四項の規定により著作権隣接権とみなされる権利を含む。第二百二条の二第三号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者（第十三条第三項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）

二 営利を目的として、第三十条第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

三 第十三条第一項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

四 第十三条第二項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

3 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもって、有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつていゝものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者は、二年以下の懲役若しくは二百萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（昭五九法四六・全改、平四法一〇六・各号一部改正、平八法一一七・柱書一部改正、平十一法七七・一号二号一部改正、平十四法七二・一号一部改正、

平十六法九二・柱書一号一部改正、平十八法一一一・全改、平二四法四三・一項一部改正三項追加）

第二百二条 第六十条又は第一百一条の三の規定に違反した者は、五百萬元以下の罰金に処する。

（昭五九法四六・一部改正、平八法一一七・一部改正、平十四法七二・一部改正、平十六法九二・一部改正）

第二百二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 技術的保護手段の回避を行うことをその機能とする装置（当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避を行うことをその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもって製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の回避により可能とする用途に供するために行うものに限る。）をした者

二 業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行つた者

三 営利を目的として、第十三条第三項の規定により著作者人格権、著作権、

実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

四 営利を目的として、第十三条第五項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

（平十一法七七・追加、平十四法七二・三号一部改正、平十六法九二・柱書一部改正四号追加、平二四法四三・一号一部改正）

第二百二条 著作者でない者の実名又は周知の変名を著作者名として表示した著作物の複製物（原著作物の著作者でない者の実名又は周知の変名を原著作物の著作者名として表示した二次的著作物の複製物を含む。）を頒布した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（昭五九法四六・柱書一部改正、昭六三法八七・二号一部改正、平三法六三・全改、平八法一一七・一部改正、平十六法九二・一部改正）

第二百二十一条の二 次の各号に掲げる商業用レコード（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、その複製物を頒布の目的をもつて所持し、又はその複製物を頒布する旨の申出をした者（当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した後において当該複製、頒布、所持又は申出を行った者を除く。）は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 国内において商業用レコードの製作を業とする者が、レコード製作者からそのレコード（第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード

二 国外において商業用レコードの製作を業とする者が、実演家等保護条約の締約国の国民、世界貿易機関の加盟国の国民又はレコード保護条約の締約国の国民（当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。）であるレコード製作者からそのレコード（第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード

（平三法六三・追加、平六法一一二・二号一部改正、平八法一一七・柱書一部改正、平十六法九二・柱書二号一部改正、平二一法五三・柱書一部改正）

第二百二十二条 第四十八条又は第二百二条第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

（昭五九法四六・一部改正、平八法一一七・一部改正、平十六法九二・一部改正）

第二百二十二条の二 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪は、国外において同項の罪を犯した者にも適用する。
（平十六法一一〇・追加、平十七法七五・一項一部改正2項追加）

第二百二十三条 第一百九条、第二十号の二第三号及び第四号、第二百二十一条の二並びに前条第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物に係る前項の罪について告訴をすることができる。ただし、第一百八条第一項ただし書に規定する場合及び当該

告訴が著作者の明示した意思に反する場合は、この限りでない。

（平三法六三・一項一部改正、平七法九一・一項一部改正、平十一法七七・一項一部改正、平十六法九二・一項一部改正、平十六法一一〇・一項一部改正、平十七法七五・一項一部改正）

第二百二十四条 法人の代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。）

又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第一百九条第一項若しくは第二項第三号若しくは第四号又は第二百二十二条の二第二項 三億円以下の罰金刑

二 第一百九条第二項第一号若しくは第二号又は第二百二十条から第二百二十二条まで 各本条の罰金刑

2 法人格を有しない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

3 第一項の場合において、当該行為者に対してした告訴又は告訴の取消しは、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴又は告訴の取消しは、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

4 第一項の規定により第一百九条第一項若しくは第二項又は第二百二十二条の二第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

（平十二法五六・一項一部改正1項二号追加、平十四法七二・一項一号二号一部改正、平十六法九二・一項一号一部改正、平十六法一一〇・一項二号追加旧二号繰下、平十七法七五・一項一号一部改正2号削除旧三号繰上、平十八法一一一・一項一号二号一部改正4項追加）

附則(抄)

附則(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

（適用範囲についての経過措置）

第二条 改正後の著作権法（以下「新法」という。）中著作権に関する規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法（以下「旧法」という。）による著作権の全部が消滅している著作物については、適用しない。

2 この法律の施行の際現に旧法による著作権の一部が消滅している著作物については、新法中これに相当する著作権に関する規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に行われた実演（新法第七条各号のいずれかに該当するものを除く。）又はこの法律の施行前にその音が最初に固定されたレコード（新法第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）でこの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものについては、新法第七条及び第八条の規定にかかわらず、著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十四条の二、第九十五条、第九十五条の三第三項及び第四項、第九十七条並びに第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。）を適用する。

（昭五九法四六・三項五項一部改正、平元法四三・五項削除、平八法一一七・三項削除四項一部改正、平十一法七七・三項一部改正、平十八法一一一・三項一部改正）

（国等が作成した翻訳物等についての経過措置）

第三条 新法第十三条第四号に該当する著作物でこの法律の施行の際現に旧法による出版権が設定されているものについては、当該出版権の存続期間内に限り、同号の規定は、適用しない。

（法人名義の著作物等の著作者についての経過措置）

第四条 新法第十五条及び第十六条の規定は、この法律の施行前に創作された著作物については、適用しない。

（書籍等の貸与についての経過措置）

第四条の二（削除）

（昭五九法四六・追加、平十一法七七・一部改正、平十六法九二・削除）

（映画の著作物等の著作権の帰属についての経過措置）

第五条 この法律の施行前に創作された新法第二十九条に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

2 新法の規定は、この法律の施行前に著作物中に挿入された写真の著作物又はこの法律の施行前に囑託によつて創作された肖像写真の著作物の著作権の帰属について旧法第二十四条又は第二十五条の規定により生じた効力を妨げない。

（自動複製機器についての経過措置）

第五条の二 著作権法第三十条第一項第一号及び第一百九条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。

（昭五九法四六・追加、平四法一〇六・一部改正、平十一法七七・一部改正、平十八法一一一・一部改正）

（公開の美術の著作物についての経過措置）

第六条 この法律の施行の際現にその原作品が新法第四十五条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されている美術の著作物の著作権者は、その設置による当該著作物の展示を許諾したものとみなす。

（著作物の保護期間についての経過措置）

第七条 この法律の施行前に公表された著作物の著作権の存続期間については、当該著作物の旧法による著作権の存続期間が新法第二章第四節の規定による期間より長いときは、なお従前の例による。

（翻訳権の存続期間についての経過措置）

第八条 この法律の施行前に発行された著作物については、旧法第七条及び第九条の規定は、なおその効力を有する。

（著作権の処分についての経過措置）

第九条 この法律の施行前にした旧法の著作権の譲渡その他の処分は、附則第十五条第一項の規定に該当する場合を除き、これに相当する新法の著作権の譲渡その他の処分とみなす。

（合著作物についての経過措置）

第十条 この法律の施行前に二人以上の者が共同して創作した著作物でその各人の寄与を分離して個別的に利用することができるものについては、旧法第十三条第一項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の著作物は、新法第五十一条第二項又は第五十二条第一項の規定の適用については、共同著作物とみなす。

(裁定による著作物の利用についての経過措置)

第十一条 新法第六十九条の規定は、この法律の施行前に国内において販売された商業用レコードに録音されている音楽の著作物の他の商業用レコードの製作のための録音については、適用しない。

2 旧法第二十二條ノ五第二項又は第二十七條第一項若しくは第二項の規定により著作物を利用することができることとされた者は、なお従前の例により当該著作物を利用することができる。

3 旧法第二十二條ノ五第二項又は第二十七條第二項の規定に基づき文化庁長官が定めた償金の額は、新法第六十八條第一項又は第六十七條第一項の規定に基づき文化庁長官が定めた補償金の額とみなして、新法第七十二條及び第七十三條の規定を適用する。

4 前項の場合において、当該償金の額について不服のある当事者が裁定のあつたことをこの法律の施行前に知つていたときは、新法第七十二條第一項に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

(登録についての経過措置)

第十二條 この法律の施行前にした旧法第十五條の著作権の登録、実名の登録及び第一発行年月日の登録に関する処分又は手続は、附則第十五條第三項の規定に該当する場合を除き、これらに相当する新法第七十五條から第七十七條までの登録に関する処分又は手続とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第十五條第三項の著作年月日の登録がされている著作物については、旧法第三十五條第五項の規定は、なおその効力を有する。

(出版権についての経過措置)

第十三條 この法律の施行前に設定された旧法による出版権でこの法律の施行の際現に存するものは、新法による出版権とみなす。

2 この法律の施行前にした旧法第二十八條ノ十の出版権の登録に関する処分又は手続は、これに相当する新法第八十八條の登録に関する処分又は手続とみなす。

3 第一項の出版権については、新法第八十條から第八十五條までの規定にかかわらず、旧法第二十八條ノ三から第二十八條ノ八までの規定は、なおその効力を有する。

(録音物による演奏についての経過措置)

第十四條 削除

(昭六一法六四・一部改正、平九法八六・一部改正、平十一法七七・全改)
(著作隣接権についての経過措置)

第十五條 この法律の施行前にした旧法の著作権の譲渡その他の処分で、この法律の施行前に行われた実演又はこの法律の施行前にその音が最初に固定されたレコードでこの法律の施行の日から新法中著作隣接権に関する規定が適用されることとなるものに係るものは、新法のこれに相当する著作隣接権の譲渡その他の処分とみなす。

2 前項に規定する実演又はレコードでこの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものに係る著作隣接権の存続期間は、旧法によるこれらの著作権の存続期間の満了する日が新法第一百條の規定による期間の満了する日後の日であるときは、同條の規定にかかわらず、旧法による著作権の存続期間の満了する日(その日がこの法律の施行の日から起算して五十年を経過する日後の日であるときは、その五十年を経過する日)までの間とする。

3 この法律の施行前に第一項に規定する実演又はレコードについてした旧法第十五條第一項の著作権の登録に関する処分又は手続は、これに相当する新法第四百條の著作隣接権の登録に関する処分又は手続とみなす。

4 附則第十條第一項及び第十二條第二項の規定は、第一項に規定する実演又はレコードについて準用する。

(昭六三法八七・二項一部改正、平三法六三・二項一部改正、平八法一一七
・ 1項一部改正 2項全改)

(複製物の頒布等についての経過措置)

第十六條 この法律の施行前に作成した著作物、実演又はレコードの複製物であつて、新法第二章第三節第五款(新法第二百二條第一項において準用する場合を含む。)の規定を適用するとしたならば適法なものとなるべきものは、これらの規定に定める複製の目的の範囲内において、使用し、又は頒布することができる。この場合においては、新法第一百三條第一項第二号の規定は、適用しない。

(権利侵害についての経過措置)

第十七條 この法律の施行前にした旧法第十八條第一項若しくは第二項の規定に違反する行為又は旧法第三章に規定する偽作に該当する行為(出版権を侵害する行

為を含む。）については、新法第十四条及び第七章の規定にかかわらず、なお旧法第十二条、第二十八条ノ十一、第二十九条、第三十三条、第三十四条、第三十条第一項から第四項まで、第三十六条及び第三十六条ノ二の規定の例による。

（平四法一〇六・一部改正）

（罰則についての経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十三年法律第四十九号）

（施行期日）

1 この法律は、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。〔昭和五十三年十月十四日から施行〕

（経過措置）

2 改正後の著作権法中著作権隣接権に関する規定は、この法律の施行前にその音が最初に固定された著作権法第八条第六号に掲げるレコードについては、適用しない。

（平十八法二二・2項一部改正）

附 則（昭和五十六年法律第四十五号）（抄）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。〔昭和五十六年五月十九日から施行〕

附 則（昭和五十八年法律第七十八号）（抄）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年法律第二十三号）（抄）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔昭和五十九年五月二十一日から施行〕

附 則（昭和五十九年法律第四十六号）

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。
（暫定措置法の廃止）

2 商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権等の権利に関する暫定措置法（昭和五十八年法律第七十六号。以下「暫定措置法」という。）は、廃止する。
（暫定措置法の廃止に伴う経過措置）

3 この法律の施行前に暫定措置法の規定により商業用レコードの公衆への貸与について許諾を得た者は、改正後の著作権法第二十六条の二、第九十五条の二及び第九十七条の二の規定にかかわらず、その許諾に係る条件の範囲内において当該商業用レコードに複製されている著作物、実演及びレコードを当該商業用レコードの貸与により公衆に提供することができる。

4 この法律の施行前にした暫定措置法第四条第一項の規定に違反する行為については、暫定措置法（これに基づく政令を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

附 則（昭和六十年法律第六十二号）（抄）

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。ただし、第七十六条の次に一条を加える改正規定及び第七十八条第一項の改正規定並びに附則第六項の規定は、改正後の著作権法第七十八条の二に規定する法律の施行の日から施行する。〔昭和六十二年四月一日から施行〕

（昭六一法六五・一部改正）

（昭六一法六五・一部改正）

（職務上作成する著作物についての経過措置）

2 改正後の著作権法第十五条の規定は、この法律の施行後に創作された著作物について適用し、この法律の施行前に創作された著作物については、なお従前の例による。

（創作年月日登録についての経過措置）

3 改正後の著作権法第七十八条の二に規定する法律の施行の前六月以内に創作されたプログラムの著作物に係る著作権法第七十六条の二第一項の登録については、その施行の日から三月を経過する日までの間は、同項ただし書の規定は、適用しない。

（昭六一法六五・追加）

4 改正後の著作権法第一百三十二条第二項の規定は、この法律の施行前に作成された

プログラムの著作物の複製物であつて、改正後の著作権法第四十七条の二の規定を適用するとならば適法であり、かつ、保存し得るべきものとなるものについては、適用しない。

(昭六一法六五・旧三項の繰下)

(罰則についての経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(昭六一法六五・旧四項の繰下)

附 則 (昭和六十一年法律第六十四号)

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。

(有線放送のための映画の著作物の著作権の帰属についての経過措置)

2 この法律の施行前に創作された改正後の著作権法第二十九条第三項に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

(有線放送事業者又は実演家に係る著作隣接権についての経過措置)

3 著作権法中有線放送事業者又は実演家に係る著作隣接権に関する規定(第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。)は、この法律の施行前に行われた有線放送又はその有線放送において送信された実演(同法第七条第一号から第三号までに規定する実演に該当するものを除く。)については、適用しない。

(罰則についての経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平十一法七七・3項一部改正、平十八法二二・3項一部改正)

附 則 (昭和六十一年法律第六十五号)(抄)

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十三年法律第八十七号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。(昭和

六十三年十一月二十一日から施行)

(経過措置)

2 改正後の著作権法第二百一十一条第二号の規定は、この法律の施行後に行われる次に掲げる行為については、適用しない。

一 国内において商業用レコードの製作を業とする者がレコード製作者からそのレコード(第八条各号のいずれかに該当するものを除く。)の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード(次号において「特定外国原盤商業用レコード」という。)で、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日(次号において「改正前の禁止期間経過日」という。)がこの法律の施行前であるものを商業用レコードとして複製し、又はその複製物を頒布する行為

二 改正前の禁止期間経過日以前に特定外国原盤商業用レコードを複製した商業用レコードで、改正前の禁止期間経過日がこの法律の施行前であるものを頒布する行為

附 則 (平成元年法律第四十三号)

(施行期日)

1 この法律は、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。(平成元年十月二十六日から施行)(条約により保護の義務を負う実演等についての経過措置)

2 改正後の著作権法(以下「新法」という。)中著作隣接権に関する規定(第九十五条及び第九十七条の規定を含む。)は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 この法律の施行前に行われた新法第七条第五号に掲げる実演

二 この法律の施行前にその音が最初に固定された新法第八条第三号に掲げるレコードで次項に規定するもの以外のもの

三 この法律の施行前に行われた新法第九条第三号に掲げる放送

3 この法律の施行前にその音が最初に固定された新法第八条第三号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約により我が国が保護の義務を負うものについては、なお従前の例による。(国内に常居所を有しない外国人であった実演家についての経過措置)

4 著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）は、この法律の施行前に行われた実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であったものについては、適用しない。ただし、著作権法の施行前に行われた実演で同法の施行の際現に旧著作権法（明治三十二年法律第三十九号）による著作権が存するものに係る実演家については、この限りでない。

（平八法一一七・一部改正、平十一法七七・4項一部改正、平十八法一一二・4項一部改正）

附 則（平成三年法律第六十三号）

（施行期日）

1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 著作権法第九十五条の三の規定は、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。次項第二号において「平成元年改正法」という。）の施行前に行われた著作権法第七条第五号に掲げる実演については、適用しない。

3 著作権法第九十七条の三の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（次号及び附則第五項第三号において「レコード保護条約」という。）により我が国が保護の義務を負うレコード（著作権法第八条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）であつて著作権法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十九号）の施行前にその音が最初に固定されたもの

二 著作権法第八条第三号に掲げるレコード（レコード保護条約により我が国が保護の義務を負うものを除く。）であつて平成元年改正法の施行前にその音が最初に固定されたもの

4 最初に販売された日がこの法律の施行前である商業用レコード（第七条第一号から第四号までに掲げる実演が録音されているもの及び第八条第一号又は第二号に掲げるレコードが複製されているものに限る。）を実演家又はレコード製作者が貸与により公衆に提供する権利に関する第九十五条の三第二項に規定する期間経過商業用レコードに係る期間の起算日については、なお従前の例による。

5 改正後の第二百一十一条の二の規定は、この法律の施行後に行われる次に掲げる

行為については、適用しない。

一 国内において商業用レコードの製作を業とする者がレコード製作者からそのレコード（第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード（次号において「特定外国原盤商業用レコード」という。）で、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日（次号において「二十年の禁止期間経過日」という。）が著作権法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第八十七号。次号及び第三号において「昭和六十三年改正法」という。）の施行前であるもの（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもって所持する行為

二 二十年の禁止期間経過日以前に特定外国原盤商業用レコードを複製した商業用レコードで、二十年の禁止期間経過日が昭和六十三年改正法の施行前であるものを頒布し、又は頒布の目的をもって所持する行為

三 著作権法の施行地外において商業用レコードの製作を業とする者が実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約又はレコード保護条約の締約国の国民（これらの条約の締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。）であるレコード製作者からそのレコード（第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコードで、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日が昭和六十三年改正法の施行前であるもの（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもって所持する行為

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平十一法七七・2項3項柱書4項一部改正、平十八法一一二・2項3項一部改正）

附 則（平成四年法律第六号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章の次に一章を加える改正規定（第四百四の四、第四百四の五並びに第四百四の八第一項及び第三項に係る部分を除く。）及び附則第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。（平成五年政令第四百十六号で平成五年六月一日から施行）

（経過措置）

2 改正後の著作権法（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の購入（小売に供された後の最初の購入に限る。以下同じ。）に係る新法第四百四の四第一項の特定機器により施行日前の購入に係る同項の特定記録媒体に行われる新法第四百四の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画については、適用しない。

3 施行日前の購入に係る新法第四百四の四第一項の特定機器により施行日以後の購入に係る同項の特定記録媒体に新法第四百四の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行う場合には、当該特定機器は、新法第四百四の四第一項の規定により私的録音録画補償金が支払われたものとみなす。施行日以後の購入に係る同項の特定機器により施行日前の購入に係る同項の特定記録媒体に新法第四百四の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行う場合の当該特定記録媒体についても、同様とする。

附 則（平成五年法律第八十九号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（平成六年十月一日から施行）

附 則（平成六年法律第十二号）

（施行期日）

1 この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日の翌日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成八年一月一日から施行）

（著作隣接権に関する規定の適用）

2 第一条の規定による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第七条第四号

に掲げる実演（同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。）で次に掲げるもの又は同条第五号に掲げる実演で次に掲げるものに対する著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。以下「平成元年改正法」という。）附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号。附則第四項において「平成三年改正法」という。）附則第二項の規定は、適用しない。

一 世界貿易機関の加盟国において行われた実演

二 次に掲げるレコードに固定された実演

イ 世界貿易機関の加盟国の国民（当該加盟国の法令に基づいて設立された法人及び当該加盟国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）をレコード製作者とするレコード

ロ レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの

三 次に掲げる放送において送信された実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されたものを除く。）

イ 世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送

ロ 世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われた放送

3 前項各号に掲げる実演に係る実演家で当該実演が行われた国内に常居所を有しない外国人であったものに対する著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。

4 次に掲げるレコードに対する著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十七条の第三項から第五項までの規定を含む。）の適用については、平成元年改正法

附則第二項及び第三項並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。

一 新法第八条第三号に掲げるレコードで次に掲げるもの

イ 世界貿易機関の加盟国の国民をレコード製作者とするレコード

ロ レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの

二 著作権法第八条第五号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（附則第六項において「レコード保護条約」という。）により我が国が保護の義務を負うもの

5 新法第九条第三号に掲げる放送で次に掲げるものに対する新法中著作権隣接権に関する規定の適用については、平成元年改正法附則第二項の規定は、適用しない。

一 世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送

二 世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われた放送

（外国原盤商業用レコードの複製等についての経過措置）

6 新法第二百二十一条の二の規定は、著作権法の施行地外において商業用レコードの製作を業とする者が世界貿易機関の加盟国の国民（実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約又はレコード保護条約の締約国の国民（これらの条約の締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。）である場合を除く。）であるレコード製作者からそのレコード（新法第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコードで、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日が著作権法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第八十七号）の施行前であるもの（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもって所持する行為であつて、この法律の施行後に行われるものについては、適用しない。

（平十一法七七・二項柱書3項4項一部改正、平十八法一一・二項3項4項柱書二号一部改正）

附 則（平成七年法律第九十一号）（抄）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔平成七年六月一日から施行〕

附 則（平成八年法律第十七号）（抄）
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成九年三月二十五日から施行〕

（写真の著作物の保護期間についての経過措置）

2 改正後の著作権法中著作物の保護期間に関する規定（次項において「新法」という。）は、写真の著作物については、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存するものについて適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している写真の著作物については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に創作された写真の著作物の著作権の存続期間は、当該写真の著作物の改正前の著作権法中著作物の保護期間に関する規定（以下「旧法」という。）による期間の満了する日が新法による期間の満了する日後の日であるときは、新法にかかわらず、旧法による期間の満了する日までの間とする。

附 則（平成九年法律第八十六号）
（施行期日）

1 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

（自動公衆送信される状態に置かれている著作物等についての経過措置）

2 改正後の著作権法（以下「新法」という。）第二十三条第一項、第九十二条の二第一項又は第九十六条の二の規定は、この法律の施行の際現に自動公衆送信される状態に置かれている著作物、実演（改正前の著作権法（以下「旧法」という。）第九十二条第二項第二号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。）又はレコードを、当該自動公衆送信に係る送信可能化を行った者（当該送信可能化を行った者）がこの法律の施行の際現に当該著作物、実演又はレコードを当該送信可能化に係る新法第二条第一項第九号の五の自動公衆送信装置を用いて自動公衆送信される状態に置いている者が異なる場合には、当該自動公衆送信される状態に置いている者）が当該自動公衆送信装置を用いて送信可能化する場合には、適用しない。

3 この法律の施行の際現に自動公衆送信される状態に置かれている実演（旧法第九十二条第二項第二号に掲げるものを除く。）については、同条第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（罰則についての経過措置）

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成十年法律第百一号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成十一年法律第四十三号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。)の施行の日から施行する。(以下略)

[平成十三年四月一日から施行]

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第十一条の規定による改正後の著作権法第十八条第三項の規定は、この法律の施行前に著作者が情報公開法第二条第一項に規定する行政機関又は地方公共団体に提供した著作物でまだ公表されていないもの (その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。)については、適用しない。

附則 (平成十一年法律第七十七号) (抄)

(施行期日)

1 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十九号の次に二号を加える改正規定、第三十条第一項の改正規定、第百十三号の改正規定、第百十九号の改正規定、第百二十号の次に一条を加える改正規定、第百二十三号第一項の改正規定及び附則第五条の二の改正規定並びに附則第五項の規定は、平成十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の著作権法第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項及び第九十七条の二第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物 (著作権法第二十一条、第九十一条第一項又は第九十六条に規定する権利を有する者の権利を害さずに作成されたものに限り、出版権者が作成した著作物の複製物を除く。)の譲渡による場合には、適用しない。

3 改正後の著作権法第二十六条の二第一項の規定は、この法律の施行前に設定された出版権でこの法律の施行の際現に存するものを有する者が当該出版権の存続期間中に行う当該出版権の目的となつてゐる著作物の複製物の頒布については、

適用しない。

4 出版権 (この法律の施行前に設定されたものに限り) が消滅した後において当該出版権を有していた者が行う当該出版権の存続期間中に作成した著作物の複製物の頒布については、なお従前の例による。

5 平成十一年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間は、改正後の著作権法第百十三号第四項中「第九十五条の三第三項」とあるのは「第九十五条の二第三項」と、「第九十七条の三第三項」とあるのは「第九十七条の二第三項」とする。

6 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成十一年法律第四十三号。以下「整備法」という。)の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、整備法の施行の日の前日までの間は、改正後の著作権法第四十七条の三中「第四十二条、第四十二条の二」とあるのは「第四十二条」と、「第四十二条又は第四十二条の二」とあるのは「又は第四十二条」とする。

7 この法律の施行前にした行為及び附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成十一年法律第六十号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

附則 (平成十一年法律第二百二十号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律 (第一条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・三 (略)

附則 (平成十二年法律第五十六号) (抄)

(施行期日)

1 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、第一条中著作権法第

五十八条の改正規定及び第二条の規定は、著作権に関する世界的所有権機関条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。〔平成十四年三月六日から施行〕

（損害額の認定についての経過措置）

2 第一条の規定による改正後の著作権法第百十四条の四の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終了した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

（罰則についての経過措置）

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十二年法律第百三十一号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年法律第百四十号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（以下略） 〔平成十四年十月一日から施行〕

附則（平成十四年法律第七十二号）（抄）

（施行期日）

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の改正規定、第八条の改正規定、第九十五条の改正規定、第九十五条の三の改正規定、第九十七条の改正規定、第九十七条の三の改正規定並びに附則第二項から第四項まで、第六項、第七項及び第九項の規定 実演及びレコードに関する世界的所有権機関条約（以下「実演・レコード条約」という。）

が日本国について効力を生ずる日 〔平成十四年十月九日から施行〕

二 目次の改正規定（「第百条の四」を「第百条の五」に改める部分に限る。）、第八十九条第四項の改正規定、第九十九条の次に一条を加える改正規定、第四

章第五節中第百条の四を第百条の五とし、第百条の三の次に一条を加える改正規定及び第百三条の改正規定 平成十五年一月一日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 実演・レコード条約が日本国について効力を生ずる日又は平成十五年一月一日のうちいずれか早い日 〔平成十四年十月九日から施行〕

2～8（略）

附則（平成十五年法律第六十一号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報に関する法律の施行の日から施行する。〔平成十七年四月一日から施行〕

附則（平成十五年法律第八十五号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

（映画の著作物の保護期間についての経過措置）

第二条 改正後の著作権法（次条において「新法」という。）第五十四条第一項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による。

第三条 著作権法の施行前に創作された映画の著作物であつて、同法附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされるものの著作権の存続期間は、旧著作権法（明治三十二年法律第三十九号）による著作権の存続期間の満了する日が新法第五十四条第一項の規定による期間の満了する日後の日であるときは、同項の規定にかかわらず、旧著作権法による著作権の存続期間の満了する日までの間とする。

（罰則についての経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十五年法律第百十九号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の

日から施行する。〔平成十六年四月一日から施行〕

附 則 (平成十六年法律第八十四号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成十七年四月一日から施行〕

附 則 (平成十六年法律第九十二号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

(商業用レコードの輸入等についての経過措置)

第二条 改正後の著作権法第百十三条第五項の規定は、この法律の施行前に輸入され、この法律の施行の際現に頒布の目的をもって所持されている同項に規定する国外頒布目的商業用レコードについては、適用しない。

第三条 改正後の著作権法第百十三条第五項に規定する国内頒布目的商業用レコードであつてこの法律の施行の際現に発行されているものに対する同項の規定の適用については、同項ただし書中「国内において最初に発行された日」とあるのは「当該国内頒布目的商業用レコードが著作権法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十二号)の施行の際現に発行されているものである場合において、当該施行の日」と、「経過した」とあるのは「経過した後、当該」とする。

(書籍等の貸与についての経過措置)

第四条 この法律の公布の日の属する月の翌々月の初日において現に公衆への貸与の目的をもって所持されている書籍又は雑誌(主として楽譜により構成されているものを除く。)の貸与については、改正前の著作権法附則第四条の二の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成十六年法律第二十号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定(罰則を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。

(特許法等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 次に掲げる規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

一 第四条の規定による改正後の特許法(以下この条及び附則第五条第二項において「新特許法」という。)第百四条の三及び第百五条の四から第百五条の六までの規定(新特許法、第五条の規定による改正後の実用新案法(第三号において「新実用新案法」という。)、第六条の規定による改正後の意匠法(次号において「新意匠法」という。))及び第七条の規定による改正後の商標法(同号において「新商標法」という。))において準用する場合を含む。

二 新特許法第百六十八条第五項及び第六項の規定(新特許法、新意匠法及び新商標法において準用する場合を含む。)

三 新実用新案法第四十条第五項及び第六項の規定(新実用新案法第四十五条第一項において読み替えて準用する新特許法第百七十四条第二項において準用する場合を含む。)

四 第八条の規定による改正後の不正競争防止法第六条の四から第六条の六までの規定

五 第九条の規定による改正後の著作権法第百十四条の六から第百十四条の八までの規定

附 則 (平成十六年法律第四百七号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成十七年法律第七十五号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第十三条及び第十四条の規定は、

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十六号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成十八年法律第五十号）（抄）

（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成十八年法律第二百一十一号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、第一条及び附則

第四条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（放送のための映画の著作物の著作権の帰属についての経過措置）

第二条 この法律の施行前に創作されたこの法律による改正後の著作権法（次条に

おいて「新法」という。）第二十九条第二項に規定する映画の著作物の著作権の

帰属については、なお従前の例による。

（放送される実演の有線放送についての経過措置）

第三条 新法第九十四条の二の規定は、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十

一年法律第六十四号）附則第三項若しくは著作権法の一部を改正する法律（平成

元年法律第四十三号。以下この条において「平成元年改正法」という。）附則第

二項の規定の適用により新法中著作隣接権に関する規定の適用を受けない実演又

は平成元年改正法附則第四項の規定の適用により新法中著作隣接権に関する規定

の適用を受けない実演家に係る実演については、適用しない。

（罰則についての経過措置）

第四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の

施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十年法律第八十一号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で

定める日から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書及び

教科用特定図書等から適用する。

（罰則についての経過措置）

第五条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年法律第五十三号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第七十条第二

項、第七十八条、第八十八条第二項及び第四百四条の改正規定並びに附則第六条の

規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日か

ら施行する。〔平成二十三年六月一日から施行〕

（視覚障害者のための録音物の使用についての経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の著作権法（以下「旧法」とい

う。）第三十七条第三項（旧法第一百一条第一項において準用する場合を含む。）の

規定の適用を受けて作成された録音物（この法律による改正後の著作権法（以下

「新法」という。）第三十七条第三項（新法第一百一条第一項において準用する場

合を含む。）の規定により複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行

うことができる著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に係るものを除く。）

の使用については、新法第三十七条第三項及び第四十七条の九（これらの規定を

新法第二百一条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお

従前の例による。

（裁定による著作物の利用等についての経過措置）

第三条 新法第六十七条及び第六十七条の二（これらの規定を新法第三百三条におい

て準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に新法第六十七条

第一項（新法第三百三条において準用する場合を含む。）の裁定の申請をした者に

ついて適用し、この法律の施行の日前に旧法第六十七条第一項の裁定の申請をし

た者については、なお従前の例による。

（商業用レコードの複製物の頒布の申出についての経過措置）

第四条 新法第二百一十一号の二の規定は、著作権法の一部を改正する法律（平成三

年法律第六十三号）附則第五項又は著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著

作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第一百十二号）附

則第六項の規定によりその頒布又は頒布の目的をもってする所持について同条の

規定を適用しないこととされる商業用レコードを頒布する旨の申出をする行為で

あって、この法律の施行後に行われるものについては、適用しない。

(罰則についての経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十一年法律第七十三号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年法律第六十五号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。(平成二十三年六月三十日から施行)

附 則 (平成二十四年法律第四十三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十条の規定 公布の日

二 第二条第一項第二十号並びに第十八条第三項及び第四項の改正規定、第十九条第四項に一号を加える改正規定、第三十条第一項第二号の改正規定、第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二の次に一条を加える改正規定、第四十七条の九の改正規定(又は第四十六条)を、「第四十二条の三第二項又は第四十六条」に改める部分に限る。)、同条ただし書の改正規定(「第四十二条の二まで」の下に「第四十二条の三第二項」を加える部分に限る。)、第四十九条第一項第一号の改正規定(「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に、「第四十二条の三第二項」を「第四十二条の四第二項」に改める部分に限る。)、第八十六条第一項及び第二項の改正規定(「第四十二条の二まで」の下に「第四十二条の三第二項」を加える部分に限る。)、第九十条の二第四項に一号を加える改正規定、第一百零二条第一項の改正規定(「第四十二条の三」を「第四十二条の四第二項」に改める部分に限る。)、第一百零九条第一項の改正規定、同条に一項を加え

る改正規定並びに第二百十条の二第一号の改正規定並びに次条並びに附則第四から第六条まで及び第九条の規定 平成二十四年十月一日

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の著作権法(以下「新法」という。)第十八条第三

項第一号から第三号までの規定は、前条第二号に掲げる規定の施行前に著作物が行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第二条第一項に規定する行政機関をいう。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。))又は地方公共団体若しくは地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。))に提供した著作物でまだ公表されていないもの(その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。))であつて、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号。以下この項において「公文書管理法」という。))第八条第一項若しくは第十一条第四項の規定により国立公文書館等(公文書管理法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。次項において同じ。))に移管されたもの又は公文書管理条例(地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する歴史公文書等(公文書管理法第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下この項において同じ。))の適切な保存及び利用について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下この項において同じ。))に基づき地方公文書館等(歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る施設として公文書管理条例が定める施設をいう。次項において同じ。))に移管されたものについては、適用しない。

2 新法第十八条第三項第四号及び第五号の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行前に著作者が国立公文書館等又は地方公文書館等に提供した著作物でまだ公表されていないもの(その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。))については、適用しない。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の著作権法第三十一条第二項の規定により記録媒体に記録されている著作物であつて、絶版等資料(新法第三十一条第一項第三号に規定する「絶版等資料」をいう。))に係るものについては、新法第三十一条第三項の規定により当該著作物の複製物を用いて自動公衆送

信（送信可能化を含む。）を行うことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第六条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第四十八号中「第百十九条」を「第百十九条第一項又は第二項」に改める。

（国民に対する啓発等）

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、新法第三十条第一項（新法第百二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもって、有償著作物等（新法第百十九条第三項に規定する有償著作物等をいう。以下同じ。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害する行為（以下「特定侵害行為」という。）の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、特定侵害行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、未成年者があらゆる機会を通じて特定侵害行為の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、学校その他の様々な場を通じて特定侵害行為の防止に関する教育の充実を図らなければならない。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一項の規定の適用については、同項中「新法第三十条第一項（新法第百二条第一項において準用する場合を含む。）とあるのは「著作権法第三十条第一項（同法第百二条第一項において準用する場合を含む。）と、」新法第百十九条第三項に規定する有償著作物等」とあるのは「録音され、又は録画された著作物、実演、レコー

ド又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）とする。

（関係事業者の措置）

第八条 有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講じるよう努めなければならない。

（運用上の配慮）

第九条 新法第百十九条第三項の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の収集その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

（検討）

第十条 新法第百十九条第三項及び附則第八条の規定については、この法律の施行後一年を目途として、これらの規定の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

附則（平成二十四年法律第三十二号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年法律第八十四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成二十六年十一月二十五日から施行）ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第百一条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十六年法律第三十五号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定及び次条の規定は、視聴覚の実演に関する北京条約（同条において「視聴覚的実演条約」という。）が日本国について効力を生ずる日から施行する。（著作権隣接権に関する規定の適用）

第二条 この法律による改正後の著作権法（以下この条において「新法」という。）

第七条第四号に掲げる実演（同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。）又は同条第五号に掲げる実演であつて、視聴覚的実演条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家に係るものに対する新法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。次項において「平成元年改正法」という。）附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号）附則第二項の規定は、適用しない。

2 視聴覚的実演条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家（当該実演家に係る実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であつた者に限る。）に対する新法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。

（出版権についての経過措置）

第三条 この法律の施行前に設定されたこの法律による改正前の著作権法による出版権でこの法律の施行の際現に存するものについては、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二十六年法律第六十九号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。〔平成二十八年四月一日から施行〕

附 則 （平成二十七年六月二十四日法律第四十六号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

著作権法施行令（抄）

（昭和四十五年十二月十日 政令第三百三十五号）

改正

昭和五十六年 五月二十六日政令第百八十四号

同 五十九年 五月 十五日同 第百四十一号

同 五十九年 六月二十八日同 第二百二十九号

〔保健体育審議会令等の一部を改正する政令第二十四号による改正〕

同 五十九年 九月二十六日同 第二百八十八号

〔身体障害者福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第七号による改正〕

同 五十九年十一月 十三日同 第三百二十三号

同 六十一年 八月二十九日同 第二百八十六号

同 六十二年 三月 二十日同 第四十六号

平成 元年 十月 三日同 第二百九十三号

同 二年 九月二十七日同 第二百八十五号

〔民事保全法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第二十四条による改正〕

同 二年十二月 七日同 第三百四十七号

〔老人福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第十七号による改正〕

同 三年 三月二十五日同 第四十七号

同 四年 四月 三十日同 第百六十三号

〔行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律第九条の規定の施行に伴う関係政令の整理に関する政令による改正〕

同 四年十二月 十六日同 第三百八十二号

同 五年 三月二十六日同 第六十九号

同 五年 四月 九日同 第百四十七号

同 十年 十月 十六日同 第三百二十四号

同 十年十一月二十六日同 第三百七十二号

〔精神薄弱の用語の整理のための関係政令の一部を改正する政令第二十二号による改正〕

同 十一年 六月二十五日同 第二百十号

同 十一年十二月 十七日同 第四百五号

同 十二年 二月 十六日同 第三十七号

〔民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令による改正〕

同 十二年 二月 十六日同 第四十二号

〔地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部省関係政令の整備等に関する政令による改正〕

同 十二年 三月二十九日同 第三百三十号

同 十二年 六月 七日同 第三百八号

〔中央省庁等改革のための文部科学省関係政令の整備等に関する政令による改正〕

同 十二年 六月 七日同 第三百二十六号

〔独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令による改正〕

同 十二年 七月 十四日同 第三百八十二号

同 十二年十二月 八日同 第五百四号

同 十二年十二月 八日同 第五百七号

〔独立行政法人教員研修センター法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第七号による改正〕

同 十三年 三月三十一日同 第百五十七号

同 十五年 六月 四日同 第二百四十四号

〔独立行政法人原子力安全基盤機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第七号による改正〕

同 十三年 三月三十一日同 第百五十七号

同 十五年 六月 四日同 第二百四十四号

〔独立行政法人原子力安全基盤機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第七号による改正〕

同 十三年 三月三十一日同 第百五十七号

同 十五年 六月 四日同 第二百四十四号

〔独立行政法人原子力安全基盤機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第七号による改正〕

同 十三年 三月三十一日同 第百五十七号

同 十五年 六月 四日同 第二百四十四号

〔独立行政法人原子力安全基盤機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第七号による改正〕

- 同 十五年十二月 三日同 第四百八十三号
〔国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第三十四条による改正〕
- 同 十六年 一月 三十日同 第十四号
〔独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十一条による改正〕
- 同 十六年 六月二十三日同 第二百一十一号
〔特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第三条による改正〕
- 同 十六年 十月 二十日同 第三百十八号
〔破産法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十八条による改正〕
- 同 十六年十一月 四日同 第三百三十八号
同 十七年 二月 十八日同 第二十四号
〔不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第六十一条による改正〕
- 同 十八年 三月三十一日同 第五百五十九号
〔独立行政法人消防研究所の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第五条による改正〕
- 同 十八年 九月二十六日同 第三百二十号
〔障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第二十七条による改正〕
- 同 十九年 三月 二日同 第三十九号
〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令第三十四条による改正〕
- 同 十九年 三月二十二日同 第五十五号
〔学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第二十六条による改正〕
- 同 十九年 三月 三十日同 第一百十号
〔独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令による改正〕
- 同 十九年 三月 三十日同 第一百一十一号
〔独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令による改正〕
- 同 十九年 七月 十三日同 第二百七号
〔信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係政令等の整備等に関する政令第二十三条による改正〕
- 同 二十一年 三月三十一日同 第一百一十一号
〔独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第四条による改正〕
- 同 二十一年 五月 十五日同 第三百三十七号
同 二十一年 九月 十一日同 第二百四十号
〔独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第三条による改正〕
- 同 二十一年十二月二十八日同 第二百九十九号
同 二十三年 五月二十七日同 第五百五十四号
同 二十三年 九月二十二日同 第二百九十六号
〔障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第十三条による改正〕
- 同 二十四年 二月 三日同 第二十六号

〔障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第二十一条による改正〕

同 二十五年 一月 十八日同 第五号

〔地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第四号第一六号による改正〕

同 二十五年十一月二十七日同 第三百十九号

〔地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第十三号第三号による改正〕

同 二十六年 二月 十九日同 第三十九号

〔独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第六条による改正〕

同 二十六年 八月 二十日同 第二百八十五号

目次

第一章 私的録音録画補償金に係る特定機器及び特定記録媒体（第一条・第一条の二）

第一章の二 著作物等の複製等が認められる施設等（第一条の三―第二条の三）

（平十二政五〇四・一部改正）

第二章 記録保存所（第三条―第七条）

（平二十一政二九九・一部改正）

第一章 私的録音録画補償金に係る特定機器及び特定記録媒体

（平五政一四七・追加）

（特定機器）

第一条 著作権法（以下「法」という。）第三十条第二項（法第二百二条第一項にお

いて準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の政令で定める機器のうち録音の機能を有するものは、次に掲げる機器（他の機器との間の音の信号に係る接続の方法で法第三十条第二項の特別の性能を有する機器に用いるものとして文部科学省令で定めるものを用いる機器を除く。）であつて主として録音の用に供するもの（次項に規定するものを除く。）とする。

一 回転ヘッド技術を用いた磁気的方法により、三十二キロヘルツ、四十四・一キロヘルツ又は四十八キロヘルツの標本化周波数（アナログ信号をデジタル信号に変換する一秒当たりの回数をいう。以下この条において同じ。）でアナログデジタル変換（アナログ信号をデジタル信号に変換することをいう。以下この条において同じ。）が行われた音を幅が三・八一ミリメートルの磁気テープに固定する機能を有する機器

二 固定ヘッド技術を用いた磁気的方法により、三十二キロヘルツ、四十四・一キロヘルツ又は四十八キロヘルツの標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた音を幅が三・七八ミリメートルの磁気テープに固定する機能を有する機器

三 磁気的かつ光学的方法により、四十四・一キロヘルツの標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた音を直径が六十四ミリメートルの光磁気ディスクに固定する機能を有する機器

四 光学的方法により、四十四・一キロヘルツの標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた音を直径が八十ミリメートル又は百二十ミリメートルの光ディスク（一枚の基板からなるものに限る。）に固定する機能を有する機器

2 法第三十条第二項の政令で定める機器のうち録画の機能を有するものは、次に掲げる機器（ビデオカメラとしての機能を併せ有するものを除く。）であつて主として録画の用に供するもの（デジタル方式の録音の機能を併せ有するものを含む。）とする。

一 回転ヘッド技術を用いた磁気的方法により、その輝度については十三・五メガヘルツの標本化周波数で、その色相及び彩度については三・三七五メガヘルツの標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた影像を、幅が六・三五ミリメートルの磁気テープ（幅、奥行及び高さが百二十五ミリメートル、七十八ミリメートル及び十四・六ミリメートルのカセットに収容されているものに限

る。）に連続して固定する機能を有する機器

二 回転ヘッド技術を用いた磁気的方法により、いずれの標本化周波数によるものであるかを問わずアナログデジタル変換が行われた影像を、幅が十二・六五ミリメートルの磁気テープに連続して固定する機能を有する機器

三 光学的方法により、特定の標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた影像又はいずれの標本化周波数によるものであるかを問わずアナログデジタル変換が行われた影像を、直径が百二十ミリメートルの光ディスク（レーザー光が照射される面から記録層までの距離が〇・六ミリメートルのものに限る。）であつて次のいずれかに該当するものに連続して固定する機能を有する機器

イ 記録層の渦巻状の溝がうねつておらず、かつ、連続していないもの

ロ 記録層の渦巻状の溝がうねつており、かつ、連続しているもの

ハ 記録層の渦巻状の溝がうねつており、かつ、連続していないもの

四 光学的方法（波長が四百五十ナノメートルのレーザー光を用いることその他の文部科学省令で定める基準に従うものに限る。）により、特定の標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた影像又はいずれの標本化周波数によるものであるかを問わずアナログデジタル変換が行われた影像を、直径が百二十ミリメートルの光ディスク（レーザー光が照射される面から記録層までの距離が〇・一ミリメートルのものに限る。）であつて前号ロに該当するものに連続して固定する機能を有する機器

（平五政一四七・追加、平十政三二四・柱書一部改正四号追加、平十一政二一〇・柱書一部改正二項追加、平十二政三〇八・一項柱書一部改正、平十二政三八二・二項三号追加、平二十一政一三七・二項四号追加）

（特定記録媒体）

第一条の二 法第三十条第二項の政令で定める記録媒体のうち録音の用に供されるものは、前条第一項に規定する機器によるデジタル方式の録音の用に供される同項各号に規定する磁気テープ、光磁気ディスク又は光ディスク（小売に供された後最初に購入する時に録音されていないものに限る。）とする。

2 法第三十条第二項の政令で定める記録媒体のうち録画の用に供されるものは、前条第二項に規定する機器によるデジタル方式の録画（デジタル方式の録音及び録画を含む。）の用に供される同項各号に規定する磁気テープ又は光ディスク（小

売に供された後最初に購入する時に録画されていないものに限る。）とする。

（平五政一四七・追加、平十政三二四・一部改正、平十一政二一〇・柱書一部改正二項追加、平十二政三八二・二項一部改正）

第二章の二 著作物等の複製等が認められる施設等

（昭五九政三二三・改称、平五政一四七・旧第一章繰下、平十二政五〇四・一部改正）

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第一条の三 法第三十一条第一項（法第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

一 図書館法第二条第一項の図書館

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設

三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館

四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの

五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたものうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの

六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人（次条から第三条までにおいて「一般社団法人等」という。）が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第六号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。（昭五九政三二三・一部改正、平五政一四七・一項一部改正旧第一条繰下、

平十二政三〇八・一項一部改正、平十九政三九・一項六号一部改正、平二十
一政二九九・一項柱書二号一部改正)

(視覚障害者等のための複製等が認められる者)

第二条 法第三十七条第三項（法第八十六条第一項及び第三項並びに第二百一条第一
項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う
者（イ、ニ又はチに掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は
一般社団法人等、ホに掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益
社団法人又は公益財団法人に限る。）

イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項の障害児入所
施設及び児童発達支援センター

ロ 大学等の図書館及びこれに類する施設

ハ 国立国会図書館

ニ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の視
聴覚障害者情報提供施設

ホ 図書館法第二条第一項の図書館（司書等が置かれているものに限る。）

ヘ 学校図書館法（昭和二十八年法律第八十五号）第二条の学校図書館

ト 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三の養護老人ホー
ム及び特別養護老人ホーム

チ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七
年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条

第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、

同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援
又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施
設

二 前号に掲げる者のほか、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法
人（法第二条第六項に規定する法人をいう。以下同じ。）のうち、視覚障害者

等のための複製又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を的確かつ円滑に行
うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化
庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第二号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

(昭五九政二八八・平二政三四七・一部改正、平五政六九・一項五号二項追
加、平十政三七二・一項一号一部改正、平十二政五〇四・一項柱書一号二号
四号五号一部改正、平十八政三三〇・一項一号二号一部改正五号追加旧五号
繰下二項一部改正、平十九政三九・一項一号二号五号一部改正、平十九政五
五・一項三号一部改正、平二十一政二九九・見出し一部改正一項全改二項一
部改正、平二十三政二九六・一項一号一部改正、平二十四政二六・一項一
号一部改正、平二五政五・一項一号一部改正、平二五政三一九・一項一号一
部改正、平二六政二八五・一項柱書一部改正)

(聴覚障害者等のための複製等が認められる者)

第二条の二 法第三十七条の二（法第八十六条第一項及び第三項並びに第二百一条第
一項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次の各号に掲げる利
用の区分に応じて当該各号に定める者とする。

一 法第三十七条の二第一号（法第八十六条第一項及び第三項において準用する
場合を含む。）に掲げる利用 次に掲げる者

イ 身体障害者福祉法第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設を設置して聴
覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（国、地方公共団体又は一
般社団法人等に限る。）

ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法
人のうち、聴覚障害者等のための複製又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）
を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を
有するものとして文化庁長官が指定するもの

二 法第三十七条の二第二号（法第八十六条第一項及び第二百一条第一項において
準用する場合を含む。）に掲げる利用 次に掲げる者（同号の規定の適用を受
けて作成された複製物の貸出しを文部科学省令で定める基準に従つて行う者に
限る。）

イ 次に掲げる施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行
う者（②に掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社
団法人等、③に掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団
法人又は公益財団法人に限る。）

- (1) 大学等の図書館及びこれに類する施設
- (2) 身体障害者福祉法第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設
- (3) 図書館法第二条第一項の図書館（司書等が置かれているものに限る。）
- (4) 学校図書館法第二条の学校図書館

ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚障害者等のための複製を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

- 2 文化庁長官は、前項第一号ロ又は第二号ロの指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

（平十二政五〇四・追加、平十九政三九・一項一号一部改正、平二十一政二九九・見出し一部改正1項全改2項一部改正、平二六政二八五・一項柱書一
号一部改正）

（映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設）

- 第二条の三 法第三十八条第五項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 国又は地方公共団体が設置する視聴覚教育施設

二 図書館法第二条第一項の図書館

三 前二号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人等が設置する施設で、映画フィルムその他の視聴覚資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供する業務を行うものうち、文化庁長官が指定するもの

- 2 文化庁長官は、前項第三号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

（昭五九政三三三・追加、昭六一政二八六・一部改正、平十二政五〇四・旧
第二条の二繰下、平十九政三九・一項三号一部改正）

第二章 記録保存所

（記録保存所）

- 第三条 法第四十四条第一項又は第二項（法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により作成された録音物又は録画物（以下この章において「一時的固定物」という。）を法第四十四条第三項ただし書（法第百二条第一項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定により保存するこ

とができる公的な記録保存所（以下この章において「記録保存所」という。）は、次に掲げる施設で、当該施設を設置する者の同意を得て文化庁長官が指定するものとする。

一 独立行政法人国立美術館が設置する施設で、映画に関する作品その他の資料を収集し、及び保管することを目的とするもの

二 放送又は有線放送の用に供した録音物又は録画物を記録として収集し、及び保存することを目的とする施設（一般社団法人等が設置するものに限る。）

- 2 文化庁長官は、前項の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

（昭六一政二八六・一部改正、平十二政三三三・一項柱書一号二号2項一部改正、平十九政三九・一項二号一部改正）

（一時的固定物の保存）

第四条 法第四十四条第三項ただし書の規定により記録保存所において保存することができる一時的固定物は、記録として特に保存する必要があると認められるものでなければならぬ。

2 記録保存所においては、その保存する一時的固定物を良好な状態で保存するため、適当な措置を講じなければならない。

3 記録保存所においては、記録として保存するため必要があると認められる場合には、その保存する一時的固定物に録音され、又は録画されている音又は影像を録音し、又は録画して、その録音物又は録画物を当該一時的固定物に代えて保存することができる。

- 4 前項の録音物又は録画物は、一時的固定物とみなす。

（昭六一政二八六・一部改正）



コピーOK

障害者OK

学校教育OK

利用の際は必ず下記サイトを確認ください。

<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>

このマークは本テキストに掲載している全ての著作権について付けられたものです。

【お問い合わせ先】

文化庁長官官房著作権課

所在地：〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL：03-5253-4111（代表）内線 3169

FAX：03-6734-3813

文化庁長官官房著作権課のホームページ

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>